

平成 27 年 6 月 佐川町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 27 年 6 月 8 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成 27 年 6 月 8 日 午前 9 時宣告（第 4 日）

応招議員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	廣田 郁雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	橋掛 直馬
収納管理課長補佐	戸田 郁	病院事務局長	片岡 博彦
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 7 年 6 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 2 7 年 6 月 8 日 午前 9 時開議

日程第 1 一 般 質 問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6 番、松浦隆起君の発言を許します。

6 番（松浦隆起君）

おはようございます。6 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も 3 点一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 点目に、協働のまちづくりへ行政側の取り組みについて、ということでお伺いをいたします。この質問につきましては、22 年 3 月そして 24 年 6 月定例会において、2 度質問をさせていただいております。具体的には、協働のまちづくりへの町職員の参加ということとであります。つまり、それぞれの地域において、町職員の方の力をお借りし、より前へ、住みよいまちづくりを進めていければというのが質問の主旨でございます。

堀見町長は、就任して以来、チーム佐川という考え方を掲げて町政に取り組んでおります。このチーム佐川という考え方は、今の総合計画の柱となっている協働ということと共通しているのではないかと、個人的には思っております。そして、この協働が実を結ぶかどうかは、役場側、職員の皆さんの姿勢にも非常にかかっていると個人的には思っております。

そういった思いから、2 度質問をさせていただいております。2 回の質問の中で、具体的に提案をさせていただいたことは、佐川町在住の職員の方、それぞれ各地域、自治会におられるわけですが、そこで、職員の方の住んでおられる地域・自治会のさまざまな情報、この道路が危ないであるとか、そういったものを、また地域の要望等を報告書の様式に沿って、例えば 2 カ月に 1 回といったようなペースで報告をしていただく。職員の方の住んでおられない自治会に関しては、近隣の地域に住む職員の方が報告を上げるというふうにする、と。このこと自体は、それほど負担になることではないというふうに思っております。

日常生活の中で、自分の住む地域の環境に目を配っていただい

て、2カ月に1回、ないし3カ月に1回報告をしていただくということは、可能なことだというふうに思います。こういった形で、職員の方が地域の声を聞いていただき、一緒に汗を流す、そういうリレーションシップを築けば、職員の方が頑張っていることも理解をしていただけますし、信頼もさらにしていただけることにつながるのではないかと、そういった観点で提案をさせていただきました。

さまざまな理由から、なかなか実施はしていただいておりますが、その1つには、業務時間以外に、職員の方に業務を課すということが理由の1つにあったのではないかなあというふうに推測をしております。そういった観点も踏まえ、地域担当職員制度という形をとっていただいて、取り組んでいただけないかというふうに思います。

この地域担当職員制度は、皆さんも御存じのように、全国のいくつもの自治体で取り組みが行われております制度でありまして、地域と行政のパートナーシップの関係で、住民と行政のまちづくりを推進するために各地域に数名の担当職員を配置し、その地域と行政とのパイプ役となるものでございます。

主な活動としては、担当地域の総会、また地域行事への参加、地域からの要望などへの対応を行うというものです。総じていえば、地域の課題や問題を地域の人と一緒にになって解決に取り組み、またその地域の発展を考えていくというものであります。

地域密着型の行政を展開をし、地域のさまざまな声を町政に届け、反映をさせていく、町民、そして職員、あらゆる人がまちづくりにかかわっていく、まさにチーム佐川の考え方に沿った取り組みではないかというふうに思います。

今まで2度質問をさせていただいて、なかなか取り組んでいただけないことに、協働を掲げながらどうしてなんだろうかという大きな疑問もありました。ぜひ、本町独自の地域担当職員制度、本町に合ったものを構築をしていただいて取り組んでいただければと思います。この点について、お伺いをしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。松浦議員の協働のまちづくりへの職員の参加につきましては、昨年度も何度か御質問をいただきました。現在、第5次佐川町総合計画の最終年度としまして、ワークショップ、サロンを分野別、

次世代別、地区別とあわせまして全 16 回を開催することとしております。

既に、分野別のワークショップの 6 回が終了しておりまして、延べ 100 人の職員が参加をし、住民の方々と意見交換をし、佐川町の現状や未来についての話し合いをさせていただいております。また、地域の活性化計画策定や整備を進めている集落活動センター等の会議におきましても、より地域に密着したまちづくりを進めて行く上で、職員の参加が大切であることから、担当職員だけでなく、各地域に関係のある職員を含め、多くの職員に参加の要請をさせていただいております。

自分たちの町をもっとよくしたいとの思いは、住民も職員も同じであり、そのためには自分に何ができるかを考えてみるのが大切であるということから、引き続き職員には、今まで以上に地域に目を向け関心を持っていただき、地域の住民の方々と一緒になってまちづくりを進めて地域を盛り上げていくよう、まちづくりへの参加をうながしていきたいと考えております。

松浦議員のおっしゃられます地域職員制度につきましては、地域職員制度というのはですね、まず、町内のそれぞれの地域を担当する職員を配置し、地域活動を盛り上げる方法や、それぞれの地域や課題の解決方法について、地域の皆さんと一緒に考え、また、これらに対して、活用できる補助金や助成金の情報等、先進事例といった地域活動に役立つ情報を提供するなど、地域活動を側面から支援し、地域と行政とのパイプ役として住民とともに考え、地域と行政の連携を強化していく制度となっております。

佐川町におきましても、人口減少や少子高齢化におきましては、地域社会にさまざまな影響を及ぼしていることから、地域づくりにおいては、地域の皆さんと行政が情報を共有し、知恵を出し合い、ともに汗を流して元気な地域づくりを進めていく中で、パートナーシップの関係を築き、協働のまちづくりを実現していくことが重要であると考えております。

今後におきましては、松浦議員のおっしゃられるとおり佐川町に合った地域担当職員制度の導入をしていくことを各課局または庁議の場でも協議していきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。今、本町も引

き続き厳しい行財政運営を、懸命に職員の方もその中で頑張っておられるわけですが、町長、職員の方が、みずからそういった形で地域に入って、率先をして範を示すことで、行政運営の効率は少しずつ高まると思いますし、住民サービスが前進をし、町民の方が一緒に改善に取り組む、そういう動きをさらに促進できるのではないかなというふうに思っております。

これは、ほとんどコストゼロでパフォーマンスが高いものと思いますので、今の課長の答弁ですと、実施に向けて、各課調整をしながらというふうに受け取らせていただきましたので、ぜひ、進めていただければと思います。

それでは、次に、住民懇談会の開催についてお伺いをいたします。

この住民懇談会の開催につきましても、これ 24 年 6 月、前町長の折に御質問させていただいております。そのときに申し上げましたのは、トップダウンだけではなくて、現場の声を積み上げるボトムアップの手法も大事な取り組みであると。そして町長の進めようとするまちづくりのビジョンをしっかりと示して、そして町民の声をしっかりと聞く機会を持つ姿勢が非常に大事になってきているという点であります。

その後、前町長は、5 地区において懇談会を開催をしていただきました。ただ、開催単位は、小さいほうがいいということも提案をさせていただいておりましたので、その点について、今後改善してもらえればというふうに思っておりました。その後、堀見町長にかわり、昨年、21 カ所において地区懇談会、通称チクコンという形で開催をしていただきました。その開催単位は、私が提案をさせていただいてものと近いものがありましたので、その点についてはよかったなあというふうに感じております。

ただ、その懇談会の内容については、町民の方からもいくつか声をいただいております。最近もそういったことをまた耳にいたしました。昨年の 12 月定例会におきましても少し述べましたが、住民の方の切実な要望について、後日役場のほうに来て話をしてくださいという、少し考えられない対応をされております。また、質問の時間が少なく、聞きたいことが聞けなかったと。いろんなことを町長に聞きたかったけれども、その時間が余りにも少なかったと。

また、これは私自身が地元懇談会に参加をさせていただいて感じたことですが、質問の内容によって、この懇談会にそぐわないとい

う理由から、質問に、直接的に答えない。先ほどの質問とも関連をしますが、職員の地域行事の参加について声が出ると「今、努力をしている途中なので、そういうことは言わないでもらいたい」というような発言もありました。

これらの点については、直接、職員の方にも、私も話をさせていただいておりますが、懇談会の内容としては、私は大きく改善をする必要があると思っております。３月定例会において、チーム佐川の課長から、このチクコンについて、地域の要望を聞くといった従来の住民懇談会とは少し違った手法で開催をいたしました。みんなでまちづくりについて考えるチクコンを開催したという答弁がありました。その開催趣旨は理解をできますが、懇談会と名付けている以上、町民の方は、そういった捉え方はできないというか、していなかった。ぜひ、町長に自分たちの思いを聞いてもらいたい、そういうことで会場に向かわれたというような話を聞いております。

懇談会を開催する側の姿勢としては、まずは町民の方の、今感じていること、そして困っていること、さまざまな現状の生の声をしっかりと聞く、その上で未来のまちづくりについて議論をしていく、そのほうがもっと町民の方からの声が出るのではないかと思います。

また、懇談会については、毎年行っていくことが大事な点ではないかなというふうに思っておりますが、お聞きをすると、今年度はさまざまなサロン等があるので行わないということではありますが、今お話しした内容も踏まえて、今後の懇談会の開催、また、その内容について、今後どういった考えで行われるのか、お聞かせいただければと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私自身が経験も不足しておりますが、まだまだ若いということもあろうかと思いますが、懇談会っていうものがですね、私は、住民の皆さんと、胸襟を開いてといいますか、お互いに親しくお話しをさせていただく。懇談という意味には、私はそのような意味を捉えておりまして、何か一方的に要望をお聞きするとかですね、そういう形ではイメージをしてなかったということもありまして、去年は、21回、あのような形で進めさせていただきました。

住民の方々の中には、すごくよかったと言っていた方もいますし、物足りなかったという言葉もありました。懇談会というものに対する住民の皆さんの受け止め方、感じ方がひょっとしたら今までの形の中で、懇談会とはこういうものなんだろうという先入観というか、意識があるようでしたら、少し、去年開いた私たちの執行部のやった懇談会が、ちょっと違うんじゃないのという意見もあるかと思います。その意見に関しては、真摯に受け止めて、来年度以降の懇談会に向けていきたいなあというふうに思っております。

私は、大切にしたいのは、やはり協働、松浦議員も言われました協働、住民と執行部、行政が一緒になって幸せなまちづくりをしていくということと、その中で、対話によるまちづくり、お互いが話し合う、お互いが相手の話を聞く、双方に対話を重ねて、今、目の前に起こっているまちづくりの課題に関して、自分ごととして捉えていただくということがすごく大切かなあと思ってます。

その中で、行政がしっかりとやらなければいけないことは、しっかりと対応させていただくと。また、住民の皆さんに少し、一歩前に出て主体的にまちづくりにかかわっていただきたい。そういうことはお願いもしながら、協働と対話のまちづくりを進めていきたいと、そのように考えております。

来年度は、今年度中に完成を予定しております総合計画に基づいた形の住民懇談会、地区懇談会を開催をしていきたいと、そのように考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

来年度は総合計画等に沿ってということですので、またその説明等に時間が要して、さまざまな声が出たときに、なかなか聞けないということになることも少し、今お聞きして懸念をしますが、懇談という、町長の言われる懇談ということですが、町民の方が、今こういうことに地域で困っている、こういうことを何とかしてもらいたいんですと、ああそうですかと、今どんな状況ですかというのも、これは町民の方との対話だと思いますので、このまま十分懇談なわけですね。

ですから、町長はわかっていると思いますので、ぜひ、そういった点も踏まえていただいた上で、来年度、その総合計画に基づいてとなると、また少し時間が、町民の方がいろんな声を、町

長に対して非常に期待があるだけに、こんなことを聞いてもらいたい、今までできないことを、こんなことも聞いてもらいたいという思いがあふれているようにも思いますので、ぜひ、その時間も少しとっていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、この質問については終わらせていただきます。

2点目の質問に移らせていただきます。

がん検診へのピロリ菌検査の導入について、お伺いをいたします。

この質問につきましては、25年3月、それから昨年6月定例会において、お聞きをさしていただいております。2度についてお聞きをしておりますので、ピロリ菌についての詳しい話は省かせていただきますが、国内で年間約12万人に発症し、約5万人が亡くなる胃がんの98%は、このピロリ菌感染による慢性胃炎が進行したものと考えられております。国内のピロリ菌感染者は推計約3,500万人。水道など衛生環境の整っていない時代に幼少期を過ごした中高年以上の年齢層に多いというふうにされております。検査でピロリ菌が発見された場合、除菌が必要となるわけですが、この除菌については、以前は、胃潰瘍や十二指腸潰瘍など、症状が進まない、保険適用ができない。だが、2013年2月からは、内視鏡検査で慢性胃炎または萎縮性胃炎と診断されれば、ピロリ菌検査で感染が確認されれば、慢性胃炎の段階から除菌に保険が適用されるようになっております。

胃がん撲滅に取り組む北海道大学の大学院の浅香特任教授によりますと、無症状なのにピロリ菌検査を受けに来た30代の女性から、内視鏡で早期のスキルス胃がんが見つかった事例もあるということでありまして、このピロリ菌検査により若い女性の命が救われたということでございます。

また、保険適用後1年の除菌実績は、この浅香教授によりますと、出荷ベースで約130万件に上っておりまして、日本では内視鏡検査100件当たり1件、大体胃がんが見つかるということのようでありまして、保険適用の効果として内視鏡検査で年間1万人超が新たに胃がんと診断され、そのほとんどが早期だと推定されるというふうに分析をされております。対策が進めば、5年後の20年には死亡者を3万人まで減らし、医療費も2割から3割は抑制できるのではないかとというふうに予測をされております。

こういった状況を踏まえ、国におきまして、早ければ 2016 年度の改正に向けて検討されております、がん検診のあり方に関する検討会というところにおきまして、今検討が進められておりまして、効果や必要性が認められれば、この検診という中に、指針に盛り込むというふうにされております。四万十町におきまして、このピロリ菌検査が実施をされておりました、ある町民の方がこの検査を受診され、がんが早期に発見をされ、治療を受けることができたというお話もお聞きをしております。

今、るる申し上げましたように、胃がんから命を守るためにこのピロリ菌検査は非常に重要なものとなってきております。昨年質問させていただいた折に、担当課長からはいい答弁をいただけませんでしたが、町長からは、もう一度協議を、検討したいという答弁をいただいております。ただ、27 年度のセット検診のお知らせを見ますと、今年度も残念ながら含まれていないようでしたので、今回改めてお聞きをしたいと思っております。

そこでまずお聞きをいたしますが、この本町の特定健診、受診率をお伺いしたいと思います。かわせみで行われておりますセット検診と、高北病院で行われております健診の比率も含めて示していただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。私のほうから、今、手元、私がわかっているのは 25 年度の実績があるんですが、29.6%だったというふうに記憶をしております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

かわせみで行われているものと高北病院の比率はわかりますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。現時点で、その資料はございません。

6 番（松浦隆起君）

そうしましたら、検討するということでしたので、その後どういった検討がされて、どういった結論になったのか、まずそのことをお聞かせいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。松浦議員おっしゃられたように、2 度質問があって、去年の 6 月の時点で、町長のほうから再度検討するという答弁があり、町長の指示を受けまして、課内で検討いたしました。

具体的には、平成 27 年度の予算要求の時期、昨年 11 月にですね、課の担当職員と再度、このピロリ菌検査のがん検診への取り入れということについて、周辺自治体の動向も含めて、いろんな全国的な動向も含めて検討をさせていただきました。

おっしゃっていただいたように、そのピロリ菌があるということで胃がんのリスクが高まるであろうというふうな報告等もあります。一方で、がん検診で、セット検診のほうでピロリ菌検査、この有無を調べる検査というものをやる場合については、基本的にはピロリ菌があるかないかと、存在してるか存在してないかという検査のみになってしまいます。そうなった場合に、除去するかどうかを判断するについては、こちらのほうで、なかなか除去してくださいというふうなことはなかなか言えないだろうと。本人に結局は、本人のほうに除去するかどうかは判断をしていただくというような形になる。そういった場合に、フォローがなかなか、アドバイス等がしづらいというのがある 1 つ。

もう 1 つは、町立の高北病院のほうでは、これと違ったリスク検査、前回申し上げましたけども、A B C 検査というものがオプションであってですね、これは 2,600 円だったと思うんですけども、その単価でできると。その中で、リスクが、A B C で 4 段階でリスクが評価をされ、その中で本人が除去するかどうかは医師とかのアドバイスのもとに判断できると。そういったメリットがあらうと。

仮に、セット検診でピロリ菌検査を導入したとして、なかなか本人が判断ができづらい場合は、再度、やはりこういった医療機関のリスク検査は受けて、受けなければならないケースもあると。実際にほかの市町村でも、統計はとっておりませんけれども、そういった形で間違ったといいますか、なかなかこうセット検診の中で詳しい説明ができないまま、受けれますよということでセット検診に取り入れた結果、ちょっと本人さんが誤解されたというふうなケースもあるというふうに聞いております。そういった部分が少し、なかなかセット検診で取り入れてもどうかという話も、担当のほうからありました。

そういったところで、ほかの市町村、例えば、取り入れているところももちろんあります。先ほど言ったように四万十町さんとか日高村さんとか、いうところも取り入れているというところもありますが、佐川町としましては、高北病院のそういったオプションの検

査が充実しているというな周辺のそれぞれの総合的に判断をして、27 年度はがん検診のほうには取り入れてないというふうな状況です。

6 番（松浦隆起君）

今お聞きをしますと、何かやらない理由を並べているようにしか僕には聞こえないんですが。検査をして後のフォローができない、そういうことを言いますと、ほかの胃がん検診、大腸がん検診でありますとか、それらも全て同じことが言えるんじゃないかなと思いますね。ピロリ菌検査だけ、そういう理由だというのは、全然理論的によくわからないんですが。

まあ 1 つずつちょっと確認をしたいと思いますが、先ほど課長からも言っていたように、受診率としては本町は県内では低いほうじゃないかなと。この受診率の向上が非常に町民の皆さんの健康も含めて、さまざまな点で大事であると。この特定健診とセットで行われる検診、いわゆるセット検診、その検診の種類や費用も自治体によってそれぞれであります、まず 1 点、このセット検診の中の今行われているがん検診、これの受診率を示していただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。がん検診の受診率については、県内それぞれ、例えば、受診率を出す場合は分子分母というような形ありますけれども。対象者を県内統一した形で出していないというような実情があります。一定、資料としては課内には持っておりますけれども、その比率そのものが市町村全て比較できるような材料になってないということがございます。がん検診、いろいろ種類がありますけれども、佐川町の場合は、10% 台というふうな形で把握はしておりますけれども、今ここでちょっと数字を申し上げることはちょっと差し控えたいと思います。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。近隣の町村でも、このセット検診に含まれているこのがん検診、次はこの自己負担額ですね、費用。これを見ますと、本町より、これ全体的に私が見る限りは低いように感じられます。それと比例するかどうかわかりませんが、例えばお隣の越知町、日高村は、本町に比べて受診率が高いんじゃないかなと思います。

例えば、越知町と比べてみますと、この胃がん検診、通常の今の

検診は、本町の2千円に対して、越知町は無料。胸部レントゲン検診と大腸がん検診も無料。本町はこれ有料であります。そして、前立がん検診は、これ対象年齢が40歳と50歳と違いはありますが、本町が2,200円に対して越知町が千円と。この負担額というのはどういうふうに分けられておられるのか。近隣の町村との違いは、どういうふうに分けてくるのか。日高村も若干、佐川よりは低いようにちょっと見ましたが、この点について教えていただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。がん検診については、それぞれ市町村が独自で、市町村の判断で行うという形になっておりまして、その個人負担についても市町村統一ではないというふうに考えております。

佐川町の場合、確かにほかの市町村から比べると、少し個人負担をとってるというふうな認識はございます。その課の中でというか、町として、がん検診に取り組むに当たって、やはり特定健診もそうですけれども、健康というものについては、あくまで本人、本人が健康というものを意識をしていただいて、その中で、健診、がん検診も含めて、していただく。それについては一定の個人負担をいただいて、それは町の税金と合わせて執行させていただくというふうなことは、額の多寡はそれぞれあるとは思いますが、それについては適当といいますか、判断としては間違っていないのではないかというふうな考え方のもとで、今まで個人負担をとってきてございます。

6番（松浦隆起君）

全て、負担がないほうがいいとかいうことを言ってるつもりはありませんが、この受診率向上に向けて、今一度さまざまな角度から、私は検討する必要もあるのではないかなあというふうに思います。先ほども、課長から紹介をいただきましたが、このピロリ菌検査について、高北病院で胃がんリスク検診を行ってるのでそちらのほうを推奨したいということで、去年の答弁もありましたが、そこでお伺いをいたしますが、高北病院で行われているこの人間ドッグと特定健診のセットでの受診者のうち、この26年度のABC検診、いわゆる胃がんリスク検診、この受診率と受診者数を教えていただきたいと思います。また、こういった形で推奨してきたのか、その点についてもお伺いをいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（片岡博彦君）

松浦議員の御質問にお答えいたします。私どもでは、御質問のあった受診率という形では数字の把握ができておりませんが、26年度の当院の検診でA B C検診、これを受けられた方の件数は29件でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。A B C検査、高北病院でのこういった形で推奨してきたかという御質問については、昨年度、かわせみで行われましたセット検診のときに、胃がん検診がございますけれども、その中の待合のところ、高北病院についてこういった胃がんのリスク、A B C検査受けられますよというふうな張り紙をさせていただきながら、例えば、受診者、来られた方について御質問があった場合は、そういった形で、お答えをしているというようなことでございます。

6番（松浦隆起君）

今、29件と、このA B C検診について病院の局長からお話がありましたが、これ担当課長のほうは、この数字をつかんでおられたのか、それからこれについて、全体のセット検診の数からいえば、多いのか少ないのか。その点についてお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。それは29件ということについては、今先ほど知りました。29件が多いか少ないかというふうなことは、ちょっと私の判断ではお答えいたしかねます。

6番（松浦隆起君）

判断で答えられないというのはちょっとよくわかりませんが、このピロリ菌検査というのを質問させていただいて、課の答弁として、このリスク検診のほうを推奨したいというふうに言われているのであれば、どれぐらい件数が今あるのか、そのことを検証しながら、本当にピロリ菌検査を課として検討したというのであれば、この件数を、私は、病院に聞くぐらいのことはしてるのが当然じゃないかというふうに思います。

先ほど、このリスク検診、課長は2,600円と言いましたが、今2,900円です。このリスク検診は、年々、病院の努力はされてると思いますが、25年度が2,500円であったものが、今2,900円に上がってます。

ちなみに、近隣町村のピロリ菌検査の負担額を言いますと、これ全部特定健診とセットの場合ですが、越知町は千円。日高村が 1,700 円。四万十町が 1,750 円。今のリスク検診と比べると、大体 1,150 円から 1,200 円という差があるわけです。

当然、この高北病院の胃がんリスク検診は、このピロリ菌検査だけではなく、胃がんになるリスクを診ますから単純な比較はできませんが、しかし庶民感覚からいえば、この千円とか 1,700 円、この千円台とほぼ 3 千円に近い 2,900 円かかるというのは、大きな違いがあると思います。で、意識が、やっぱりこういう健康の意識をしっかりとっておられる方は受診をするでしょうけども、そうでない方はなかなか受診に行かないということも考えられます。

大事なことは、担当課の方に申しわけないですが、そこが私は欠けているような気がするんですが、ピロリ菌をまず発見すること、そこが大事なことです。で、除菌をすること。本当に町民の命を考えるならば、できるだけ受診をしていただきやすい形をとる。そして、そのことが担当課の、私、仕事じゃないかなあとと思います。ですから、まずはできるだけ受診しやすい負担額で、セット検診の中にピロリ菌検査を含めて、少しでも多くの町民の方に受診をしていただくことが大事ではないかと。

また、前回、担当課長は、県の指針を踏まえてということがありましたが、現に越知町や日高村、四万十町など、いくつかでは実施をしているわけで、要はその自治体の姿勢によると。胃がん検診を、このピロリ菌検査にかえるということではありませんから。プラスアルファでピロリ菌検査を行うわけです。ほかのこの近隣町村もプラスアルファで行ってるわけで、その選択は町民の方に委ねていると。

ですから、冒頭にお話しをしましたが、この命を守るというピロリ菌検査、担当課の方の担当課長は検討されたと言いましたが、そのやらないという理由は私は全く納得できません。ですから、町長も含めて、ぜひもう一度検討をしていただきたいと思います。再度答弁を願いたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この件につきましては、27 年度、先ほど申しましたが、11 月のほうで、かなり具体的に担当のほうで検討させていただきました。もちろんほかの市町村の動向、あります。ただま

あがん検診というのは、おっしゃっていただいたように市町村独自の考え方でやるという形があってございますので、その中で担当課として考えた結果でございます。

県の指針、それから厚生労働省ではないですけども、国立がん研究センター、こちらのほうが昨年度、2014年のガイドラインを出しております。これは集団検診、いわゆる対策型検診と、そうでない任意型検診に分けて、これは実証と言いますか、どういうふうなかなり効果があるかということで、医学的な部分になってこようかと思っておりますけれども、その中で、この胃がん検診について、このピロリ菌検査それからリスク検査、これについて市町村の集団検診、どういうふうに取り入れていくかという指針、ガイドラインがあります。その中では、このピロリ菌検査自体、まだ確証がないといえますか有効な調査結果が得られてないということで、これは推奨しないという形が出ております。

そういうことも踏まえながら、今回、また御質問があったときにも再度見直しをしましたが、現時点では佐川町としては、がん検診の中には、セット検診の中には取り入れないというふうな形で考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

そういうガイドライン等、当然今先ほど言いましたがんを検討する会、もう今検討されているわけで、今はそういう形になっているかもわかりません。

ただ実際に、先ほど例も言いましたが、近隣の町村でこれを行って、これを受けることによって、早期に発見されて治療できて命が救われたと、四万十町の方も直接お話を聞きましたが、実際にそういう例があるわけです。少しでも命を救おうということを大事にするのか、そういうガイドラインを大事にするのか、私ちょっと、これは細かく言いませんが、担当課長の、この質問に対する姿勢、がちょっと疑問を持っておりますので、細かく言いません、多分課長自身がわかると思いますが。

ですからしっかりと、役場は何のためにあるのか、職員は誰のために仕事をしているのか、我々議員はどういった立場でこの質問の場に立っているのか、そのことをよくよく考えていただいて、もう一度、町長も含めて検討をしていただきたいというふうに思いますので、なぜ、こういうことを言うのかというのはまた町長にお話し

をしたいと思いますが、この点についてはこれで終わりたいというに思います。

それでは、３点目の質問に移ります。

自伐型林業の推進について、お伺いをいたします。

この質問につきましては、昨年の３月定例会の予算質疑と、先の３月定例会の一般質問において、地方創生に係る総合戦略の一環としてお聞きをしておりますが、まだしっかりと時間をかけてお聞かせをいただいておりますので、今回質問をさせていただきます。

その理由の１つとして、特に、今年度に入ってから、町民の方から、この自伐型林業について聞かれることが多くなりました。町民の一人からは、何回聞いても、この自伐型林業でお金になるということがよく理解できない、と。松浦さんがよく勉強して教えてもらいたい、という宿題もいただいております。

また、先日、私の地元の自治会において、町政報告会を開いていただいておりますが、その折に、自伐型林業について知っておられるか、またどう思われるか、というのを全く情報は言わずに、お聞きをしました。１３名の方が参加をしておりますが、多くの方が、特に女性の方は、首をかしげながら、また何人かの方は疑問の声を上げておりました。そういった点を見ますと、まだまだ町民の方に理解を得られていないのではないかと、そういった感じを受けました。そういった観点から、自伐林業とはなんぞやという点も含めてお聞かせいただければと思っております。

堀見町長が就任以来、その代名詞と言ってもいいほど自伐型林業に力を入れ、地方創生に係る町の総合戦略にも据えられております。逆に言えば、もしこの自伐型林業が成功しなければ、何が残るのかと心配になるほどでもございます。とはいえ、私も林業は全く素人でありますので、余り専門的なことは聞けませんけれども、チェック機関としての議員としての視点からお聞かせ願えればと思っております。

そこでまず初めに、担当課長にお伺いをいたしますが、この自伐型林業を、本町の事業として始めてから現在までかかっている支出、また今年度の予算も含めて、その金額をお聞きをしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。自伐型林業の昨年度の実績、それと本年度予算について御質問いただきましたので、答弁申し上げます。

昨年度から取り組んでおります、これ、地域おこし協力隊を受け入れて本格的に取り組んだところでございますが、昨年度の事業実績、地域おこし協力隊自伐チームに5名の方を受け入れまして、1,560万円でございます。

この地域おこし協力隊につきましては、一人400万まで交付税で算入されることとなっております。さらに、土佐の森救援隊町民向けの研修などの委託業務でございますが、これが300万円。搬出間伐用の作業路開設継ぎ足し補助、これが220万円。これは単独、この300万と220万は単独でございます。2,080万円のうちで520万が単独という昨年度実績でございました。

本年度予算につきましては、地域おこし協力隊が9名になりまして、3,320万円予算化してございます。これも1人当たり400万円の交付税での算入でございますので、全て交付税の算入ということでございます。さらに地方創生移行分の昨年度からの繰り越し事業としまして、地域おこし協力隊の作業車両借り上げ料としまして870万円。土佐の森救援隊への委託料300万円。木質燃料利用促進補助、これは、まきボイラー等の普及に関するものでございますが、500万円、それと作業路開設継ぎ足し補助620万円でございます。

これらにつきましては、先ほど地域おこし協力隊の分につきましては交付税算入。あとは、地方創生関係でございまして、車両借り上げの870万のうちで217万余りが一般財源でございます。また、土佐の森への委託費と木質燃料の補助金合計800万円のうちでは、199万余りが一般財源となっております。さらに、作業路開設の継ぎ足し補助620万のうちで154万余りが一般財源でございます。

合計しまして、5,610万のうちで一般財源が571万ということになってございます。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

この議場で何度かお聞きをしましたが、いわゆる費用対効果ということがよく言われますが、今お聞きをしますと、予算も含めて8千万ぐらいですかね、というふうに思いますが。これ当然28年度以降も、当然、費用は発生していくと。実際の一財はもう少し低い額になると思いますが、国費であれ、税金が投入されているということでは、同じだと思います。そういった観点からみますと、この事業としては大きな費用がかかっているわけですが、この投じた費用に対してどれだけの効果が得られるのかというある一定程度

の予測値と言いますか、試算というものがあってしかるべきものではないかというふうに思います。

この点について、町民の方からも、私も個人的に「議員さん、ちゃんとつかんじゅうかよ」ということで指摘を受けました。「自伐型林業でお金になると言ってるけれども、佐川町にお金になる山がどれだけあって、どれだけの収入が見込めるという試算がちゃんとできじゅうかよ」と。「その試算をしてから始めるのが本当じゃないかよ」と。順番がちょっと違うというふうに言われました。おっしゃるとおりでありまして、そういった点について、やはり町として示して理解を求める、そういう姿勢は必要だというふうに思います。

そういったことがなされなければ、前町長が、この霧生関公園の計画について説明が不十分な点があって、十分に町民の方に町長の本来の意図すること、それから計画、そのものが理解をされていなかった、そのことによってさまざまな声が寄せられたこと、そのことと同様なことになりかねないというふうに、町民の方の話を聞く中で、懸念をしております。

町長が、自伐型林業をさらに進めていくためにも、大変重要なことだと思っております。そういったことも踏まえて、私も含めて、理解を深めさせていただける意味で、るるお伺いをしたいと思えます。

まず、27年度で山の集約作業を行うということですが、現時点で、施業可能な山がどれぐらいあり、どれだけの収入が得られるかという具体的な試算がされておられるのかどうか、また、お話では、本町の施業可能な山林は5千ヘクタールほどというようなことも聞いておりますが、専業林業として生計が成り立つには30から50ヘクタールぐらい、その面積が必要ということも聞いております。本町において、その必要な、1世帯において面積をお持ちの方が何名ほどおられるのか、それもあわせてお伺いをしたいと思えます。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。御案内のとおり、佐川町の林野率は73%、7,382ヘクタールございます。このうちで人工林が76%となっております。さらにこの76%がヒノキ、あとは杉15%、松9%となっております。佐川町は、御案内のとおり1筆当たりの山林面積が2ヘクタール弱と非常に小さくございます。また、山林所有者も2千人以上おるんですが、これも2ヘクタール前後で非常に所有山林

も小ちょうございます。

ところが、これはなんぼ大きくても小さくても、戦後の植林というのは全国おんなじように進んでございます。昭和 25 年以降、また 40 年ぐらいまで人工林への植林が進んでまいりまして、それ以降を 40 年、50 年が経過しております。人工林、ヒノキとか杉とかいうもの、40 年、50 年なれば、伐期というような状況になってまいります。植えてから、植林をしてから 1 回間伐してからそのまま放置されておるとかいうような山林も非常に多いわけです。

一方では、この山林、最近では雨なんかが、突然降りまして、土砂崩壊がするとか、あるいは佐川町、柳瀬川の上流には 1,400 ヘクタールもの水源涵養の保安林がございまして、町民の水道の水源になっておると、こういうような多面的機能がある山々でございまして。おまけに佐川町の河川というものは、その水源になります柳瀬川は佐川町で完結しておるといふ他の町村にはないような事例がございまして。

今言いましたように、山林を持つ多面的機能、この 50 年伐期になっておる適期を迎えておる山を生かす道、またそれを生かすことによって、水源涵養機能初めさまざまな機能と呼び戻すということが大きな意義があると思います。

一般的には、山林施業する場合には、短期に、皆伐等を 1 年あたりでやっていくわけですが、自伐型林業というのは長期に択伐していくやり方です。将来、100 年も 200 年も先になろうかと、そのときに人工林と天然木が混在する、見事な混合林をつくり目指していくというのがこの目的になっております。

町内に、先ほど言いましたように長期的なものから短伐期、皆伐施業がなかなかしづらい、なぜか言うたら、先ほど言いましたように面積が小っちゃいために、間伐していくにも、そこに入って行けない、やろうとしても切り捨てになってしまうようなところが非常に多ございます。その点が、今までの施業の遅れになっておると思います。

ところが大部分は伐期になってきておる。そこへ入っていくのには、やはり自伐の林業が必須であります。自伐は、以前もどこでもやっておりましたように、我が山を我がで管理していく、そして販売し、日々の日当を稼いでいく。さらには、この自伐の中には、地域での施業、集落営林という言葉がございまして、集落にはそれぞ

れ、昔は田んぼも山も皆持っております。今も持っております。

ところが、高齢化の中で施業ができない山々がたくさんあります。それを、集落の人に言うて、一緒に、さらには、集落にはそういった施業者がいない場合にはIターン、Uターン者を、入っていきながら一緒になって施業していくというやり方がございます。そういったやり方をもってして、今、私が言いましたような将来の混合林を目指す多面的活用のできる山々を、将来、後世へ残していくために自伐林業であろうと、私は認識してございます。

そこで、価格面について、ちょっと触れてみたいと思いますが。御案内のようにこの自伐型林業というのは、以前も申し上げましたが、非常に小規模な機械を使うてあります。それも中古品なんかを使うてやれる2、3トンのバックホーとか、あるいは2トン車とか、林内作業者とか、400万から600万ぐらいで取得できるような林業関連機械を導入してやるようになっております。

また、1人は木材を出荷する場合に、標準的な方、研修とかやられた方で、1日に1人が2、3立米は出すことは可能でございます。現在の久万木材市場、これの最新の情報を、これはまあインターネットのほうに出ておるんですが、これ見てみますと、1立米当たりのヒノキの平均価格、ヒノキにも3メートル、4メートル、その大きさとかさまで、それぞれ値段がありますが、その平均価格は、1万3,520円でございます。

そこで、この搬出していく場合に、車両系を、架線とかやなくて車、2トン車なんかを利用しますので、それで搬出していく場合の1立米当たりの搬出経費、これは5千円でございます。これは、何に載っておるかとお申しましたら、昨年発刊されました、むら、まちづくり総合誌「季刊地域」という中で、愛媛県の西予市の青年自伐林家の菊池さんが紹介しておる中に、こういうことが書かれております。1立米当たり搬出経費は5千円、ということになります。

そうしますと、1日で2立米出荷した場合の手取りは1万7,040円ということになってまいります。これが、年間で100日から150日稼働させるとしましたら、170万から255万の手取りになってきます。また、3立米を仮に出すとしましたら、1日の手取りは2万5,560円となります。同じように100日から150日稼働しましたら、255万から383万になってくるような、こういった形態が出てまいります。自分の山を自分でやるという場合です。

それからさらに、これには補助金もございまして、今後の流れの中では、こういった林業、山の補助金というものは、地方創生初め手厚くなっていく可能性は十分考えられますが、現状でもこの間伐をしていくに当たっては、ヘクター当たり、標準的には 30 万円の補助金も出てまいりますし、再来年以降の補助というのはまだ未定でございしますが、ことし来年では、搬出間伐の場合に作業路を開設した場合、メーター当たりが 3 千円出てくるとかというような補助制度もございます。

こういったことを活用していきながら、さらには、先ほどの単価面、費用面との収支計算とかしていきますと、十分にやっていけるような姿ではなかろうかと思えます。

ただ、これも一概に全てがこうなるとも言えませんし、山々の状況、山々では、佐川町では 70 数%が人工林で、あとは天然木になっておりますが、山の状況で人工林、天然林の比率とか、先ほど言いましたような樹種、林齢とか条件、それとそれぞれの技術とかいうことで、一概に全ては言えませんが、こういった単価があり、費用があり、そこにはこういった補助制度があり、こういったのをそれぞれが自伐型林業へ進む道として専業、もしくは主業、あるいは副業として考えを将来的に持ち、それぞれの価値観の中で判断されて自伐型林業を中心とする佐川町で定住あるいは移住するような形ができれば、見事花開くものであらうと思えます。

さらには、こういったことが取り組んでいけば、地方創生の中でもありますように、都市から佐川町へ大いに人口環流が進んでいく大きなきっかけに自伐型林業はなるのではないかというふうに、私自身思うております。

ちょっと質問内容から逸脱した点もございました。非常に長うなりましたが、以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

本町の状態に照らして、大体どういう形になるかというところがもう少し聞かしていただきたかったのですが。今お聞きをすると、自伐林家としての収入というふうに思いますが、それで 250 万から 300 万というところが実際に委託ということになると、どうなるのかという点も出てくると思いますが、またその点については後でちょっとお聞きしたいと思いますが。集約作業を今、今年度行うということに関連して、1 つお伺いをしたいと思えます。

先ほども、若干課長からもありましたが、佐川町の山は比較的その小さい単位で持たれているということが多いということをお聞きをしております。そこで懸念されるのは、その収入として成り立つ単位で集約をしても、その中の1人、また何人かの方が、いわゆるその施業の委託をしないというようなことになった場合に、その木を搬出するための道をつけること、そういったことに支障を来すんじゃないかということであります。

また、所有者の中には、比較的県外の方もおられるということもお聞きをしておりますが、そういった方が、自身で自伐林家になったり委託をするということが進んでいくのかどうか。そういうことを言われる町民の方もおられます。また、まとまった面積を企業が所有をしているということもあると思います。そういった方は既に、森林組合等に委託をされているということも考えられますので、そういったことが出てくると、収入可能な面積というものが減ってくるということにもつながってくると思いますが、その点については、担当課としてはどのように考えておられますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。森林組合と競合するべきものではなく、森林組合とは一体的に手を取り合いながらやらないかん、その中で役割をさび分けでいかないかんというふうに認識しております。

一般的に森林組合は比較的大きなところを、今までも、これも町も補助を出し取り組んできた経過がございます。先ほどの5千ヘクタール余りの人工林の中で、森林組合でやってきたものは、1千ヘクタールにも満たないようなものでございます。これは、あくまでも所有者の考え方として、森林組合で施業してもらうものは当然、森林組合でこれからも継続してもらうべきものであらうと思います。

ところが、大部分手の入らずに、先ほど言いました、議員も言われましたが、狭いがために道もつけられんようなところはあっちゃあります。これは今までの施業は、単年度伐期で繰り返されてきまして、いや繰り返されてやなくて1回切ったら、後はもう何十年もやらんとかいう方法がとられました。目指すのは、1年2年やなくて10年20年、50年とかいう継続的な施業でございます。その中から将来的な混合林をつくっていきますので、全く今までと違うな新たなやり方であります。

確かに、他人の山をやっていく場合がありますので、そこにはそういう多面的なもろもろのやり方とかいうことを十分山林所有者に認識していただきながら、取り組んでいかなければなりません。また、山林の台帳、山林のいろいろの数字的なもの、履歴、顔というべきものは、各機関ばらばらに存在してございます。特に県のほうにそれが存在しますが、町村にはないという実態もあります。

先般も県のほうに行きまして、そういったデータを、集約のために町としてお借りして、集約ができるその道筋をつけていきたいというふうな話もさしていただき、借りれるようにもなっております。そういうふうに台帳をつくり、ある方が自伐型林業をやりたいと、この山あたりを集約したいとなれば、その台帳を見ていけば、全て、全部履歴等、あるいは現状等が把握できて、次へ進んでいけるようなものをつくり、そのことを山林所有者等に理解をいただきながら、山々はそれぞれ単発で終わるものじゃなくて、公益的な機能を持っておる、それへ町が中心になって、みずから集約に入っていく。今後の森づくりはこういうふうにしていくんだという話をしていきながら理解をしていただく。

これから初めて取り組んでいくことでございますので、さまざまな課題問題等ございます。あると思います。議員の皆様方もそのあたり、質問議員、特に御理解いただき、また御指導等をいただければ幸いと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

6 番（松浦隆起君）

その集約作業をしたときに、何人かの方が委託しないとなったときに、道をつけれないということがあると思いますが、その点について答弁がありませんが、具体的にそういったことが考えられると思いますが、その点についてはどう考えてますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。確かに、そういう場合は考えられると思います。現状は今まで森林組合などがやる場合にも、また佐川町自身で、佐川町は非常勤の職員を今も構えておりますが、構えて、町みずからが作業路を開設しております。そのときに、どうしてもつけられないところ、私もみずからが、私みずから何度も何度も何十回も足を運んで行き、説明さしていただきましたが、今現在でも作業道が繋がっていないところもあります。

おっしゃるとおりでございますが、そこは、先ほど言いました森

づくりの観点、自伐の本来の趣旨と後世のため、こういった森を残すかということで、今までとの取り組みとは違うやり方であるということなんかを、やはり認識、説得をさしていただいて、理解していただきながら、そういった御協力をいただくしかない。強権発動とかいうのは全くできませんので、やはり民主的に話をしていきながら、本人にも、御本人にも、将来の自分の山の値打ちの向上について御理解いただくしかないかと思うております。

6 番（松浦隆起君）

今、私が言いました集約してもやらないと言われる方がいるんじゃないかというのは、これは町民の方から私にその声を寄せられまして、必ずそういうことが起きると、その場合に、どれだけ集約、施業できるか、町はそのへんまで試算をしてるろうかということも言われておりましたので、今お聞きをしました。具体的な答えではないとは思いますが。

次にちょっと確認したいと思いますが。今、本町で活動しております地域おこし協力隊、この方は山を持っておりません。ですから、当然、自伐型林業を行う際には山を持っておられる方から委託をされて行くと。その場合、これ、土佐の森方式のホームページ等で見させていただきましたが、その土佐の森方式によれば、山林所有者と委託を受ける側が森林整備協定を結んで、A材、B材の売り上げの収益金は、森林整備費、道をつけたり機材をリースしたり、そういったものを差し引いたものを山林所有者の収入にすると。そして、これB材、C材と書いてましたが、ひょっとC材だけかもわかりませんが、そのB材、C材の収益はボランティア活動で得た対価として、委託を受けた側が得るとされております。本町で行う場合には、こういった方式を考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

今言いました土佐の森方式のような形であれば、受ける側はあんまり収入にならないというふうに思います。昨年の10月29日に尾崎知事が、この小規模林業の取り組みについてテーマにした対話と実行座談会が開催をされております。堀見町長も出席をされておられた会合であったと思いますが、この会議録を読ませていただきました。その中で、仁淀川町で、具体的に名前は出ませんが、この自伐林業をされておられる方が、始めてから1年目で、以前会社に勤めていたときと同じぐらいの収入を得られたというに言われておりました。

なぜ、1年目でそれだけの収入になったんですかという知事の問いに対して、その理由は、自分の山があったことであり、祖先が残してくれた木があるから、それを切って売ったというだけであったと。今、その方は会社を立ち上げて3倍の収入になっていると。佐川からも、確かその方の会社に行かれている方が斗賀野におられるんじゃないかと思いますが、このことを見ましても、委託で成果を上げていくということは、なかなか厳しい条件があると思います。

また、その収入の配分の割合を山林所有者の方を極端に減らすということになれば、森林組合に近い形になるのではないかと。先ほど課長は、森林組合とは重ならない、手をつなぎながらやるというようなことを言われましたが、なかなか、私はそうはならない、仕事を奪い合う部分も出てくるんじゃないかというふうに思います。委託が成り立つかどうかというものについては、この配分というのも大変重要な部分であるというに思いますので、この点についてお答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほど申されました他の町の事例、私も十分存じ上げております。10年も満たない間に大成功された方の1つであろうと思います。今申されましたように、自伐林業、自分の山を自分で施業していく。これについては誰もが一定の利益を上げられるものであるということは御理解いただいたと思います。自分の山を持ってないのに、利益が上がるかよというのが一番のそこの、御質問の主であろうかと思います。

確かに、そういうふうに考えられるのは、これ、もっともでございます。ただ、自伐林業それへ、次の自伐型林業、中嶋土佐の森理事長がおっしゃられる自伐型林業の中には、集落営林という取り組みがあります。集落営林は先ほどもちらっと触れましたが、集落それぞれの持つておる山を、みずから集落民が施業していく。それも自伐型ですので、長期択伐で施業していくわけですが、そのとき誰しもが、その集落で、みずから山林を施業できる者はいない。ほとんどいない場合もあります。そのときに、地域おこし協力隊といったようなIターン、Uターン者、地元にはいない、地元で山を持たない方、そういった方々に入ってきていただき、集落営林型の自伐型林業を展開していく、これが理想とされてございます。それをまさに、佐川町では、今取り組むようにしてございます。

ただ、その中で、はっきり言いまして、今の時点で、これがこうなるからというような試算まではできてないのが実情でございます。

本年度から町が、先ほど言いましたように、山林の集約を主導していきますが、集約する山林により林齢、林積、樹種等が異なるし、また人工林等、雑木林の比率というのも違うてきます。収益には大きく関係します。そこで、こういったために、森林簿のデータをもとに試算を、本年度からしていくようにしておりますし、秋には、秋以降には、伐倒から搬出まで一連の作業を町内にモデル箇所を構えまして、実際に地域おこし協力隊を中心にやっていこうと考えてます。その中で、今言いましたような試算がどれくらいになるのか、山林所有者にも満足のいけるようなものを還元していきながら、地域おこし協力隊専業で生き残っていく者、あるいは主業、副業でやっていける者、こういった状況になるのかということを見きわめたいと考えております。

先ほど、後先じゃないかちゅうて言われましたが、それは真摯に受け止めておりますし、今、今年度から集約というものが入っております。山は、それぞれの形態、山によって、ひとくくりにはいくものではありません。それぞれ所有者もおるわけですので、そのこのへんの地道な取り組み、データ収集、地道な取り組み、所有者との話し合い、こういったことを続けていきながら、取り組んでいくものであらうと思いますし、そういった方法しかないのが実情でございます。

6 番（松浦隆起君）

そうすると、今、答弁の中にありませんでしたが、その委託元と委託先、配分をどうするかというところまでは、まだ決めていないということですかね。

産業建設課長（渡辺公平君）

これからの集約の中で、そういった山林所有者への還元とか、具体的なことを取り組んでいきながら、試算してまいります。

6 番（松浦隆起君）

そこが決まっていなくて具体的な試算が、これから実際にやってみて、どれぐらいのお金になるか、配分できるかどうかと決めるということですね。ですから、実際にどれだけのお金がそこから生まれてくるかというのは、今、全く未定じゃないかというふうになお話

を聞くと、思いですが。

次にもう1点確認しますが。この、いわゆるC材を、今受けれるところが多く出てきているということですが、これを搬入した場合、立米6千円とか8千円とか、そういう収入になるという説明がありましたが、この搬入する場合、軽トラでは積める量が限られる。1.5トンから2トン車、立米は多分0.8トンぐらいじゃないかなと思いますが、積み方によっては積載オーバーという可能性も出てくる。ですから、あんまりたくさん積んではいけない。となると、十分な収入になるほどその搬入回数を確保できるかという疑問も出てきております。これも町民の方から私が指摘を受けました。この点について、どのように、まあ試算されてないかもわかりませんが、どのように考えておられるのか、お聞きをします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。その前に、先ほどの答弁させていただきました中で、山林所有者への還元、これをどれぐらいになれるのか、満足のいくものが出せるのかを、これを、集約を本年度から始めますので、試算をしていくというものでございまして、平均的な山林の、今の手取り、あるいは補助金の一部の内容等につきましては御理解いただけたのではないかと思います。

本年4月から間伐材由来の木質バイオマスの代行証明、これを佐川町、実施してございます。5月8日に出荷者などの皆様方へ夜間、説明回を開催させていただき、町長の行政報告でありましたように19名の参加がございました。大部分の方は昨年度からの自伐林業、自伐型林業研修に参加された方も多々おいでになったところでございます。

これは現在持って行く箇所、代理となるところは3カ所想定されてございます。これへ、本年度については、それぞれ価格を発表しているところもありますし、持って来られた方が直接、一定交渉してくれというように言われておるところもありますが、搬出、おっしゃるとおり軽トラでしたら、せいぜい350キロぐらいしか積みれません。2トン車ぐらいを利用するようになってまいりますし、搬出していくのに何回も持って行けんじゃないかというのは、ごもったこととでございます。

本年度、これを実施していきながら、状況、一番近いところは日高にありますし、いの町、それから高知市、ここが受け入れ先には

なっております。

今後としましては、町内にそういった受け皿を構えることができるのか、構えにやいかんようになりやあせんろうかということ、本年度中に十分協議してから、その行方について決めていきながら、フィット対応に十分満足できるようにしていきたいというふうに思っております。

6 番（松浦隆起君）

具体的にはまだわからないと思いますので、課長の、それはできるだけそういう形で進めたいという推測の部分が大分入っていると思いますが。なぜお金になるのかということを検証する意味で、る 1 つずつ聞かせていただきました。

冒頭でも町民の方の声をお話ししましたが、この自伐型林業で一番懸念されているのが、本当にお金になるのかという点であります。議会の初日の町長の行政報告の中で、石破大臣の補佐官である伊藤達也衆議院議員から寄せられました手紙を紹介をしていただきました。その中で、「自伐型林業についての的確なマーケティングと現実のデータに基づく事業設計に基づき、自伐型林業は確実にもうかりますよとおっしゃっておられたのがとても印象的であり、また大変心強く思わせていただきました」という箇所がございました。

ただ、残念ながら、少なくとも私は、町長や担当課の方からそういったものを示していただいた記憶がありません。そういったものがあるのであれば、ぜひ示していただいて、伊藤補佐官が言われるように、私も心強く思わせていただきたいというふうに思っております。

また、これも多く町民の方からも、またいろんな方からも言われますが、疑問の 1 つとして、プロとして長年施業している森林組合さんが大変に苦勞している、そういった中で、自伐型林業として実施をすれば、なぜお金になると言えるのかということでもあります。この点もぜひお示しいただければと思います。

私の個人的感想でいえば、最近特に町長は、自伐型林業は必ずお金になりますよ、と断言をし始めておられます。仕事をする立場として自分の仕事に自信を持って、そういう姿勢で臨むことは必要なことだと思います。

しかし、町民の方からお預かりした税金で事業を行う立場からいえば、なぜ、そう言えるのかという根拠を示す責任もあると思いま

す。その意味からも補佐官に示したと言われるそういったものも示していただきたいと思います。あわせて答弁をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。伊藤補佐官が手紙の中でマーケティングという言葉が使われておりましたが、具体的に数字で、資料で渡したものがあつたわけではなくつて、私の話をした内容を聞いて、手紙の中にマーケティングという言葉が使われておりましたので、それをまず御理解、御認識いただきたいと思います。

マーケティングをしたその結果を私が伊藤補佐官に伝えたのではなくて、例えば今、佐川町の山で 23 歳の若者が自伐型林業をやつてまして、これだけの利益を上げてますと。3 百万の売り上げがあつてます。ことしはさらにまた増えてます。徳島で自伐型林業をやられてて、この方はずっと長く先祖 3 代前からずっと山をやつてきた方で、家族経営をされてて 1 千万円以上を稼がれてる方がいます。仁淀川でやられてる方はこれだけの所得を上げられてます、と。四万十町で山を持ってない方、もともと持ってなくて地域おこし協力隊で入つた女性が、今、自伐型林業でこれだけ頑張つてます、所得を上げてます。そういう話をさせていただきました。その結果で、伊藤補佐官が、マーケティングに基づきという表現をされました。それが、現実、事実であります。

松浦議員がおっしゃるとおり、なかなかこれを具体的に進めていくというのは難しいということは私も理解をして、チャレンジをさせていただいております。御心配いただきまして、自伐型林業がうまくいかなかったら、町長には何が残るのかというお話ありましたが、このチャレンジしている課題とは別に、対話のまちづくりですとか、ファシリテーションの研修ですとか、さまざまなこと、観光分野のこと、牧野公園のこと、いろいろなことを佐川町の幸せにつながるためにやらせていただいておりますので、何も残らないということは、恐らくないかとは思いますが、ありがたい税金を使わせていただいて、確かにこの事業はやらせていただいております。ほとんど国のお金になります。

これは、国としても、日本の林業を再興しなければいけない。林業従事者が急減しております。ここ 30 年にわたつて林業で、林業を仕事としてなりわいを立ててる人がものすごく減つております。だ

けども日本の山は、どんどんどんどん材積、木の体積がどんどんどんどん増えていってます。

高知県においても、年間 250 万立米から 300 万立米、木の体積が増えてるにもかかわらず、切り出している木の材積というのは、60 万立米ぐらいです。高知県は、全国的に見ると、材が出せてるほうなんですけど、ほかの県では、どんどんどんどん木の体積が増えてますけども、全然木が山から出せなくて困ってる、そういう状況にあります。

国の林野庁としても、とにかく林業従事者を増やすんだと。高知県も、今年度から林業学校をスタートさせましたけども、1 人でも多くの人に山に入ってもらって仕事をしてもらいたいという思いで、今、いろいろな施策を講じております。

その中で、大規模林業に進まれる方、森林組合に入って林業に臨まれる方、いろんな方々がいていいと思います。その中で、佐川町は自伐型林業という形で林業に従事していただける人を増やす。そのことを日本のモデルになってほしいという国の官僚の皆さん、政治家の皆さんからの思いもいただいて、ありがたく頂戴をしてる税金を使わせていただいて、林業従事者を増やしていこうと。日本の山を守っていこう。山をしっかりと守っていかないと、きれいな水もありません。海にも還元がされません。これは日本の財産だと思っておりますので、それをしっかりと守っていく。それで産業にもしていく、そういう人を増やしていきたい。その思いで、今やらせていただいております。

集約に関しては、それはもう松浦議員のおっしゃるように、大変難しい、いうふうに思っておりますが、これはもうていねいにていねいに時間をかけながら、しっかりと集約をしていきたい。できない場合にどうするのか。じゃあ架線をとばして材を出すのか、いろんなことを考えないといけないと思っております。

県内にも大企業が佐川町内ではないですけども、ものすごい広い面積の山を持っているということも把握して、今その企業とも少しコンタクトをとらせていただいております。佐川町の山を美しい山にしたい、きれいな川にしたい、そういう思いもあります。日本の、日本中の山を何とかしたい、そういう思いもあります。

大きなチャレンジだと思いますけども、必ず成功すると思ってるやらないといけないと思っております。ずーっと林業をやられた方、特に

森林組合の方と話しをすると、林業はだめだ、もうからない、危ない、という話をされますが、大人がだめだっていう話を聞いて、子どもたちは林業をやろうとは多分思わないと思います。

これは林業だけでなく農業も含めて、一次産業全般的なことかなあというふうに思いますが、こんなに魅力のある仕事なんだよ、農業もすばらしい仕事なんだよ、林業もやれば可能性があるんだよ、っていうことを大人が自信を持って語り続けていかないと、その場所で仕事をしてくれる子どもたちっていうのはいないんじゃないかなあというふうに思ってます。

ですから、私はあえて少し背伸びをしながら、大丈夫だよ、林業はもうかるんだよっていうことを課して、自分自身に課して、言わせていただいております。そのためにも、困難なことがこれからたくさんあるかと思いますが、その都度その都度何とかなる、絶対やり方があるはずだ、解決方法があるはずだという信念を持って、長く長く続けていきたいと思っておりますので、ぜひ御指導のほうをお願いしたいというふうに思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

森林組合さんが苦勞されてて、なぜ、こっち、自伐型は成功するのかというところはお示しをいただけませんでしたでしたが、多分今と同じような答えが返ってくるんじゃないかと思えますから重ねて聞きますけれども、その山を守る、木を、佐川町の山を守る、また日本の山を守る、それは皆さん賛同されるところであって、大事なことであります。そして今町長が言われたように、子どもたちにそういった夢を持たせる、そのことも大事なことであります。

ただ、自分の資本で、会社で、自分が夢を持ってやる場合にはそれだけでいいと思いますが、税金を投入してやる事業としては、やはりただ単に、チャレンジで成功しますよ、だけではなくて、どうやったら成功する、こういうロードマップを描いてますということ、具体的に、私は、町民の方に示す必要があるんじゃないかと。その意味も含めて、きょう、質問させていただいております。

少し、原点に戻って、担当課長に、ちょっと基本的なことをお聞きたいと思いますが、本来のこの自伐林業というのは、どういうものか、そして本町が行おうとしている自伐型林業というのはどういうものか、これをお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

先に私のほうからお答えさせていただきますが、森林組合がなぜうまくいかなかった、自伐型林業だとうまくいくのかという

(「うまくいかないとは言っていない、苦勞されて」の声あり)

苦勞されて、県の方からも聞きましたけども、やはり、今までの長い歴史の中で、しっかりと森林経営をどのようにやっていくかっていうことを自主的、自立的に考えてやってこられてない森林組合が多いというふうに聞かれています。補助金をいただいて、国有林とか、組合の皆さんの、本来であれば組合員の皆さんの山をしっかりと間伐をして守っていくっていうことが、なかなかその補助金のほうの事業に目がいって、できてない。全体として経営がうまくされてないと。それが原因ではなかろうかというふうに言われております。

自伐型林業をやられている方で、このやり方をすると必ずもうかりますよっていう話をしていただける方が、何人かいます。その話を聞くと、あ、しっかり基本に忠実にやれば成り立つんだろなあというふうに思っています。では山を持ってない場合に、何が必要か。まさしく松浦議員のおっしゃるように山の集約をしっかりとしていく。集約ができれば、山を持ってなくてもその山主に出た材の何パーセントかを山主にお戻しをするという形で施業委託を受ければ、自伐型林業としてもやっていけるという数字は何パターンか、今はじいてますけども、その中でも、これだったらいけるんじゃないかなという数字は、はじいておりますので、今後その数字を詰めていきながら、しっかり山の集約を進めていきたいと、そのように考えております。以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

自伐型林業についての考え方ということの御質問いただきました。町として考えております自伐型林業につきましては、まず2つの定義とかいうものがございます。

1つは、長伐期択伐施業により多面的機能を持つよい森づくりと永続的な森林経営を行うことです。先ほど来、言うてきたこととでございます。具体的には、自伐型林業では、全ての木を伐採する皆伐を行わず、木を選び伐採する択伐を繰り返すことで、永続的に収入を得ながら100年生200年生の森を育てる森林経営を行います。

また、間伐後に生育する広葉樹も一緒に管理して人工林と天然林が混在する混合林にしていくことで水源涵養機能や土砂災害防止機能など、多面的機能に優れた森づくりを行います。これがまず1

つでございます。

2つ目としまして、作業路のほうを開設し、車両系による搬出を行うことです。作業路は開設時に経費がかかりますが、後の搬出や維持管理の経費を大幅に削減することができますので、どれだけ作業路のほうをつくることができるかが、長伐期択伐施業の自伐型林業では大変重要な鍵の1つとなります。

これらのことから、開設する作業路は、2メートルから2メートル50の幅員で、山を極力痛めず、災害に強く永続的な利用を目的としている徳島県那賀町の橋本さんの作業道づくりの手法を取り入れていくこととしております。この橋本さんには佐川町にも何度か指導に来ていただいておりますし、本年度も来ていただくこととなっております。また、高知県林業学校の講師も務められております。

以上のように、町が目指す自伐型林業の姿は、長伐期に、長期的に山を管理経営することを重視しておりますので、自己所有林を施業する自伐林家であれば、実践可能なことでありますが、所有林を持たない地域おこし協力隊の方が、他人の所有林を請け負って施業する場合においても、これまでのように単発的に請け負い生産する施業ではなく、永続的な管理は難しいとしても10年、20年、50年といった期間での管理を請け負い、責任を持って森林管理、経営を行い、山の価値を上げていく、そういった施業方法をとってまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

聞いた以上に詳しく、内容についてお話しをいただきましたが、この自伐型林業というもの、本町の、これがよくわからないという声が出る1つの理由として、この事業名等、内容にあるのではないかとこのように私は思っております。先ほど、町長や課長からもお話しがあった、これだけの収入があって、ということがありますが、その中には自伐の方も混ざってる。自伐型の方も混ざってる。どちらの方の収入なのか、よくわからないですね。

この自伐型林業の自伐というのは、文字通り読めば、みずから伐採すると読めますから、つまり自分の所有する山の木をみずからが切ることです。しかし、本町で取り組んでいるこの自伐型林業と呼んでいるものの中には、委託を受けて他人の山を切ることが含まれております。どちらかといえば、そちらの比重のほうが大きいのに見えますが。つまり自伐でないものが含まれているにもか

かわらず、自伐という名称がついていることでわかりにくくなっていると。我々も、判断がしにくくなってる、施策について。そういうことになってると思います。

この委託型で行うものは、自伐ではなく他人が伐採するわけですから、私は、他伐林業だというふうに思っております。最近、この他伐林業という言葉をつい最近、町民の方にもお話しをしておりまして、今回質問するに当たって、自分の思いつきで使ってるこの他伐林業という言葉が実際に使われている言葉かどうか、インターネットでちょっと検索をしてみました。

すると、この言葉は実際に使われているものでして、この言葉が使われてるのは、まさにその土佐の森・救援隊の中で使われてる言葉でありました。公式ブログの中で見つけましたが、その中で、土佐の森方式の自伐型林業、いわゆる今本町が行っている、この自伐型林業、括弧して他伐林業というふうに書かれておりました。また、土佐の森・救援隊の活動理念の2番目に、森林を所有する自伐林家、また林業に関心のある森林を所有しない他伐林家を掘り起こし、主体的に森業、林業にかかわっていく仕組みをつくること、とあります。ここから読み取れることは、この自伐型林業の中には、自伐林業と他伐林業が混在しているということであります。

里山'sBar というブログの中で抜粋して紹介しますと、この土佐の森・救援隊の中嶋理事長が書かれておりますが、ジャーナリストや研究所の人たちが、自伐型林業は委託もやっているから、自己矛盾で間違いだらけだという批判をしているということを、友人から連絡を受けました、と。これは想定内だというようなことを書かれてました。我々が言っている自伐型林業は、所有の有無を言っていると非常に狭いことになるので、所有を越えたところで展開をしています、と。従来の自伐林業を普及型にグレードアップさせたものが自伐型林業です、と。

最近では、ニュー自伐型林業という、本まで出版をされておりました、個人的にはよくわからなくなってるんですが、この自伐林業の一つの流れをつくり、この自伐型林業という形で進化させている土佐の森・救援隊の方たちが、自伐型林業という名称で新たな林業の形を模索し、つくり上げていっている、これはすごいことであると思いますし、これは誰からも批判をされたり干渉を受けるものではないというふうに思います。

ただ、税金をお預かりをし、事業を行う自治体の事業名としては、私は再検討する必要があるのではないかというふうに思っております。一NPO法人のつくり上げたその名称をそのまま事業名にする、また、今担当の方には申しわけないですが、係の名前にもなってますけども、私は、それはちょっとどうかなと、個人的には思っております。

自治体が事業として行う以上は、町民の方にわかりやすく、そして説明をできるものではないといけないというふうに思います。また住民の代表である我々議会が、それぞれ議員もそうですが、施策として判断できる、そういう内容であることも大事なことだと思っております。自伐に型という言葉がついてるから委託が含まれるんだというような説明は、自治体の事業としては非常にわかりにくいし、言葉遊びをしているようにも思いますので、ぜひ、これは再検討していただければと思います。

町長、また執行部担当課の方には、少し不遜な物言いになるかもわかりませんが、できれば今から提案することを一度検討していただければというふうに思います。

例えば、事業名は、自伐型林業というのではなくて、佐川町地域自立型林業という事業名はどうかなと。佐川町として、そしてまたそれぞれの地域で林業を自立して行っていくという意味からいえば、説明しても、自伐型林業よりわかりやすいんじゃないかなと個人的には思います。そしてその事業の中の細目事業、メニューの1つとして、1つは自伐林家の育成・支援、町長言われるように佐川町の森を守る、山を守る、そういった目的の自伐林業、そしてもう1つは、施業委託型を支援する他伐林業、もしくは施業委託型林業というのでも構いませんが、自伐林業について言えば、農家を支援し、農業をもり立てていく、今、産業建設課の方が懸命に取り組んでいただいていると同じことで、林家の方を守る、山を守るという意味でも大事なことであり、これはあまり異論はないのではないかと思います。

ただ、一方の、この他伐林業について言えば、委託型ということでもあり、また前回町長の答弁にありましたように、いずれは起業をしてもらいたいというようなことを考えれば、どちらかといえばビジネスモデルとしての形に近いというふうに私は思っております。

そうならば、どれだけ予算を投入をし、どういった試算がされているのか、採算が合うのかどうか、どこまで行政がかかわっていくのか、ということを議論することは数多く、これは、こちらのほうは出てくると思います。あくまでも、これは個人的な意見なので当たってないかも知れませんが、今の町長の熱の入れようといひますか力の入れようですと、ゆくゆくは、受け皿として、例えば町として、第3セクターというような形で会社を立ち上げるというようなことも視野に入ってくる可能性もあるんじゃないかというふうに思っています。

そういったことも考えたときには、これはしっかりと自伐林業と他伐林業、これをしっかりと分けて議論できる状態にしておくことが、私は必要だと思います。そういった性格を持った事業であるのに、今、自伐型林業という名称で、同じ事業の中に入ってる、だから判断がしにくい、わかりにくいということだと思います。

この自伐林業と他伐林業は、事業の種類としては木を伐採する、出すということで、同じように見えるかも知れませんが、その出口を見たときには、私は色が違うというふうに思います。今言いましたように、この2つにしっかりと分けて、予算も別建てにして、施策もしっかり分けて提案をしていただくことが望ましい。そうしていただくことが我々としても施策の判断もしやすい、また町民の方にも説明がしやすい、納得もしてもらいやすいというふうに思います。再度申し上げますが、ぜひ、検討していただきたいと思いますが、以上の点について御所見をお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員から佐川町地域自立型林業という言葉いただきました。すごく、佐川町に合った言い方じゃないかなあというふうにも思います。執行部のほうでまたよく検討して今後の展開を考えていきたいと思っています。予算も別建てにという話がありましたけども、そのことについてもより慎重に、ちょっと検討していきたいなあというふうに思います。

今、地域おこし協力隊で来てくれている方々が、それぞれの集落に入って、例えば加茂地区で集落営林が進むような形になったときに、その地域の林業のリーダー的な役割で入っていただけたらいいかなあというふうにも考えてます。そうすると、佐川町で山を持たれてる方、山を持って農業をやられてる方とその地域おこし協力隊

を別に考えることがいいことかどうかというのもちょっと、今私の中ではなかなか結論が出せない部分ではあります。

分けていいことと、分けるとなんだか別扱いで一体感がなくなるかもしれないと、そういう懸念もありますので、多様な視点から松浦議員のアドバイスをしっかりと検討させていただきたいと、そのように考えております。御提言ありがとうございます。以上です。

6 番（松浦隆起君）

少し出過ぎたことを言ったかも知れませんが、町長が目指しているこの町の未来、自伐型林業で町を活性化させていく、将来を見据えた形でのそういった施策、また山を守る、森を守る、そのことが非常に重要なことだと思います。それを、町長が描いたロードマップをしっかりと歩いていくためにも、私は、町民の多くの方が納得する形で提案をして、説明をつくしていくと。そのことが、最終的には町長が思うべき道を進めるんじゃないかという意味も含めてお話しもさせていただきましたので、ぜひ、まだまだ町民の方には、あれは何ぞよということと言われる方が、私の周りには多くおりますので、ぜひ今一度、そういった説明ということも検討していただいて、進めていただきたいことをお願いをしまして、本日の御質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、11 時まで休憩します。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 11 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2 番、坂本玲子君の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

2 番議員の坂本です。質問をさせていただきます。質問に先立ち、一言所感を述べさせていただきたいと思います。

国会では今、安保関連法案が審議をされています。政府は平和法案と言い、学者の方々は戦争法案と言っています。集団的自衛権を

認め軍事力を強めていくことが、本当に平和のためになるのでしょうか。アメリカは世界で最強の軍事力を持っていると言われていますが、ここ何十年かの間に、アメリカは何度戦争をしたでしょう。最強の軍事力を持っていても、戦争の抑止力にはなっていないのです。戦争の抑止のために、集団的自衛権を認めるというのは詭弁でしかありません。

アメリカでは過去の戦争に参加し帰還した兵士 200 万人のうち、50 万人が P T S D で苦しんでいます。日本でも、湾岸戦争に行った自衛隊の方の中で既に 26 人の方が自殺をしていると報道がありました。また、イラクで人道支援の活動をされている医師の方は、戦争に加担しない日本だからこそ信用され、尊敬され、さまざまな人道的支援ができる。その立場を守ることが大切だ。武力に対して武力で対抗することでは平和は訪れないと述べています。

また先日、衆議院憲法審査会が憲法学の専門家を招いて質疑を実施しました。集団的自衛権行使を可能にする安全保障関連法案について、参考人全員が憲法違反だとの認識を表明しました。自民、公明、次世代の党の推薦した専門家ですら憲法違反だと表明したのです。

「もう戦争はしない。だから戦力は持たない、というのが 9 条の精神です。反撃は自国が攻撃された場合のみだから自衛隊は必要最小限の実力しか持たない。こうした歴代政府の方針を変えるのが、集団的自衛権を認める昨年 7 月の閣議決定であり、今回の安保法案だ」と高知新聞のコラムに書かれていました。

首相は、集団的自衛権を認めることで、自衛隊員のリスクは高くないと最初は主張していました。しかし、その舌の先の乾かないうちに、リスクはあると言いだしました。そんな首相が大丈夫だといくら言っても、信用なりません。

この法案を成立させて、戦争に巻き込まれ当事者となってしまったらどうするのでしょうか。戦争地域へ行かなくてはならなくなったときは、この法案をつくった人、賛成した人、その子どもや孫から先に行くと、条項に書き加えてくれればいいと私は思いました。全国民も、自分が賛成か反対かをきちんと表明することにすればどうでしょう。

そんなに思っていた矢先、高知新聞にも、過去の戦争の前に、戦争を絶対起こさないようにするためには、大丈夫だと言った政治家

の子々孫々、親類から先に戦争に参加すると書いておけばいいというふうなことが書いていました。

何はともあれ、私のような年齢が高い者は、実際に戦争に行くことはないでしょう。脅かされているのは、子どもや孫です。子どもや孫、そして教え子たちに戦争に行ってほしくない。戦争をする国になってほしくない。それだけは言い続けていきたいと思っています。

それでは、質問に移りたいと思います。

町では、防災マニュアルがつくられています。その中に、原発事故での対応の項目があります。

課長、防災計画にあるということは、その危険性があると認識されているのでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。東北の大地震におきまして、原子力発電所が事故を起こしました。その影響が全国、関東方面まで放射能の被害が及んだということは、皆さん御存じのことです。それを受けまして、四国島内にも伊方原発がございます。そこが事故を起こした場合に、そういうふうな状況になるんじゃないだろうかという危惧はいたしてるところは本音のところでございます。

2 番（坂本玲子君）

課長のお答えのように、原発の恐ろしさは福島原発の爆発ということで現実のものとなり、いまだに終息していなくて完全に終息するまでには、これから何年かかるかわからない状態です。福島の方々の手記がありますが、いまだに生活のめどがつかない方や、地域社会が崩壊したこと、風評被害に苦しんでいる現実が生々しく書かれていました。また、事故の影響は風向きにより 100 キロメートル以上にも及ぶ可能性が専門家の方から出されています。

先日、須崎市で、災害に対する研修会がありました。そのとき、東日本大震災で現場の指揮をとっておられた国の方が、震災を振り返って発言された言葉があります。それは、いわゆる災害に対して前もって予測して対応をしっかりと検討していないことは、そのときになって急に動くことはできないということです。

そこでお伺いします。防災マニュアルでは、原子力対策応急対策において、屋内避難、避難等の防護対策について、県から指示があった場合は、住民に周知する。県から指示や勧告がない場合におい

ても、必要に応じて屋内退避、避難等の勧告、指示を行うと書かれています。これは佐川町独自でも判断をするという意味でしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。まず、原子力災害の発生の際の初動対応でございますけれども、伊方原子力発電所において異常事態が発生した場合、事業者でございます四国電力はその事実を公表するとともに、国及び県へ通報することとなっております。連絡を受けました県におきましては、その内容を直ちに各市町村、それから消防本部などにメール、ファックスで通知をいたします。その後、県内の汚染状況を正確に把握するための緊急時モニタリング調査の情報、また緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムといものがございまして、これなどから送られてくる情報を収集、分析し、必要があれば関係の市町村に対して、屋内避難や一時移転、そして安定ヨウ素剤の配付などの対策を実施するよう要請を行います。

要請を受けました市町村は、防災行政無線やメール配信、広報車による巡回等により住民への避難勧告や指示を行うこととなります。こういう連絡手順において市町村のほうには指示、それから要請がおりてくるわけでございますけれども、町といたしましては、なかなか原子力というふうに対しまして対応できるような機関とかそういうのがございませんので、忠実に、迅速にこの指示伝達、それから要請に対して対応していくということになると思います。

2 番（坂本玲子君）

県のいろんな資料に基づいて町がやると。では、この、必要に応じてというところは、町が独自で判断をするというのは難しいというふうに聞きましたが、町でもですね、やっぱりほんとは独自で判断できるような準備が必要ではないかと。せめて放射線量を計測するとか、ヨウ素の準備をするとか、そこのへんはどの程度までできていますか。

総務課長（横山覚君）

例えば、現在、高知県内にはですね、固定型の放射線モニタリングポストというのが6カ所ございまして、そのうちの1つが佐川保健所、この中央西福祉保健所でございます。この測定結果と申しますのは、環境省のホームページで公開されておまして、10分に1回の更新が行われているわけでございます。こういう情報を活用しながら、町としても正確な情報を早めに入手したいというふうに考

えております。また、応急対策をスムーズに行っていくためには、関係機関との連携した日ごろからの訓練が大変重要となっております。

先ほどの、須崎市のほうでの災害の訓練とか、例えば、ことしであれば、2月に梶原のほうで、この原子力災害の関係の研修会があったと思いますけれども、このような定期的に実施される情報伝達訓練、それから研修会に積極的に参加をすることで、いざというときに備えてまいりたいと考えております。

2 番（坂本玲子君）

佐川町にも1カ所あるとのことですが、1カ所だけではなくて何カ所かはかれるようになるのが一番いいのかなと。研修もされているとお聞きしましたが、ほんとに福島の場合は、市町村の方々が、いろんなことの情報が来なくて困ったと。わからなかったと。もちろん県がスムーズに出してくれることを祈るわけですが、なかなかそのいろんな施策の関係上、出さないときがあるかもしれないと。そういうものを私は危惧をしております。

やっぱり佐川町でできるだけ判断できるような、そういう学習、それから県との情報の共有、それだけでなく佐川独自のそういうモニタリングなどをする必要があるのではないかと思います、そのへんについては、どのようにお考えでしょうか。

総務課長（横山覚君）

先ほど申し上げましたけれども、原子力の関係につきまして、なかなか専門的なことでございまして、その、例えば空中線量の分析をする技術とか知識にいたしましても、深いものが必要だと思います。ですからすぐにはまいりませんけれども、今のところは県のほうの指導を仰ぎながら、当面、研修等に参加してですね、その状況を見てまいりたいと思います。

2 番（坂本玲子君）

ぜひですね、専門家までとはいかなくても、大体の予想が立つ、例えば、あの高層気流を見るとね、あの風の流れがわかるとか、いろんなことがあると思いますので、佐川町でも実質的にいろんなことができるような専門体制をとっていただきたいと思います。

福島原発のときに、早い段階で、専門家の中では危険が予想されている地域がわかっていました。しかし、地域住民の方々には公表されず、被害の拡大を招いたと言われています。正確な情報を地域

住民に素早くきちんと公表することが必要だと考えます。

また、もしものときのために、防災計画に基づいて、きちっとシミュレーションをしておく、誰がどう動くのか、専門家の意見をどう聞くのか、器材は十分なのか、等を確認しておくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えします。全くそのとおりだと思います。なかなかそこまで急に言われても用意ができないところですけども。せつかく、この原子力災害応急対策等もその計画の中に入れておりますので、これから、国に対しても、対応できていくような取り組みもしたいと思っています。

2 番（坂本玲子君）

原発の再稼働は、今、国民の半数以上が反対をしています。福島原発事故の後には、原発は徐々になくしていくと言っていたにもかかわらず、国は、原発へのエネルギー依存率を、2030 年に 20% から 22% にすると言っています。国際原子力機関は、福島事故の数年前、マグニチュード 8.3 の地震が起きれば、最大 15 メートルの津波が起きると予想をしていたにもかかわらず、対策を怠っていたと批判をしています。

また、核廃棄物の処理場は、処分場は行く先が決まらず、増加し続けています。トイレなきマンションと揶揄させる原発政策の弱点です。行く当てもない高濃度放射性廃棄物。それ 1 つをとっても、再稼働はあり得ないと思いませんか。

最近、新聞記事では、国は、火山活動のない四国に、その廃棄物の処分場を持ってくる可能性があるのではないかと書かれていました。大災害、特に巨大地震は、ここ 30 年以内に高い確率で発生するとして、さまざまな対策をとっています。最近では、箱根で火山活動が活発になり、立ち入り禁止区域が設定されています。

また、口永良部島の火山噴火、全島民の避難は皆さんの知るところです。小笠原を初め、地震も多発しています。巨大地震は間違いなく発生するでしょう。もしそのとき、原発事故が発生したならば、日本は、福島同様、また住めなくなる地域が多く出てくる可能性があります。

そんな危険を、後世の人たちに子どもたちに残していいのか。先日、伊方原発が原子力規制委員会の新基準に合格しました。しかし、

当委員長は、安全基準に合格したからといって、絶対安全というわけではないと発言しています。また、県や高知市と四国電力、伊方原発の安全対策に関する四国電力との勉強会でも、原発が稼働していない今でも電力不足が起きていないのに、今なぜ再稼働が必要なのか、という質問も出ています。先に合格となった川内原発は、早ければ8月に再稼働が実施されていると言われていています。

しかし、鹿児島各地での火山活動の活発化は、原発にも影響してくる可能性があります。しかし火山活動との関連性での原発の安全基準は何も考えられていないのです。

堀見町長はもちろん佐川町の町長ですが、佐川町民にとってもリスクがある問題です。国の原発政策に対しても、態度をはっきりさせておく、自分の意見の表明をすることが必要だと思います。国は、安全基準を厳しくして再稼働をしようとしています。しかし、絶対安全はあり得ないということは実証されました。脱原発を目指す首長会議も発足し、元職を含む108名の方が会員になって、脱原発を目指しています。

町長は、原発再稼働に対して、どういうお考えなのか、お聞かせいただきたい。また、エネルギー政策をどう進めるのがベストだと思うのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。長い目で見ると、原子力発電所がなくなっていくという中でのエネルギー政策、エネルギーの構築が望ましいということはおもう、もちろん思っております。

原発の再稼働につきましては、国や関係自治体また原子力規制委員会の考え等もございます。その検討過程の中で出された結果について、自治体は判断についての尊重をしていきたいというふうに考えております。

どのようなエネルギー政策が望ましいと思われるかという御質問ですが、なかなかそこまで見識もございません、専門家ではございませんので雑駁な話になりますけども、より、やはり安全なエネルギーが開発されれば、それで生活もしっかりと、安定した生活が送れるという形のエネルギーが新しくできればいいなというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

本当に、安全なエネルギー、それを目指して国もやっていただきたいし、佐川町でも、ぜひ何かできることがないか、本気で考えていただきたいと思います。

福島原発事故の後、民意は原発ゼロに向かっています。福島原発事故で、誰が責任をとったでしょう。大丈夫だと言っていた学者さんが謝ったとは聞いていません。原発を推し進めてきた政府は、反省をしているのでしょうか。事故を起こした東電はどうでしょうか。住民たちが、事故収束のための費用を電気代として出しているのです。

佐川町には原発はありませんが、自然エネルギーや原発以外のエネルギーの転換で、子どもたちにきれいな自然、安全な社会を残すために、町長にもぜひ頑張りたいと思います。また、もしものときのために、万全の準備をし、被害を最小に食い止める努力をお願いしたいと思っています。

別の角度から質問をします。昨年の台風のと看、ある障害者の方から連絡があり、自分は障害者だが、避難勧告や避難指示が出たとき、心配だと。どうなるか。一人では逃げられないという切実な声がありました。

そこで、さまざまな災害が起こったとき、災害弱者に対しては、町としてどう取り組んでいるのか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。防災対策、特に災害弱者への対応ということでございますが、災害対策基本法というものがあまして、それが平成27年4月改正がなされております。その中で、災害の弱者、いわゆる法律の中では避難行動要支援者というふうに言っておりますけれども、その名簿を、市町村が作成をするということが、その中で義務化をされたということが1つあります。

健康福祉課では、そういったことを受けまして、その名簿づくりを今、進めております。災害対策基本法の改正を受けて、佐川町の地域防災計画、これを改正しておりますけれども、その中で、佐川町においては、この避難行動要支援者という範囲をくくっております。

これは、自治体によって少し違いがありますがけれども、少し紹介をしますと、佐川町の場合は、75歳以上のみの構成されている高齢者の世帯が1つ。それから介護保険の要介護認定者、要介護1か

ら5の方、それから身体障害者を持っている方、1種、1級から3級の方、それから療育手帳を持っている方、精神障害者保健福祉手帳を持っている方、あと障害者の総合支援法の中で適用を受けている難病患者の方、それとあと、その他町長が認める方ということで、こういった項目を挙げてリストをつくっております。

現在、今、リストの中ではですね、平成27年、少し古いですけど2月現在では、実際その方をピックアップしますと、重複はのけて、実員ですが、2,674人おいでになります。健康福祉課において、この名簿を今現在管理をしているという形になります。

災害弱者対策としては、今後、この今の時点でもですね、その災害起きたときには、本人同意がなくても、関係機関に情報共有して構わないという取り扱いにはなっておりますけど、平時、日常時においても本人同意のもとで関係機関、支援者の方、民生員さんであるとか、消防関係機関、それから自主防災組織であるとか、そういった方々に名簿を提供するという作業を、これから始めることになっております。

1つ、その2,674人ということで、佐川町の人口においてはかなりの人数になるということで、それを全て、例えばこの方一人一人について支援の計画をつくるということには、なかなか現実的には難しいのと、あと、今、名簿づくりで、そういった対象者をリストアップしてはありますが、実際の実生活において、本当に避難支援が必要な方というのを、実態把握を進める作業を、これから始めることになります。

これは、少しまだ具体的な方法は決まっておりますけど、さまざまな介護保険のサービスの度合いであるとか、障害者の手帳を持ってる方についても、いろいろ種別がございます。そういったところ、うちの職員、保健師を初め、それから民生委員さんの方々の情報を集約して、本当に必要な方の個別、これも防災の計画の中にありますけれども、個別支援計画というものをつくっていくことになります。

これは少し、今年度だけというのは、なかなか難しいかもわかりません。今年度の後半から来年度にかけて取り組みを進めるという形になります。これは今現在つくっておりますけれども、災害時の要援護者台帳、これが4月から法律に基づいて義務化されたということで、順次、この個別支援計画、新しい改正の法律に基づいた個

別支援計画がつくれれば、そちらのほうに差しかえというか移しかえていくという形にはなろうかというふうに思っております。今、現時点ではそういうスケジュールということになってます。

2 番（坂本玲子君）

本当に、2,674 名という 5 分の 1 ぐらいに当たる人数だと思しますので、5 人に 1 人が、支援が必要である可能性があるということで大変だと思いますが、台帳作成も大変だと思いますが、ただ台帳があればいいというわけではありません。でき上がった後の支援のことも考えて、動ける体制を整えていただきたいと思います。

また、今、立派な防災マニュアルができ上がっておりますが、頭の中にたたき込んでいなければ、これもあってなきがごとしとなります。何百ページもある全てを頭にたたき込むことは、よっぽどそれに精通していないと無理があります。本当は、基礎的なことをきちんとしていくことこそが重要です。

各課の職員は一生懸命仕事をこなそうと努力されています。忙しすぎて、全てを考えることができないのではないかと心配をしております。職員がゆとりを持って仕事ができ、考える時間を持つことが大事なのではないでしょうか。ぜひ、考える時間、ゆとりを持った仕事というやり方をしていただいて、自信を持って仕事ができるようにしていただきたいと思います。

また、実際のときに役立つように、できるだけシンプルな形で、住民に対しても、本当に必要なことをしっかり伝える必要があると思います。学習会や事前訓練などで、いざというときに困らないよう徹底していただきたいと思います。

これで、1 問目の質問を終わります。

次、2 問目の質問にいきます。

この 4 月から新しく生活困窮者自立支援法が施行されました。町の場合は、県の事業となりますが、その詳しい内容と、佐川町としてどのように対処していくつもりなのか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。坂本議員おっしゃられましたように、この 4 月から生活困窮者自立支援法というものが本格的に施行されております。この法律内容については、簡単に申し上げますと、生活保護に至る前の段階の方の自立支援策を強化していくという形になろうかと思えます。

佐川町の事業の場合は、坂本議員さんおっしゃられましたが、この事業につきましては福祉事務所を設置している自治体というのが基本、主管の事業主体になっています。ですので、佐川町としては、福祉事務所は設置しておりませんので、この事業主体については高知県が、佐川町の場合はやるという形になっております。

その中で、この法律が施行する前の 26 年度からモデル事業として県のほうが実施をしておりますけれども、事業名で言いますと、自立相談支援事業という形で、生活困窮された方の相談を受けて就労につなげていくとか、生活相談にのったりとかいう事業でございます。これを県のほうが、町の社協のほうに委託をして実施をしております。

町としましては、そういった個々のケースのですね、相談対応について、例えば、社協が安心生活支援センターというのを立ち上げ、そこで実施をしておりますけれども、その相談窓口から、例えば、生活の困窮度合いが非常に厳しい場合については、生活保護の申請、生活保護の申請窓口は健康福祉課になっておりますので、そちらのほうに引き継ぎをしていただくとか、あるいは、逆のパターンで、健康福祉課のほうに生活相談があった場合、生活保護の申請に至らないけれども支援が必要という場合は、逆に社協の安心支援センターのほうに引き継ぐというふうな連携をとっております。

それから個々のケースについては、一人一人、ケース会といいますか、そういうのがあっております。その中でも健康福祉課の担当職員がですね、1 名、会の中に同席をさせていただいて、ケースの把握であるとか、いろんな、役場、健康福祉課だけじゃなくって、例えば税金の問題であれば税務課、収納管理課、年金の問題であれば町民課であるとか、そういったところと情報をやりとりをしていると、そういう対応をとっております。

2 番（坂本玲子君）

ではお聞きします。佐川町での生活困窮者の現状把握はどうなっているのでしょうか。失業者数、多重債務者、引きこもりなどの支援の必要な数の把握はできているのでしょうか。わかっていたら、教えてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。潜在的な数はなかなか難しいんですけれども、相談をですね、受け付けた件数と就労等に結びつけた実績というの

がございますので、それを御紹介をさせていただければと思います
が、先ほど申しました社協が受けてやっている安心生活支援センタ
ー、これの相談実績としましては、平成 26 年度で 70 件という形に
なっております。

その中の内訳として、さまざま、単純な就労支援の方もおいでま
すし、それから当然、最近では、単純な生活困窮だけではなくって、
背景に、いろんなその社会的な孤立といいますか、障害のある方等
も含めまして、いろんな複数の相談があっております。そういうの
については、例えば、周辺のトラブル、ごみの問題であるとかです
ね、そういったところもあります。

内訳として、結びつけた実績の内訳として、区分分けをしてお
りますが、それを御紹介いたしますと、まずその 70 件の内で就労に
結びつけた件数としては 11 件ございます。それから安否確認等の問
題について 11 件。それから生活困窮として取り扱っているのが 10
件。それから社会的孤立として取り扱っているのが 10 件。あと、ト
ラブルとかごみの問題で取り扱っているのが 8 件。といったところ
です。

その中で、すみません、ちょっと言い間違えましたが、就労の決
定、就労に結びつけた、その 70 件の中で就労に結びつけた件数とし
ては 14 件というのが実績でございます。以上です。

2 番（坂本玲子君）

社協に委託しているとのこと。その委託先での把握をしていると
いうことだと思いますが、委託先の社協は本当によくやってくれて
いると思いますし、さまざまな機関と連携指示やってくれています。

しかし、この法律の認知度が低いこと。また生活困窮者の多くは、
地域から孤立し、支援が必要な人ほど S O S を発することができな
いという問題があります。そこをどう深めていくかが問題です。私
は、実は、ある方から相談を受けました。この方は、失業をされて
健康保険がなくなった。しかし、収入もない。しかし国保料も払え
ないと、どうにもならなくて相談を受けたケースがあります。

こんなときに、ほんとに相談に来てくれたからよかったんですが、
その方は、社協の安心センターのほうでお世話になりまして、国保
に関しては減免ということで、それから就労支援をしていただきま
して、現在、就労できるようになりました。本当にありがたいこと
でしたが、そういう相談に来てくれる方は、まだいいほうだと思う

のです。そうではない人がたくさんいるのではないかと心配をしております。

佐川町には収納管理課があります。そこで、多重債務者の把握や生活困窮者の把握は、容易にできるのではないかなあと思っています。収納管理課でも、その方にとってどうすれば一番いいのか、考えてやってくれていると思います。そこで、収納管理課長にお伺いします。税の滞納者に対して、どういう方針で徴収しているのか、またその方の生活の自立のために他の課との連携はどうやっているのか、お教えいただきたいと思っています。

収納管理課長補佐（戸田郁君）

収納管理課課長補佐の戸田と申します。きょうは代理で出席させていただきました。坂本議員さんの質問にお答えさせていただきます。

収納管理課のほうでは、平成 25 年度、課が設置以降、滞納者に対して、厳しい取り立てをしているとかいう御意見もございましたが、これは、法的にすべき措置を履行していくという形でやっております。

その中で、滞納者の中に個別にいろいろな事情が出てきました。生活困窮いうことは、今、この支援法にありますように、社会的な問題ともなっておりますけれども、この中で、個々に、本当にその方の生活困窮の状態を聞き取り、あるいは必要な場合には、かわせみさんのほうと連携をとりながらやっております。必要な場合には法テラスさんの紹介であるとか、それから多重債務であれば、その多重債務によって、それが過払い金がないかどうかとか、そういう具体的な話を滞納者と個々に相談を受けながら進めております。必要な場合には、徴収の猶予、あるいは滞納処分の執行停止、それぞれ、それぞれの事情に合った対応をさせていただいております。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。収納管理課は税金を取るのが仕事、健康福祉課や安心生活支援センターは、困っている人をどう支えるか、どう守るかが仕事です。しかし、町職員としては、困難を抱えている人たちがさまざまな問題を克服して幸せな人生、自立した人生を送れるように願うという点では同じだと思います。

さまざまな情報がないために、さらに困難を抱えていく町民の方もたくさんいます。行政を預かる者にとっては、当たり前のことも

知らないことが多いのです。もちろん今もそういう努力をされていると聞いています。さらに積極的な連携をとって福祉や国保、介護のほうにもつなげていって、なるべく早く困難を脱却できるような手立てをしていただきたいと願っています。

教育委員会と連携すれば、高校中退者や不登校の把握ができます。引きこもりについては、歩む会や民生委員の会で把握できます。そして収納管理課や税務課と連携すれば、その方のバックボーンが見えてきます。今も連携を重視してやってくれていると思いますが、健康福祉課のほうも、そういう情報を積極的に活用し、根本的な解決に向かっていただきたいと思っています。

さまざまな課や組織ともっと深く連携することで、早期発見、早期把握につながり、早期の解決に向かうと思うのですが、健康福祉課長はどのように考えますでしょうか。健康福祉課としての他の課との積極的な連携はできていますでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。坂本議員おっしゃられたように、その今の相談については、ほんとに単一の原因ということではなくって、さまざまな背景があります。その中で必然的に役場の中でも、当然かわせみの中でも社協さんとお話しをさせていただくことが必要になってきております。その中で、担当としましては、例えば、高齢者の問題であれば、地域包括支援センター、それから介護保険の係、障害のある方であれば生活応援係、それから母子とかの関係であれば、これも生活応援係ですけれども、そういった担当が、それぞれ必要な関係機関と応じて、相談をさしていただきながら支援をさしていただいております。

特に、平成この 26 年に、安心生活支援センターができてから、社協さんといろいろ話をする機会もございます。それから、それまでの前も地域支援ネットワークであるとか福祉懇談会、社協さんがやってますけど、地域へ出向いて、それぞれの支援が必要な方の状況を確認したりとか、そういったところの会も通じて、もっとさらにですね、担当職員も連携を密にさしていただきたいというふうに思っております。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。26 年度の社協の事業報告で、社協への生活困窮の相談は 9 件で、終結に至ったのは 2 件と書かれてありまし

た。生活困窮者の自立には多くの課題があり、すぐに就労につなげるのは無理なケースもあると思うのです。自立支援法の中には、任意ではありますが、就労準備支援事業というのがあります。そういう事業も利用して課題解決に向かう必要もあるのではないかと考えますが、課長、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この生活困窮者自立支援法の事業の1つの中に、家計相談支援の部分があります。これはなかなか家計簿がつけられない方であるとか、収入が一定あっても、なかなか生活ができていく方への支援というものだというふうに考えておりますが、この事業につきましても、事業主体が県になっております。この部分については、県が、これは町の社協ではなくって、県の社協のほうに委託をして実施をしているというふうに聞いております。

ただ、県下全域で県社協が受けてやっておるという実態の中から、どこまで細かい支援ができていくかというのは、課題があるというふうに思います。この点では、この事業ができる前にも、これも社協のほうやっております相談支援といいますか、そういった家計支援の事業を取り組みをやっておりますので、そこらあたりは、県の社協と町の社協、それから健康福祉課も含めて、特にその家計の相談支援の部分についても積極的に関わっていきたいというふうに考えております。

2 番（坂本玲子君）

ほんとに積極的にかかわりながら就労準備、この就労準備っていうのは、何か、引きこもりの方とか、障害ではないけれども、ほんとにすぐに一般就労にはいけない方とかっていう方を支援することによって、徐々に就労につなげていくというふうな事業ですので、そういうことで悩んでいる方もたくさんいますので、ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

次に、若年層の貧困、そしてそれが子どもの貧困につながって、貧困の連鎖が起こっているという現実の問題です。昨年度、福祉給付金の対象となった人は、3,431 人いました。そのうち、年金受給者は 2,175 人。子育て中の若い世代は、300 人程度と聞いております。

佐川でも生活保護世帯、これは 269 人と聞いていますが、を除いてまだ若年子育て世代で低所得の方が 300 人もいるのです。あわせ

て稼働年代 18 歳から 65 歳で、誰の扶養にもなっていない町民税非課税の方が 1,200 人程度います。その方たち全員が生活困窮者というわけではないでしょうが、所得が低いということは明らかなです。

国の統計でも、年収 200 万円以下の給与所得者が、平成 24 年度で 23.9%もいることがわかっています。非正規雇用の労働者は、36.7%となっています。生活困窮になる原因は、非正規雇用の拡大、派遣労働者の増大など、雇用の不安定化が大きな原因と言えます。私の知っている方で派遣労働として働いていた人が病気になり働けなくなって、あっという間に生活困窮者になりました。そういう現実がいたるところであるのです。

そういう若年層の貧困家庭の問題は、国の施策の問題が大きいのと思いますが、この若者の安定的な生活は、少子化問題に歯止めをかけるための重要課題となっています。

堀見町長、こういう現実を打開するため、佐川町では何ができると思いますか。また、国や県に対してどういう働きかけが必要だと思うのか、お聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。国の施策の問題だというお話、御指摘もありました。なかなかこの問題は複雑で、多様な要因がありますので、一概にこれが原因だ、この課題を解決したから全てが上手くいくっていうものではありませんので、正直難しいです、対策を打つのは。教育的な観点からアプローチする必要も多分あるでしょうし、やはりなんと言っても安定した仕事っていうこと、あと労働っていうものに対する、働くっていうものに対する意識をどういうふうに醸成をしていくのかと。いろいろ、ほんとに複雑で、難しい問題だと思っています。

あと、町としてできるとすれば、一次産業を中心に、やっぱり働く場所をつくっていく、どういうふうに広げていくか、やはり佐川町の中で、農業、新規の就労者もやっぱり増やしていかなければいけないという認識もしております。

その中で、どのように課題を解決していけるのかっていうことを多様な面からアプローチをしていきたいと。もうそれが、佐川町としてできることではないかなあというふうに思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

そもそもですね、必要な人材は正規雇用が当然ですが、それにもかかわらず、労働者派遣法ができて、非正規雇用が増え、生活が不安定化してきたのではないかと私は思います。生活困窮者、特に若い世代の人たちが、安心して安定した生活が送れるよう頑張っていたきたいと思います。

これで2問目の質問を終わります。

次の質問に移りたいと思います。

5月、議会懇談会を行いました。その中で、各地域の方々の中で何人かの方が、バスの話はどうなっているのかという質問がありました。昨年10月、地域公共交通検討会が発足し、平成27年度には地域公共交通会議に移行し、最終案が出されると聞いております。昨年度、検討会やニーズ調査でさまざまなことがわかってきたと思いますが、現状と課題、進捗状況をお聞きしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。昨年度、地域公共交通検討会での進捗状況とですね、昨年実施しました住民ニーズ調査やアンケート調査によって見えてきた現状と課題について、説明をさせていただきます。

昨年度はですね、人口や世帯数の推移、通勤や通学の流れ、公共交通や商業施設、病院、学校等、主要施設の分布確認など、本町の地域特性の把握を行うとともに住民ニーズ調査も実施をいたしております。

この住民ニーズ調査は、本町の選挙人名簿から無作為に抽出さしていただきました1,241人を対象にアンケート票を送付し、44%の方々から回答をいただいております。また、そのほかに路線バスの利用者や鉄道の利用者の意識を確認するためのアンケート調査の実施や、社会福祉協議会の協力を得まして、生き生き・かみかみ百歳体操やあったかふれあいセンターなどの高齢者の方々の集まっていたいただいております会合に参加をさせていただき、22カ所で意見交換を行い、さまざまな御意見をいただいております。

またそのほか、バス、タクシー等の交通事業者の意向、通院バスを持っている病院の意向、通学動態に関する調査、及び近隣自治体との意向の聞き取りなども実施をさせていただいております。本年3月に、佐川町地域公共交通住民ニーズ調査報告書として、それらをまとめております。

これらの調査から見えて来た課題は、報告書にも記載はしておりますが、6つの課題が浮かび上がっております。それについて説明をさせていただきます。

まず1つ目は、バス路線が走っていないなどの公共交通空白地が存在することから、住民の移動手段の足を確保する対応が必要となってくること。

2つ目は、現行の公共交通業者はですね、それぞれ努力はされておりますが、それでもまだまだ交通事業者間の連携や生活実態に合った路線及びダイヤという点では不足していることから、誰もが利用しやすい公共交通網に編成する必要があること。

3つ目は、人々の公共交通利用を支えるインフラ整備です。例えば、高齢者が安心して集えるバス停兼用の待合室の設置とか、低床型の車両の導入、小型車両の導入が考えられることです。

そして4つ目ですが、持続する公共交通網です。せっかくつくったですね公共交通網が持続されなければ、意味がなくなってきます。そのため、住民の生活の把握、住民ニーズの正確な把握、また町の財政負担を少しでも軽減する仕組みの導入など、継続的な取り組みが必要となってきました。

5つ目ですが、公共交通に関する情報の発信です。この点につきましては、バスは黒岩観光が、鉄道はJRが、タクシーはタクシー会社が、という縦割りの情報発信では利用者の利便性は高まっていきません。公共交通網の一元的な情報発信の体制づくりが必要だと考えております。

そして最後6つ目ですが、誰もが納得できる意識づくりをしていくことが大切です。公共交通にはマイナスなイメージを持っておられる方もおられるかも知れませんが、地域公共交通は移動の手段に困っている方々だけのものではなく、現在、車を使っている方々におきましても、将来は高齢者となって公共交通を必要とする時期が来るということが予想されます。

誰もが安心して幸せに暮らせる手段の1つが公共交通であり、そうしたまちづくりの視点が必要だと考えております。そのためにも子どもから大人までの意識づくりが必要だと考えております。

以上が、昨年度までの進捗状況であります。

2 番（坂本玲子君）

ことし3月、鳥取県の日南町、北栄町へ議員視察を行いました。

その中で、地域公共交通について、日南町で学びました。

日南町の人口は、昭和 35 年 1 万 6,045 人をピークに、平成 22 年 5,460 人まで減少しています。50 年で約 3 分の 1 となりました。最近の状況としましては、死亡数から出生数を引いた自然減が 100 人から 120 人。転出から転入を引いた社会減は 10 ないし 20 人程度となっています。年間出生数は 20 人から 30 人です。

日南町では、平成 21 年からデマンドバスを開始しています。町営バス使用車両は、大型バス、中型バス、小型バス、デマンドバスなどを所有していきまして、運賃は大人 200 円、子ども 100 円。回数券や定期券もあります。路線バスは、バス事業者に委託しています。1 日 4 便。5 地域から町中央へ、また町中央から 5 地域への運行です。

デマンドバスは、小型車両でタクシー業者、バス事業者、NPO に委託しています。1 日 3 便で、利用するためには 1 時間前の予約が必要、さらにバス停での乗降車であり、過疎有償運送のみが自宅で乗降車できます。

そのほかに、中央地域の商店や役所、病院などを回る巡回バスが 1 日に 2 便運行されています。しかし、バス路線利用者は、平成 17 年 5 万 9,622 人いましたが、平成 25 年には 2 万 3,860 人に減少しています。デマンドバスは、平成 21 年 6,816 人の利用者が平成 25 年には 5,632 人に減少している実態があります。

平成 21 年と平成 26 年で比較すると、人口減は、約 7.2%なのに、利用者数は 23%も減少しています。利用者の減少が人口減だけでは語れないことは明らかです。また、NPO に委託し、過疎有償運送を行っている多里線の一般利用が多いことを考えますと、自宅で乗降車できるメリットが大きいのではないかと考えられます。

佐川町のことを考えてみますと、現在、町内でのバス 1 台当たりの平均利用者数は 10 人以下です。さらに、公共交通の空白地帯があります。斗賀野地区、加茂地区では、鉄道はありますが、駅まで遠いところが多いようです。黒岩の中野、二ツ野、四ツ白地域もバス路線まで遠いのが現状です。

ニーズ調査で路線バス利用者への聞き取り調査を行っていますが、その聞き取ったバス利用者 55 名中、65 歳以上の高齢者はゼロでした。また、鉄道利用の調査でも、全てが 65 歳以下でした。高齢者にとって、バスや鉄道の利用が困難であることは明らかではないでし

ようか。平成 17 年と平成 25 年で比較しますと、人口が 4 % 減なのに、バス利用者は 23 % も減っています。この原因は何だと考えますでしょうか。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 0 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。バスの利用者が、確かに、調査では減っております。その減少した理由につきましてはですね、マイカーとですね、マイカー、自家用車の急速な普及と過疎化の進行という社会的な現象の変化による影響だと考えられております。

これにより路線バスの撤退という事態につながり、公共交通空白地域の発生や拡大、あるいは空白地がなくても、運行頻度の減少によって利用者の利便性が低下し、バスの利用者が減少したと考えられております。

2 番（坂本玲子君）

マイカーの普及と言いますが、平成 17 年度から平成 25 年の間に、それほど変わったとは私は思っておりません。

実は計算をしてみますと、人口減は 4 % ですが、65 歳以下の人口減は 17 % くらいとなっています。バス利用者減とそれが関連性があるのではないかと、相関性があるのではないかと考えますが、そこで考えられるのは、高齢者の使いやすい交通システムの構築が必要だと考えますが、課長はいかがでしょう。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。まず、高齢者に優しい運行体制を導入ということにつきましてはですね、今現在、検討段階に入っております。どういう仕組みをしていくかにつきましては、本年度から立て上げております公共交通会議におきまして、昨年度の調査の情報とか結果をですね踏まえながら、佐川町に、実態に則した、高齢者にも優しい、障害者にも対応できるような、また 6 つの課題

が出ておりますので、それを解決できるような導入を考えております。

2 番（坂本玲子君）

町は、新しくつくる地域公共交通の利用者をどう考えているのでしょうか。もちろん町民全体を対象としていると思いますが、今、バスやタクシーを使っている人が、公共交通をもっとも使う可能性のある人です。

ちなみに、バスの利用経験で、月に数回利用、週に数回利用、毎日利用を合わせると、全体の約 5 %の人が利用しています。鉄道だと、同じ条件で 19%の人が利用しています。タクシーの利用経験は高いですが、定期的にタクシーの利用をしている方の数は把握できていません。バスの利用者数はありますが、タクシーの利用者数は調査できていません。

私は、タクシーも時間別、年代別、地域別や定期的に利用が必要な数を調査する、理由を調査することが大切だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。坂本議員のおっしゃるように、タクシーの利用者についての昨年度の状況については、把握はちょっと調査でしておりませんでしたので、本年度ですね、そういった 27 年度の会議におきましても、タクシーの利用者の状況もですね、把握できればと思っておりますので、またその情報等も整理をしたいと思っております。

2 番（坂本玲子君）

先ほども言いましたが、今、バスやタクシーを使っている人が公共交通を最も使う可能性のある人です。そして、今は自家用車を使っているが、将来的には不安であるという人も利用の可能性のある人です。しかし、使いやすいシステムにならなければ、その人たちは公共交通への転換は難しくなります。現に、高齢者の免許返納制度がありますが、高齢者の返納数は平成 26 年度で、わずか 34 名となっています。

住民アンケートを見ますと、買い物、通院、各種公共施設へ行くためのバスやタクシーの利用が多いのがわかります。今後、高齢化率は、どんどん上がります。また、障害者の数も増加しています。今、自動車を運転している人も、将来どうなるかわからないと不安

を感じています。高齢者の事故率は高いですが、免許を返納すると、生活が立ちいかなくなります。

このことを考えますと、公共交通の空白地帯がないようにし、全ての地域の方が利用できる、自宅で乗降車できるタクシーや9人乗りなどの小型車でのデマンド型の地域公共交通が理想ではないでしょうか。また、佐川町内の中心の公共施設や病院、金融機関、郵便局、スーパーなどを回る巡回バスを何便か走らせることにより、より利便性が上がります。高北病院の利用者増や地域商店の活性化にも役立ちます。自宅で乗降車できる小型車でのデマンド型バスシステム、そして中心部の巡回バスについて、どのようにお考えでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。誰もが満足できる地域公共交通網の形成につきましては、やはり地域公共交通空白地の解消とかですね、地域弱者の方々に100%満足をしていただける公共交通の整備、また公共事業者や関係者に100%納得をしていただけるような仕組みの導入については、相当ハードルが高いことだとは思っておりますが、それに近づいた佐川町に合った地域公共交通の導入は考えております。

それとまたデマンドバス、小さいバスの導入につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、検討段階に現在入ったところですので、27年度、今年度におきまして、そういった導入をどういうふうにしていくか、またどういった体系をとって住民のニーズに応えられるような体制を整えていくかということは、本年度から検討をしていきたいと考えております。

2番（坂本玲子君）

本当に、全ての人が満足するようなのは、なかなか難しいと思いますが、いろんな視点を考えて、いいのをつくっていただきたいと。そこで、佐川町が今、地域公共交通会議をするに当たって、佐川町では、その基本的な視点をどこに置いて、どこまで地域公共交通を担っていくつもりなのか、教えていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。地域公共交通の基本的な視点につきましては、町の描くまちづくりに対してですね、後押しする地域公共交通は有効なツールとして活用できると考えております。

また、どの地域でも効果が上がってですね、公共交通利用の方々に 100%満足していただける仕組みは、なかなか難しいと先ほども申し上げさせていただきましたが、考えられますが、地域の特性に応じた、地域に合った解決策を考えていく必要があるかと思われる。

本年度からの地域公共交通会議では、国土交通省のですね、地域公共交通づくりハンドブックにも記載をされております基本的な視点、まず、まちづくりの目的に照らし合わせて、地域公共交通を考えること。町全体の地域公共交通網を考えること。既存の鉄道、路線バスなどを生かし方を考えること。先進事例ありきではなく、柔軟な発想で考えること。この4つの視点をですね、佐川町としましても考えながら、人と町を幸せにする地域公共交通をつくっていくために、地域公共交通関係の方々との関係、また既存の地域公共交通とのつながりを重視しながら、昨年度、調査で上がっております6つの課題に対応できるような地域公共交通を計画していきたいと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ほんとに、大変なことです、そういう基本の観点を大事にしながら、ぜひ、会議を行っていただきたい。

昨年度、斗賀野に、あったかふれあいセンターができました。そこでは、送迎や買い物支援も行っており、利用者増につながっています。また、外出困難な方も参加できると好評です。介護施設のデイサービスでも送迎が行われています。さまざまなサービスが増えていますので、ぜひ、有機的につながり補完しながら、どこまでやっていくかを決めてほしいと思います。

実はびっくりしたのですが、検討会はわずか3回しか開催されていません。それで、委員の方にお伺いしたところ、その3回はアンケートの集約についての話が主だったとのことでした。しかし、今年度は地域公共交通会議になり、きっと活発な意見が出てくるだろうと話していました。

実は私も総合計画策定の委員になりました。会議に行ってみると、何百ページにも及ぶ資料がありました。長い説明の後、ほんの少し討議の時間。その日見た資料で根本的な議論ができるはずもなく、散発的に思いつきの意見が出て討議にはなりません。少なくとも資料は1カ月から2週間ぐらい前に配付する。討議内容を明記

し、委員は十分検討して会に出席する。意見をきちんと言い、みんなで討議し、何がいいのか検討する。それくらいきちんとやらないと、本当の会を開いたとは言えないと思います。

今後、地域公共交通会議の皆さんで活発な議論が十分できますよう、担当課としてきちんとやっていただきたいと思います。それについて、課長、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。昨年度は3回だったと思うんですが、本年度はですね、地域公共交通会議の会をですね、もう既に1回目は終わっておりますが、5回開催するようにしております。またそのほか、必要に応じてですね、開催をすることもできますので、5回は開催することとしております。

それとほかにですね、県内ではありますが、先進地の視察も予定をしております、そちらにおきまして取り組みの状況とかですね、利用者の状況、またどういうふうな形態で進めていったのかを、委員の皆さんと一緒にですね、視察研修をさしていただいて勉強していきたいとも考えております。それも計画をさせていただいておりますので、報告させていただきます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。バスシステムを考え直し、安価で効率的で便利のよいシステムを導入することは、住民の願いです。町長の言っている佐川町に住む方々は幸せだと感じられる町にするため、どうぞ、1年かけてすばらしいシステムをつくっていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため1時45分まで休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時45分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4 番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4 番議員の森です。質問の前に若干時間をいただきまして、主観を述べさせていただきます。

去る 3 月、私たち佐川町議会は、鳥取県への行政視察を実施しました。視察における課題は 3 点で、1 つは新図書館の建設についてでございます。佐川町では新図書館建設検討委員会が設置され、建設の検討がされています。次は、地域の交通弱者のための公共交通のあり方であり、これも地域公共交通会議、これが 3 月までは準備会でしたが、4 月から公共交通会議ということになっておりまして、検討がされています。もう 1 点は地域づくりであり、佐川町でも 5 地区がそれぞれに積極的に取り組んでいるところであります。

こういった課題に対し、文教のまち佐川にふさわしい図書館はどんなものか、交通弱者、どのようなシステムをつくるべきか、地域づくりをどうするか、議会としても見識を持って、これらの課題解決に当たらなければなりません。そういった意味で、鳥取県は図書館活動の先進県であり、また過疎に苦しむ中国山地の県境付近は地域公共交通や地域づくりの取り組みがいち早くされており、大変参考になりました。

また、課題もありましたし、地域づくりでは今、佐川町が取り組んでいる方向に自信がついたこともありました。議会としての視察のまとめは、議会懇談会や 6 月議会の関係でまだできてはいませんが、近いうちに協議会で協議することになっておるところでございます。

この後の質問でも言わせていただきますが、町政に課題がある、課題解決には調査が必要、それには関係する文献の調査、インターネットからの情報、また現場での調査、こういうものにより、より正確で有効な情報を持つことが大切だと感じております。今回の視察で、私自身は、今まで調査研究してきたことで得た方向性に大きな確信ができ、成果のある視察となりました。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、あったかふれあいセンターの黒岩地区、加茂地区、佐川地区への設置についての取り組みについてであります。

町内 5 地区へのあったかふれあいセンターの設置は、規定の方針でありますので、その手順、段取りについてお聞きしたいと思いま

す。

斗賀野では、あったかふれあいセンターとかのが開設し、1年たちました。その実績については、集い、みんなが集まってサロンのなものでございますが、1年間244日の開設で3,682名ということです。ほかに、送迎、これについては863とか、見守り訪問、ほか、つなぎ、学び、見守り、必要な、あったかふれあいセンターとして必要な事業、これをきちんと果たしておると。非常にすばらしい内容となっておるところでございます。当然、利用者の評判も上々で、利用者はもとより地域の皆さんにも喜んでもらっているところでございます。

先日の1周年記念の食事会には、50人を超す利用者が集まり、1周年を祝ったわけでございますが、その中で、利用者代表からもうすね、土曜、日曜も開いてほしいという声が出されました。それほど必要とされておるということであります。これらは集いに関する要望なわけでございますけれども、訪問活動ではですね、地域から寄せられた情報で、閉じこもりの男性を見守りしておりました。何回かの訪問の中で危ない状況を発見しまして、社協の安心生活支援センターとの連携で緊急入院につなげたという事例もあります。ちょうどタイミングで救うことができたということでもあります。

このあったかふれあいセンターとかのは、地域の協力支援も非常に、それこそ強力で、強い力、強力な状態でありまして、地区の民生委員会も全面的に協力してくださっておりますし、集落ごとの、民生員さんからは集落ごとの情報提供等、ネットワークを広げて連携ができておるわけでございます。

また、斗賀野よさこいクラブ、以前の老人会でございますが、こちらのほうも閉じこもりの防止のために、利用促進のために協力もしてくれております。またJAの女性も。いわば、地域を挙げて非常に必要なよい事業だからみんなで協力してやっていこうと、こういうムードができてきております。

ほかにも若い人たちの参加する学び、工芸教室や3B体操なども実施されておりました、結構内容がよいわけございまして、県内はもとより、岩手県金ケ崎町からも視察がありました。基本的には、県のほうが、あそこがいいから行ってみなさいというようなことでございます。あした、9日には県議会の危機管理文化厚生委員会から視察に来てもらうことになっています。

まず、このあったかふれあいセンターとかの活動状況を、行政のほうとしてはどのように見ているか、お伺いしたいと思います。それと、質問の趣旨の黒岩、加茂、佐川地区、ここへの設置の手順、スケジュール、段取りについてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

森議員の御質問にお答えいたします。まず、町としてのあったかふれあいセンターの取り組みの基本的な姿勢といいますか、まず、そこから御説明をさせていただきたいと思いますが、森議員も御承知のとおり、このあったかふれあいセンターについては、地域福祉計画、地域福祉活動計画、この第2次計画におきまして、町内5地区、これに地域の拠点、あったかふれあいセンター、もしくは集落活動センター、これを整備していくという形で盛り込んでおります。

その中で、未設置の3地区、黒岩、加茂、佐川、これについては、この福祉計画の推進母体でありますところの、みんなで福祉のまちづくり委員会、この地区部会、こういったところと話しをしながら、また地域福祉活動の重要な、行政のパートナーである社会福祉協議会、これとも話しをしながら進めているということでございます。

この福祉計画ですけれども、1つは地域の拠点ということでの整備を進めておりますので、町としては、福祉部門だけでなくって、まちづくり、これの観点から整備を進めていくということで、このあったかふれあいセンターのみ、単独ではなくって、できれば地域集落活動センター、これとセットしながら進めていけたらいいというふうにも考えております。

まず1つ、その既存の、といいますか、2つ立ち上がっておりますところのあったかふれあいセンターとかののですけれども、これについては1年、1周年がたってですね、非常に利用が多いと。特に集いの方が多いと。集計すると、確か1日当たり30名ぐらいの集いがあるというふうにも聞いておりますし、確か実績でもあったと思います。

それから訪問活動についても、先ほどおっしゃったような事例も多いということで、大変、設立当初から活発な活動をしていただいているというふうに思ってます。

それから、御質問にはありませんでしたけれども、尾川のほうについてもですね、尾川は、あったかふれあいセンターひまわりとい

うことで、先行してずっとやっております。ここは、斗賀野と地域性が少し違います。山奥というところもありますし、それから集いという部分では、このひまわりの分には訪問活動、特に高齢者の訪問活動、これを中心にやっているということで、2つ先行してやっていただいておりますところについては、各それぞれの地区の特色を踏まえてですね、活動していただいているというふうに、担当課としては捉えております。

あと、その3地区の動き、行政としてどうするかということです。が、まず、黒岩と加茂地区については、集落活動センター設置に向けたですね、計画づくり、地域活性化計画というのができ上がっております。

その中で、加茂地区については、具体的に、あったかふれあいセンターを設立するというふうな計画の中身もあります。黒岩地区についても、明確なあったかふれあいセンターという表記は計画書の中にはないですけれども、地域の支え合いをしていくというふうな表記もありますし、取り組み内容としては、あったかふれあいセンターが合致するような取り組み内容というふうに捉えておりますので、この2地区については、行政、健康福祉課のほうとしてもですね、具体的に、まだちょっと具体的な話し合いを、地域とは持っておりませんが、集落活動センターの取り組みとあわせて、いわゆる拠点が必要になってきますので、あったかふれあいセンターするにしても、どういうふうなスケジュールの段取りでいくかということ、それぞれの2地区については話を進めていき、例えば予算取りを何年度にしていくかということも今後していきたいというふうに考えております。

残る佐川地区については、具体的な動きが行政としても取れておりません。範囲も広いですし、人口も多い、高齢者も特に多いです。その中で、やはり受け手になる受け皿というのは、かなり母体というのがしっかりしたところにやっていただけるなら、受けていただく必要があらうと思いますので、そのへんは、例えばですけれども、社会福祉法人であるとか、いった法人等もですね、視野に入れながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。非常に評判がいい。そういうことで、ほかの地区でもですね、そういうことを、評判が届いておりまして、

早く設置してほしいという声が私のところにも届いてます。ほんとにこれはどこにでも欲しい事業、あるいはシステムでございます。そこで設置に向けて動いているということですが、私は、運営主体をどこが担うかということが一つの課題ではないかなあと。成功するには、どんな運営主体がいいかというと、やっぱり地域のボランティア団体のような組織がいいんじゃないかなあというふうに思っておるわけでございます。

この地域のボランティア団体、ただ、法人格がないと、雇用しなければならないわけで、法人格を取得しなければならない、ということになると、NPO法人とかにしていかなければならないわけでございます。なぜ、地域の人が運動の母体になったらいいかということにつきましてはですね、先ほどもありましたが、言わしていただきましたが、地域の皆さんが運営に参加する、自分のこととして地域の課題を、その地域福祉をみんなで作っていくという体制が整っていけるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そのことによって内容が非常に充実してくるというふうに考えるわけでございます。私自身、そのように考えております。先ほど、岡崎課長も、地域、みんなで福祉のまちづくりの皆さんと、地域の皆さんと相談して、今後どうするかを話し合っていくということでございます。

私は、地域づくりのNPO法人が望ましいということを思っておるわけでございます。ぜひ、黒岩も加茂も、NPO法人を設立してですね、地域みんなでその地域の福祉をつくり上げていくということが大事だと思います。

先ほど、集落活動センターとあわせてというお話もありました。斗賀野も集落活動センターを設置したいと思っております。その集落活動センターは、いわゆる地域づくり、その小さな地域づくりの拠点、いわば、その地区の役場、だというふうに私は思っておるわけでございます。

一つの役場が各地区にできて、そこで自治、住民が自治をしていくと。拠点ができて。その自治の中に、福祉、健康福祉課があると。それが、あったかふれあいセンターであるというふうに、私は思っておるところでございます。

そういうふうにして、地域自治をやっていくと。自治の拠点、それから福祉の拠点となるわけございまして、それが、NPO法人

がいいかなというところですが、このNPO法人にするには、結構煩雑、手続が煩雑であるわけでございます。定款をつくって県に申請して、登記もしなければなりません。素人ではまあ難しいと思います。行政等での経験があり、多少時間にも余裕がないと難しい手続と思うわけでございます。

設置までの手続、そのあたりも念頭に置いてですね、やはり協議を進めていってですね、手助けをしてあげなければならないと思うわけでございますが、まだそこまではいってない感もありますけど、そのあたりについては健康福祉課長、どのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。現時点では、まだその地域、それからまちづくり委員会と、具体的な話を進めているわけではありませんので、お答えはしにくいですが、いずれにしてもそのあったかふれあいセンターというのは、行政から委託を、団体が受けていくというような形の事業になりますんで、その受け皿の整備といいますか、今、法人格、一定持たなければ、なかなか難しいというふうなハードルもありますので、そのへんも具体的なスケジュールを話していく中で、協議をしていきたいと思っております。

4 番（森正彦君）

まだその段階ではありませんけれども、やはり、できるだけ早く、ということをお望みしておるようでございますので、そういうところも見据えてですね、支援をしていってあげたらええかと思えます。

そのあたりについてはですね、県の地域支援員の方であれば、非常に簡単であると思えますし、手続だけでなくってですね、運営の母体となる組織へのこ入れ、地域を守っていく組織をつくっていく基盤をつくっていく、そういったこともできますので、そのあたりも並行してですね、やっていく必要があると思えます。

なお、佐川地区については、まだ余り具体的に進んでないというようなことも、進んでいないということでございますが、場合によっては社協とかいう声も聞こえたりもしております。先ほどは社会福祉法人ということもありましたが、先ほどから何回も言いますけれども、やっぱり住民主体の運営がなされたほうが効果が上がるよということだと私は思うわけでございます。

そういった場合についてもですね、地域住民を巻き込んだ運営

委員会、形式的な運営委員会ではなくして、ほんとの意味で、みんなでどうやってつくっていかうかという運営委員会を立ち上げてやっていったら、よい成果が得られると思いますので、それらも念頭に置いて、段取りしていつてもらいたいと思います。

最後に、町長に、あったかふれあいセンターについてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。あったかふれあいセンターについて、どのように考えているかという御質問ですが、各地区に、やはり人のつながりができる拠点が欲しいなど。見守りも含めて、生活の支援も含めて、拠点となって活動できる場所があればいいということで、県の施策に連携をして、これまでの町の取り組みを進めていくと。あったかふれあいセンターは、そういう意味で必ず必要な施設だというふうに、拠点だというふうに思っております。

黒岩地区、加茂地区では少し形が見えてきつつあります。佐川地区に関しては、先ほど森議員もおっしゃいました、佐川町の社会福祉協議会が、あったかふれあいセンターの運営も少し、検討もしてみてもいいかなあという話も出ておりますので、ぜひ、やりたいという法人、それはNPOであれ社会福祉法人であれ、行政としてしっかりとサポートしていきたいと、そのように考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。私には、地域福祉について、一つの夢、というかビジョンがあります。もちろん、みんなが明るく楽しく暮らすということが一番でございますが、私はその仕組み、システムをつくり上げたいということでございます。それがあったかふれあいセンターの設置で、かなり実現してきたというふうに思っております。

あったかふれあいセンターを地域福祉の核として、それぞれの人に対して必要な支援を地域のつながりの中で支援していくと。そのシステムをつくり上げ構築すること、例えば、その見守りネットワーク、よく言われますけれども、この見守りネットワークを目の細かい網に仕上げていきたいと。

現在、あったかふれあいセンターの集いにたくさんの人が来てく

れるわけですが、その人を見守る。来てくれる人は、自分の身の回りの人を見守ってくれる。その中から情報を得ていく。あったかを確認して。あるいは、もちろん民生委員さんのネットワークもあるわけですが、百歳体操が非常に盛んに行われております。その参加者は、町内非常に多いと。で、その、町内で、私たちの地域にも多いと。その世話人さんとのつなぎをつけて、そこへ来る人を見守りをしていただく。そこへ参加をする人も、自分の、百歳来ない人の、来てない人を見守りをしていくと。

そういうネットを広げていくと。そうすれば、地域全体で、ほぼ抜かりなく見守りができていくのではないかと。そういったその見守りのネットワークを構築していくと。その中心に、あったかふれあいセンターがあると。介護保険とか制度の部分はもう行政のほうにお任せするわけで、地域でできる福祉活動はそのあたりでやっていくということができるようになりかけたなあというふうに思うておるところでございます。

もう1つ欲しいのがですね、斗賀野に小規模でいいですから荷稻のような老人ホームが欲しいです。小規模の老人ホーム。これはですね、家庭で過ごせなくなった人が住み慣れた地域で、見慣れた景色を見ながら、心穏やかに過ごすと。周りはほとんど昔からの知り合いで、時々、近いですから、友達も来てくれる。これができたら、今、私の描く、地域福祉の形態はほぼできあがるというふうに考えております。みんなで力を合わせて、行政とともに地域福祉の途切れることのないシステム、システムを私はつくりあげていきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、結婚活動、いわゆる婚活について伺います。昨年5月、日本創生会議、人口減少問題検討分科会の報告書、いわゆる増田レポートが出され、大きな波紋を呼んでいます。

これは2040年までに全国の市町村の半分までが消滅する可能性があるというものであります。全国で896の自治体が消滅するというものであります。幸い、佐川町はその中には入っていません。しかし、ボーダーラインギリギリでありますので、あんまり、喜ぶほどのものでもないというところでもあります。

実際には、地方での人口減少に警鐘を鳴らしたものでございますが、人口減少は当町にとっても大きな課題であります。人口減少、実際、子どもの数はどんどん減少しています。斗賀野地区でも小学

校の児童生徒が 167 人、1 クラス 30 人を切っています。

20 年ぐらい前は、1 学年 2 クラスありました。やはり、子どもが減るということは将来、地域の人口が減少するということになります。その対策として、移住・定住への対策が進められていますが、結婚していない独身の男女が私たちの周りに結構おいでます。結婚したいのにパートナーに恵まれない。この人たちに、結婚して幸せな家庭を築いていただいでですね、子どもを育てていただく。一番は本人が希望する家庭生活、人生が実現し、幸せになれると。家族もその周りも幸せになれるということでございます。そして人口減少の歯止めの一つとなるわけでございます。

現在、たくさんの未婚の男女がいます。その親御さんから、誰かええ人おらんかねえとよく聞かれます。本人からそういう言葉聞いたことはありませんが。そこで、親御さんに私が、「私が誰かを紹介するとしたら、お子様は会うてくれますかね」と言うのと「それがなかなか会おうとせんがよ」というふうに言います。「見合いは、いや」と言うんですね。全然前へ進まんわけでございます。しかし、実際は、本人も結婚して幸せになりたいとは思っているようでございます。

以前は、婚活パーティなどもやっていて、少しは成果も上がっていました。しかし、今、余り婚活についての支援活動はやっていないように思いますが、現状の結婚支援の状況はどういうふうになっているのでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。いわゆる婚活について、以前、健康福祉課のほうでもイベントのほうを、住民の方々と一緒にやったという経緯もございますけれども、現在は、そういうイベント等は行っておりません。

役場の中での少子化対策の 1 つということで、婚活の担当窓口としては健康福祉課というふうにはなろうかと思っておりますけれども、今現状はそういう、なかなか具体的な、例えば、担当を貼り付けて、その業務をやるというふうなことはできていないのが状況です。

役場といたしましては、例えば、御相談があった場合には、高知県のほうが運営サイトをやってございますけれども。婚活のそういったイベント情報を集約しているサイトがありますけれども、そういったものを紹介をするであるとか、あるいは、その中でも、町内の中で

も、役場以外で活動していただいているところがございます。

例えば、黒岩じるしさんであるとか、商工会の女性部、青年部の方方で、そういった活動をされております。そういったところを御紹介をするというふうなことにとどまっているのが現状でございます。

4 番（森正彦君）

このことを考えるときに、あら担当はどこやろうと、担当課はどこやろう、いうて聞いたら、割と皆知らんのですよね。余りやっていると。町民の皆さんも知らないと思うておると思います。やはり、どこが担当してるかとかいうことは明確にしていくべきではないかと思うわけでございます。

担当者というのは、具体的に決めておいでますか。担当課は健康福祉課のようでございますが、担当者っていうのは、決めておりますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。具体的に、担当者というのは、その事業を行っていないということもあって置いておりませんが、生活応援係のほう窓口になっております。

4 番（森正彦君）

婚活は、実際になかなか難しいようでございます。募集してもなかなか集まってこないというような状況もあって、尻すぼみになっていったという現状があるのではないかと。あんまりこう具体的に婚活やりますよ、と言うと、何か恥ずかしいから参加したくないという考え方もあるようでございます。そういう形、もっと自然な形で出会いたい、そのような考えも持っておるようでございます。

そこでですね、スポーツや文化活動の活性化で、男女の出会いを設定してみてもどうかとも思うわけでございます。婚活が主たる目的ではなくってですね、余暇活動を主体として、その中で出会うというものであります。スカッシュバレーやバドミントン等で知り合った例も聞いておるところでございます。

質問先を担当課ということにしておりましたので、教育委員会というふうに具体的にしていなかったですが、教育委員会のほうでですね、スポーツの活性化の中でですね、活性化を図るということで、そのあたりを主体にしてやっていくということに関してはどうかと思うところでございます。

ことはスポーツインストラクターも設置いたしましたので、明るく楽しいスポーツ活動を推進していく、そのことに関してですねスポーツ振興、そういったことに関して、何か計画がありましたら、お構いなければお答え願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。スポーツ婚活という一種の、そういう定義にもなるかと思うんですが、先ほどちらとおっしゃってましたように、なかなかお見合い的なものであると、ちょっとどうかなあと思われる方も、スポーツ婚活と言われるものであれば、割とそういったお見合い的な要素が低くて、一緒にスポーツを楽しむ、そういったことから、割とハードルが低くて、未婚の男女とも参加しやすい、というようなことも一般的に言われております。

大都市なんかでは、例えば、プロ野球の観戦を一緒にするとか、あるいはゴルフであったり、あるいはインドアスポーツのボウリング等々、そういったものでスポーツ婚活的なものをやられておる、ということも承知しております。

そういった中で、佐川町でもそれに類するような取り組みは可能であるとは思いますが。さまざまなスポーツをやっておるサークル活動はございます。ただ、そのスポーツをやっておるサークル活動の方々も、どちらかと言えば、年齢的に、結構年齢が高くなりまして、ちょっと比較的若い年齢層の方が少ないのかなあというなことは感じております。

ですので、スポーツ振興自体、まずそういった子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方にスポーツに親しんでいただく、まず、そこらへんから取り組んで、そういった幅広い年齢層の中では、婚活を所管する課と一緒に協議しながら、スポーツに限らず、さまざまなそういった出会いの場を今後考えていくというなことは、今後必要なことではないかと考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

スポーツ活動の中でですね、町民が健康で充実した余暇を過ごす。その中から男女の出会いができれば、非常に、一石二鳥になるわけでございます。

先ほど、教育長も言われましたが、いろんな形での仕掛けをしていかないと、一筋縄ではいかないと。一通りの方法ではいかないとというようなことでございます。体育振興は、一つの町民のためにあ

ることです。ですので、そういった面に力を入れていってもらって、結果が出ればいいなと思うところですので。

自然な形で婚活から入りましたが、やはり本命は、婚活を目的とした出会いの場づくりが大事ではないかと思います。県の少子対策課ではですね、独身者の相談に応じるサポーターの設置や、好印象を与える接し方講座等開いているようでもあります。

また、高知で恋しよ!!というウェブサイトがありまして、4月末で2,288人が登録してまして、現在増加が続いているようでもあります。

高知で恋しよ!!ということで、知り合うとか、出会う、とかいうようなことでの情報を出しておりまして、あるいは20代、30代、あるいは40代とか、一緒に体験とかさまざまな情報を出して、県のほうでも、この出会いについて、仕掛けをしているようでもあります。この中にはですね、独身者の相談に応じる結婚サポーター制度もありまして、佐川の方も1名登録してくれているようでもあります。県は、婚活の補助金も総額で550万円準備しておるようでもあります。

この事業は上限が25万の補助額となっております。昨年は佐川町の商工会さんが、これを利用して実施してくれておるようでもあります。このような制度にのっていくということも一つの手ではないかと。そこで、そういったことを進めていく、登録してみませんかとかいうようなこともしていって、いいのではないかと。

こういうふうにしてですね、県の制度もありますので、積極的に活用していくというのも一つの方法ではないかと思います。それを進めていくにも、その担当者がある程度明確にしておかないと、前向きに進まないのではないかと思います。

結局、現在は担当者が明確になってないということです。その健康福祉課の一つの課の課題として、婚活はやっぱり上がってないのじゃないかな。そのあたりはどうですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。少子化対策、広い意味での少子化対策の、いろいろ、例えば保育業務であるとか、さまざまな制度であるとか、いう分での担当課としては健康福祉課が窓口になるのは、これは明確なところだと思います。議員さんがおっしゃるような婚活の部分については、これは行政がどれだけやっていくのかという部分もあ

ろうと思いますんで、その点、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、いろんなその切り口があると思います。

現時点で、担当者として明確には置いておりませんが、先ほど申しましたように、健康福祉課の中の生活応援係が県との窓口になっております。そういう部分では、役場の中で健康福祉課が、ひとつ役場の中の取り組みとして、どういうものができるか、関係部署と話をしていきたいというふうに思っております。

4 番（森正彦君）

健康福祉課も大変多くの事業を抱えておりまして、大変だろうと思うわけでございます。なかなか婚活まで手が回らないというのが実情のところではないかというふうに思うわけでございます。

そのあたりでですね、婚活に参加したいと思う人も、町内の人と会うと顔見知りやけ、いややということもあるようでございます。となると、広域でやったほうが、かえっていいかなということもあるわけでございます。

例えば、仁淀川町、越知町、日高村、あるいはいの町と一緒にですね、そういう事業を進めていくと。そうすると、人的な配置もしやすいよ、と。若者についてはですね、価値観が多様で、なかなか、いろんな仕掛けをしていかないかんということにもなりますので、そういったことに関しても、広域で実施すればですね、以前やっていたスキーとか、遠足、バーベキュー、こんなことも実施できるのではないかと思ったりもするわけでございます。

また、若者自身にですね、イベントとかを企画してもらう。企画すること自体が出会いの場になる。そういったことも仕組みでいったらいいのではないかなと。その仕組みについて、コーディネーターを配置していく。こういったのは広域でですね、地域おこし協力隊員を雇って、コーディネーター役になってもらうというなことは、どうなんでしょうかということ。

それから、プラン策定人にですね、県内の大学に強力してもらう、そんなことも考えてみる。そういったことで、広域での結婚支援活動、あるいはコーディネーターの設置についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、広域的な対応というところでは、おっしゃるとおりですね、1つの町で行うよりかは、例えば、イベントごとにしてもほかの取り組みにしても、有効ではあるというふう

に思っております。ただ、こういう点について、今まで広域的に話をしたことが現実的にはございません。

そういうところも、例えば、健康福祉課関係のところですね、少し話もできたらと、関係周辺の市町村と話をできたらというふうには、先ほどのお話を聞いて思いました。

コーディネーターの分については、現時点では役場として、例えば採用するとかいうふうな予定はございません。

4 番（森正彦君）

まだまだやってない部分ですので、歯切れのよい答弁というわけにはいかないと思うわけでございます。

結婚に関してですが、近ごろ、地域の世話焼き人の人がおらんなくなったねえと。お節介おばさんが減ってきたよ、いい意味のですよ、いうふうにも言われております。昔はそういった方がおいでまして結婚できていた。そういった地域の世話人会、現在、サポーターは、佐川町は1人ですが、この方なんかも、ちょっと増やして、連携をとっていく、情報を出し合う、そういったこともまた必要ではないかと思えます。

さっき、ちょっとイベント、企画をしてもらうということはお話ししましたが、きのう、とかの元気村の総会で、よさこい踊りのチームを今、佐川と須崎の人と話し合うて立ち上げゆうという話をしておりました。佐川町には、ざっくばらんといういいチームがあります。そういったよさこい鳴子踊り、こういったチームをつくり上げていくなんていうのも、また、いいことではないかと思えます。そういったことも、目も、地域の人が頑張ってる面も出ておるといふ部分もありますので、そんなことなんかもちょっと支援しちゃったらいかなあというふうにも思ったりしたことでもございました。

今回は、こういう発言をさしていただきましたので、婚活ということも大事なことでありというふうに思いますので、忙しい業務のなかではあるとは思いますが、頑張りたいと思います。

兵庫県あたりではですね、井戸知事の強いリーダーシップのもとに、晩婚化、未婚化の対策に積極的に取り組んでいるようでございます。こうのとりの会と。コウノトリが赤ちゃんを運んでくれるという感じのあれですけれども。私が今回の一般質問の通告書を

提出してから後、高知新聞に、高知大学で「婚活授業」という見出しで、婚活についての授業が開講されるということが出ておりました。また6月3日には、婚活住宅、静かな人気という記事もありました。それぞれ、さまざまな取り組みがされているようであります。

放っておくとそのままと。になってしまいますので、行政としてですね、町民の幸せにつながる結婚、その婚活支援についてですね、取り組むべきであると思います。それはそのとおりですということになるかと思いますが、町長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

森議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。昨年の議会でも婚活について少し触れた場面があったんじゃないかなあと思いますが、行政が婚活についてどこまでやるのかっていうのが正直、まだ明確に、私自身の中でも形ができ上がってないといひますか、なかなか難しい問題だなあと思ってます。

いろいろ聞くと、婚活っていうものを前面に出してやると、何か行きづらいよという話を結構聞いてます。ですから、入り口を少し柔らかくして、出会いの場をつくって、深いつきあいというか、深い関係が長く、醸成されていくことをサポートするといひんじないかという話も出ております。

先ほど、婚活住宅という話がありましたが、シェアハウスの的な独身者、男性例えば5名、女性5名がシェアハウスに入って、そこで共同生活をしながら、つき合いが始まる。つき合いが始まって結婚につながればいいなあと。そういうことを試みてるところもあるようですので、少しそういうのも今、研究中です。

どういう形でやるのがいいのかっていうことは、検討はしていきたいと思ってます。今は、黒岩じるしさんですとか商工会女性部が婚活の活動をやっておりますので、しっかりと行政としてもサポートをさせていただいて、多様な結婚に結びつく施策を講じられればいいなあというふうには思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

どうもありがとうございます。婚活については、以上で質問を終わらせていただきます。

3 番目については、職員の研修についてお伺いしたいと思います。現在、職員研修はどのように行われているか、をお伺いしたいと思

います。職員研修をどのように行われているのでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。職員研修を実施しまして、個々の職員の能力を高めることにつきましては、このごろの地方創生を初めとする時代の趨勢を乗り越えていくためには重要なことであるというふうに受け止めております。

そのため、現在佐川町では、佐川町人材育成基本方針を策定をする検討をしております、その基本方針の中に、職員研修のあり方を明確化するように予定をしております。

また、現在でございますが、職員研修におきましては、主に高知人づくり広域連合、また全国市町村アカデミーの実施します研修に、職員を派遣をしたり、また講師派遣の制度を利用した研修を実施をしております。

また今年度からは、職員がみずから企画立案をする自主研修に対しまして、それを支援する自主研修事業を行うこととしておりまして、現在準備をしておりますが、今後におきましても、このような新たな研修事業にも取り組んでいくなど、職員研修の充実を図っていきたいと思っております。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。県や国の制度の中での研修があり、以前聞いたときには、かなり多くの職員さんが参加してくださっておるということで、現在もそうだろうと思います。御苦勞様でございます。それはそれでよいかと思いますが、今回の私の質問はですね、課題解決に向けた調査を主体とした研修についてお伺いしたいと思っているところでございます。

先にも申し上げましたが、議会が3月に行政視察を実施しました。課題を持ての視察で大変勉強になりました。最近はこのような視察を職員が余りしていないようですが、私はもっと積極的に視察研修や調査を実施して生の情報を得ることは大変重要と考えておるわけでございます。

総合計画で、博報堂にコンサルをお願いしておるわけでございますが、博報堂の笥さんはソーシャルデザインの実践ガイドの著書の中でですね、最初にこのように言っております。

「ソーシャルデザインの最初の1歩は、その課題の全容を大きく理解すること。そのためには、関連する図書を読む、データを集め

る、実際の現場に足を運んでみる、どれも当たり前のように思える非常に基本的なことです、意外と怠っている人が多いようです」と言っております。

総合計画で、移住や定住、地域づくりが大変重要な課題ですが、そのことに関してですね、先進地視察の実績、もしくは計画はあるのでしょうか。その先進地視察の実績、もしくは計画があるかということと、町政の課題に対して積極的な視察研修や調査を実施して情報を得るといような考え方について、どう考えているかをお伺いしたいと思います。先ほど、自主研修の話もありましたけども、もう一度お願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。業務を遂行する上におきましては情報の収集は必要不可欠であると認識をしております。最近では、インターネットなどの普及によりまして、必要な情報を簡単に入手することができるような時代になってきております。

こういう中でですね、佐川町のほうでも、以前は全国における何とか大会とか、そういうところへ行つての情報収集もありよりしましたけれども、大体がその情報化の社会の中で、そういう情報も取れるだろうということで、だんだんとそういう視察といいますか、全国の大会へ出席するというふうなものは、やまってきたりまして、それが今のところはですね、毎年の予算要求の中で、この研修だけは、この視察だけは認めてほしいというふうな要望がある中で、認めておりまして、それには、そこに派遣をするような形になっております。

そういう中でですね、先ほど、私が御説明をいたしました職員がみずから企画・立案する自主研修に対して支援する自主研修事業、これにつきましては、町外、町内での先駆的、先進的な、そういう取り組みに対する視察研修もできるような内容になっておりまして、職員の能力向上とともに職員の情報収集活動、これを活発化させるのに一躍を担うものじゃないかというふうに思っております。

4 番（森正彦君）

ほんとに、課題を持って、その課題解決のために勉強するということは非常に大事だと思います。現地を見るというのは、非常にその過程とか、その裏、あるいはその状況を知る上で非常に大事であるかと思います。

この前、議会は日南町へ行ってきました。過疎の町で、非常にこう頑張っておられる。島根県のその隣には邑南町というのがあります。そこは移住者で人口が増えておるとかいうようなところもあるわけでございます。先にいろんなことを実施してですね、成果を上げておるといようなこともあるわけでございます。ぜひともですね、そういったところへも行って、実際にどうなのかというふうなことを見てきていただきたいと。少人数で行って、調べて来たらいいかと思います。

図書館なんかも、現在、建設の検討もされております。これなんかにつきましてもですね、やはり教育委員会のほうが、やっぱり、かなり情報を多く持っておって、その引き出しを多く持っておって、リードというといけませんけれども、アドバイスなり、お答えができるような、あるいは教育委員会のほうも、こんな図書館があったらいいなというのを持っておったらいいかと思うわけでございます。

聞くとところによると、今度、図書館の委員会のほうについては、津野町の図書館を見学に行くと。これは保育所を改装したもので、私も見たことがあります。機能的にはなかなかいいと思いますが、やはり、住民のほうは新しい図書館を建ててほしいということでもありますし、現在の図書館、かなり進化してきておりまして、ここにも、つながる図書館という本がありまして、これ読ましていただくと、やっぱり、ずいぶん最近は進化しております。今は、公立の貸本屋、無料貸本屋であってはいけません。これは古い話なんですけれども、もっともっと機能性の高い、課題解決図書館とかいうようなことなんかも言われております。いろんな勉強をしていただいてですね、判断を誤らないというか、よい判断ができるようにしていただきたいと思います。

今、本のことに触れましたけれども、やっぱり、今、私が視察に行ったらいいですよって言いましたけれども、もう一つはやっぱり、関係する図書を読むということも非常に大事ではないかと思います。博報堂の笥さんはですね、こうもっております。

「ある程度の認識や情報は持っていると思っても、あえてもう一度調べ直してみましよう」と。さらに、「インターネットに頼りすぎて、専門誌や論文、統計データを避けてしまっではいけないよ」と。あるいは、現場も歩きなさいよ、といっておっしゃっております。やっぱり、その必要な専門書、あるいはそれに関する著書な

んかは、やっぱり読むというのも非常に大事ではないかと思います。

必要な専門書、役場で購入してですね、みんなで回し読みする、そういったことも必要じゃないかと思います。専門書の購入をするということの現状については、どういう状態でしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。先ほども申し上げましたが、最近ではインターネットの普及によりまして、必要な情報を簡単に入手することが可能になっております。しかしながら、専門書などの書籍を購入すること、また業務の関係する図書から情報を得ることにつきましては、重要であると認識をしております。

図書の購入につきましては、今、各課において予算化をし、それぞれ適宜購入をしておりますが、業務を遂行するにおきまして、予算を超えて必要になった図書や情報収集のための完結するについての購入要望がありました場合には、総務課のほうにおいて、できる限り対応したいと考えております。

4 番（森正彦君）

そういう予算もつけておるということでございますので、積極的に専門書をですね、購入して、みんなで呼んで知識を深めていただきたいと思います。

課題解決にはですね、やっぱりさまざまな情報を取って、その中から精いっぱい間違わない判断をすると。それが非常に大事なことだと思いますので、積極的な研修や調査活動を実施すべきだと思っております。本を読む、あるいは専門書や論文、あるいは統計データ、こういったもので知識を広げていただきたいと思いますとおるところでございます。

このような積極的な研修への取り組みや情報の収集について、町長に総括的な答弁をまたお願いします。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。役場の職員の間みんなも、今、仕事をしながら聞いてくれていると思います。森議員のおっしゃるように、やはり、探究心を持って前向きに仕事に取り組むことが大切だと思っております。

私も、日ごろから本を読んでもくださいということで、前、私が座っていたところの後ろに、一応、本を、勝手に堀見文庫って言ってますけども、本を並べてます。で、読んでくださいと。公費で購入

させていただいた専門図書で、私が読んで、この本はこの担当者に読んでもらいたいなというのは、これ読んでくださいって持っていくようにもしてます。

研修についても、「こういう研修があるみたいだよ、どう、行ってみたら」という投げかけもするようにしてます。そういうことを繰り返し繰り返し、私はやっていきたいと思ってます。

その中で、職員一人一人が前向きに、やはり、幸せな佐川町づくりのために一步踏み込んで、勉強してみよう、研修行ってみようという情熱を持った職員が一人でも多く出てくれることを、すごく楽しみにしてます。少しずつ、そういう機運が醸成されてるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、森議員におかれましては、今後とも温かい目で職員を御指導いただければというふうに思います。ありがとうございます。以上です。

4 番（森正彦君）

私も、以前はあんまり本を読んでなかったですけども、やっぱり本を読んで調べてみると、やっぱり非常に勉強になりますね。知識が増えてくる。やっぱりそれ必要だなあという、最近つくづく感じております。

最近、私がよく利用するのは、高知市民図書館のほうを利用いたさしてもらっております。そこへ行くと、やっぱりたくさんありますね。佐川町はまだまだ、なかなかね、そこまでいってないですけども。やっぱり、勉強してみると、やっぱり深まって楽しいです。

ぜひ、職員の皆さんにも、本を、私これを知りたいなあ、あるいはこれを何とかしたいなあというときには、本を読んでいただいてですね、自分自身の力を深めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（藤原健祐君）

以上で、4 番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで、10 分まで休憩します。3 時 10 分まで。

休憩 午後 2 時 50 分

再開 午後 3 時 10 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

1 番、下川芳樹君の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

1 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い、佐川町における移住・定住対策に関する 4 点の質問をいたします。

質問の前に、一言、私見を述べさせていただきます。

先日の新聞報道で、出生率の低下についての報道がありました。女性一人が生涯に産む子どもの推定人数を示す 2014 年の合計特殊出生率が 1.42 となり、9 年振りに低下したことが 6 月 5 日の厚生労働省の人口動態統計で明らかになりました。2005 年の 1.26 を底に、緩やかに上昇してきた出生率ですが、前年を 0.01 ポイント下回り 2014 年生まれの赤ちゃんの数は 100 万 3,532 人と過去最少を更新いたしました。一方で、亡くなった人の数は、127 万 3,020 人で戦後最多となり、死亡数から出生数を引いた人口の自然減も、26 万 9,488 人と、過去最大でありました。

高齢化が進む中、出産世代とされる 15 歳から 49 歳の女性の人口は、将来減ることが予想され、厚労省は、人口減少の流れはさらに加速するとの見方を示しています。全国的な人口減少が進む状況の中で、各自治体では、移住人口の奪い合いとなるケースも予測されますが、魅力あるまちづくりにより将来の目標人口を維持できる町が、未来につながる町であると私は考えます。人がいなければ、地域も未来も守れません。積極的な人口対策を強く求めて質問に入りたいと思いますので、佐川の未来につながる誠意あるお答えをお願いいたします。

初めに、佐川町における移住・定住対策の取り組み状況について、お尋ねをいたします。

全国の中山間地域を抱える自治体では、少子高齢化や人口流出による人口減少が進み、地域の経済活動や住民活動などへの影響が問題となっています。深刻な状況ともなれば、自治体の存続すら危ぶみ事態となります。このような状況の中で、将来を見据えた移住・定住対策は、中山間地域の重要な課題であり、早期の具体的な対策が望まれています。

当町においても人口減少が進んでいることから、昨年の 3 月議会で移住及び定住対策についての質問をいたしました。移住者にしっ

かりした対応ができる町の体制づくりへの質問に、町長からは、移住ありきよりも、まずは魅力あるまちづくりが大事だとのお答えをいただきました。私も、移住する皆さんにとって、魅力のない町は選択肢の中にも入らない町となることから、まずは、そこからの始まりかなと感じておりました。

しかし、あの質問から1年余り経過した今、町行政の状況や国、県の進める政策などに、いくつかの変化が見られるようになりました。町長が大事とされる魅力ある町づくりの実現は、昨年度から取り組みを進めている、みんなでつくる総合計画の中で、策定に参加される町民の皆さんや職員の皆さんの前向きな提案が十分に検討され、でき上がった計画をみんなで頑張って実効していくことにより、必ず達成されると思います。

また、昨年末に成立した地方創生法を、すごいチャンスとして積極的な活用を考えている佐川町にとって、移住・定住対策とつながる政策部分も多く、平成26年度補正予算では、地方創生先行型の事業として総合戦略策定事業、移住PRや移住相談員を設置する移住促進事業、そして、自伐型林業を核とした雇用づくりと地域活性化事業について、既に国の交付決定を受けております。

このように、町の移住・定住対策は1年前より大きく前進が見られたことから、再度この内容について質問をいたします。

移住・定住対策の先進県である島根県では、5年に1度実施されている国勢調査人口が2期連続で減少したことに危機意識を持ち、平成4年より、ふるさと島根定住財団を設立し、人口減少が進む県内自治体と共通の認識を持って、さまざまな定住対策を実行しています。

島根県中山間地域研究センターが開発した手軽な地域人口予測プログラム、コーホート変化率法を活用して、現在の年齢構成と過去5年間の年齢構成をもとにした年齢段階層別の人口増減率により、まず、現状推移シナリオを作成、次に、UアンドIターンによる増加シナリオ、人口増加の処方箋の作成を行い、最後に、市町村の未来人口シナリオの作成につないでいく方法で成果を上げております。

初めの現状シナリオでは、多くの中山間の自治体で、急速な人口減少と高齢化が進行する現状が見られます。この状況を、次の増加シナリオによって対策を講じることにより、高齢化率が低下し、人口が安定した未来のシナリオが見えてくるというプログラムです。

佐川町においても、既に、コーホート変化率による現状推移が作成されており、私が以前にいただいた資料によると、本年5月1日現在の町民人口、1万3,536人が3年後の2018年には1万3,022人。8年後の2023年には1万2,110人。13年後の2028年には、1万1,168人と、現在より2,368人も減少し、高齢化率も42%に上昇する予測が出ています。

これは、13年後には黒岩地区と加茂地区の住民全てが消えてしまう人口に匹敵します。グラフの最終予測は2043年、今から28年後には8,354人しかいない佐川町の未来が見えます。町は、地方創生総合戦略で、8月をめぐりに佐川町の将来人口推計と分析を実施し、人口長期ビジョンで、人口の現状と将来の姿について示した上で、本年10月中にこれを策定するとしています。

そこで、お尋ねをいたします。このまま人口減少が進む佐川町の未来を迎えないために、町が考えている移住・定住対策の考え方、取り組み状況について、お答えをいただきます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。佐川町における移住・定住対策の取り組み状況と移住・定住についての佐川町のビジョン、基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

まず、目的ビジョン。なぜ、そもそも移住・定住なのかということにつきまして、佐川町では、移住・定住を促進していくことにより、人口減少に伴う社会的、経済的影響を抑制することはもちろんですが、子どもたちがこの町に残り住み続けたいと思える町。大人がこの町に住みたい、この町で子育てをしたいと思える町。町外の人たちが、あの町に観光で行ってみたい、移住してみたいと思える町。そのような活気あふれる魅力的なまちづくりを担ってくれる人材を、一人でも多く増やしていきたいと考えております。

これは、佐川町の地方創生における基本理念において言います住民同士のつながりが増え、気持ちのいい挨拶が交わされ、笑顔あふれ、人が生き生きと輝く幸せな町佐川町を住民と行政が一緒になってつくることであると考えております。

佐川町の人笑顔にあふれ、生き生きと輝いていれば、きっと魅力的な町になる。魅力的な町であれば、移住者、定住者も必ず増えてくるという考えのもと、移住・定住に取り組んでいるところでございます。

計画につきましてはですね、魅力的なまちづくりをしていくために、行政と住民の皆さんが一緒になってさまざまなアイデアを出し合いながら、雇用の創出、子育て、教育、生活・住環境の整備、安全・安心防災福祉の推進など、あらゆる面での取り組みを実施していくことが重要であり、そうした取り組みが幾重にも重なり合い、魅力的な町がその成果として多くの人の移住・定住につながっていくと考えております。

下川議員もおっしゃられましたが、現在策定しております第5次佐川町総合計画や総合戦略におきましても、そうした取り組みをしっかりと位置づけていき、移住・定住に向けた対策を実施し、関係部署とも連携をし、佐川町の魅力を積極的にPRしていくような情報発信の充実化を図り、移住・定住の促進につなげていきたいと考えております。

1 番（下川芳樹君）

先進的な自治体においては、既に取り組みが進んでいる定住・移住促進計画について、お尋ねをいたします。

町の考える目指すべき人口規模、また目標人口を達成するための目標年度、移住・定住者のための有効な支援策を定めた定住・移住促進計画の策定については、今後のまちづくりにとって必要な計画であると考えます。本町では、どのようなお考えでしょうか。お答えをいただきます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。現在のもので、取り組みとしまして、具体的な移住促進事業につきましてはですね、地域おこし協力隊の積極的な導入による外の視点を取り入れた地域活性化の推進、また移住相談員の設置によりましてきめ細やかな移住相談、町、県、国のホームページを活用した情報発信、移住相談会への参加またパンフレット等の作成、移住促進PR、それと情報収集、情報整理、情報発信など、空き家バンクなどの整備、そして移住者用住宅、お試し住宅、ショートステイ住宅等移住促進施設の整備、また住宅改修補助などの取り組みを計画して取り入れております。

1 番（下川芳樹君）

先ほどお尋ねをいたしました定住・移住促進計画の策定については、どのようにお考えでしょうか。今一度、お答えをお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

移住促進の計画につきましては、今のところ、いつ計画するというのはまだ明確な日程は決まっておりますが、第5次総合計画、また今地方創生の計画をつくっておりますので、その中に取り入れて同時に考えていきたいなあと考えております。

1 番（下川芳樹君）

移住・定住対策については、やはり基本的な町のビジョンというものが必要であります。確かに、総合計画、総合戦略の中で、今後の10年間、また地方創生事業を活用したまちづくりについての論議は十分されると思うんですが、移住・定住について、やはり一つ柱を置いて、しっかりと考えていく必要があると私は思います。

今後の検討というふうなことでございますが、ぜひ、その計画策定については前向きに検討していただきたい、こういうふうに思いますが、町長のほう、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。下川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

移住・定住促進計画ということで、具体的な計画をつくったらどうだという御質問ですが、今、佐川町の地方創生の総合戦略をつくっております。その中で、移住・定住の施策については、しっかりと盛り込んでいきます。ビジョンにつきましては、地方創生のその町としての基本理念、基本ビジョンの中で、先ほども課長のほうが申し述べましたが、明確に出しております。そのビジョンにのっとった中で、移住・定住を進めていくということになります。まずは、しっかりとその総合戦略についてつくり上げることで、町としての対応、計画づくりということにしていきたいと、そのように考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

町長のお答えでは、総合戦略、総合計画の中に、しっかりと盛り込んでいくというふうな内容でございました。今後、計画を進めていく上で、先ほど申しましたその移住促進に関する基本的な内容について、しっかりと盛り込んでいただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、移住対象者としては、地域おこし協力隊の名前が先ほども挙がっていましたが、それ以外にシニア世代や佐川町に就農する若者、子育て世代、大学の先生や学生など、町の魅力と住民ニーズに合致した、達したような人材が対象となります。シニア世

代の移住について、賛否双方の内容で報道がされております。

県内でも、シニア世代の受け皿、準備のための研究会、高知県 C C R C 研究会が 5 月 11 日に発足し、シニア世代を呼び込むことで健康づくりなどに関する産業を活性化させ、若い世代の雇用拡大につなげる発想で、高知の強みを生かした構想を取りまとめております。

C C R C とは、コンテニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティの略で、地方に移り住む元気な高齢者が継続的な生活支援や福祉、医療ケアを受けながら安心して暮らしていける共同体を指しています。

米国には、こうした共同体が約 2 千カ所あるとのこと。一方では、高齢者の移住が地方の医療、介護費の負担増につながるなどの懸念もありますが、健康寿命を延ばすことで抑制が可能であり、そのための予防医療や健康データの分析など、産業を興せば雇用が生まれ、若者の流出にも歯止めがかかるとし、C C R C は地方創生の切り札になるとの見方があります。

また、大学の先生や学生の移住を促すことにより、文教のまちにふさわしい大学との連携を図り、地域住民と学生による課題研究を通じた新たな産業の掘り起こしや、地域の活性化につながる地域貢献に期待が持てます。

県内の工科大、県立大、高知大学などでは、教育研究の場として地域を捉えています。県内各地で活躍される学生グループやゼミを通じた活動もたくさんあります。町長が進めている名教館などを活用した学習活動、佐川の子どもたちと文化や歴史をともに学んでいただける活動など、新しい取り組みが佐川の未来を開きます。

これらの移住対象者にとって、佐川も大きく門戸を開き、受け入れるための施策を研究していくべきだと考えます。例えば、J R を活用した通勤・通学の支援や学生用のシェアハウスを安価で提供できる制度など、いかがでしょうか。

特に若者向けのシェアハウスは、中山間の空き家を利用した取り組みの 1 つとして、若者が共同生活の中で、地域に貢献していける施策の 1 つとして注目を集めております

移住対象者として、シニア世代や大学の先生及び学生の皆さんに対するお考えをお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、C C R Cというお話がありました。なかなか聞き慣れない言葉だと思いますが、下川議員の御説明の中でおわかりいただけたんじゃないかと思いますが、今、県並びに高知市、割と大きな自治体で検討してる話をお伺いしてます。先日も、金沢のC C R Cの取り組みがテレビで放映をされてました。そこでは、高齢者以外にも障害をお持ちの方を含めてコミュニティづくりをしてるという、すごく先進的な事例で、興味深い事例だなあというふうに思いました。

佐川町が、じゃあすぐにC C R Cに取り組みをしていくかと言いますと、もう少し時間をおいて検討したほうがいいんじゃないかなあというふうに思っております。まずは、高知市とか南国市とか、ある程度財政規模も大きい自治体が検討して、若手の介護職員、医療看護職員もある程度採用ができる、地域で検討していくという、流れがいいんじゃないかなあというふうに思っております。その進捗具合を見ながら、佐川町でC C R Cについて導入するのか、しないのか、そのあたりも結論を出していきたいなあというふうに考えております。

あと、大学の先生、学生というお話ありました。大学生が佐川町に住んでくれるとですね、それほんとにありがたいことだと思っておりますが、やはり学校の近くにいかに住めるかという部分が、学生にとっては一つの重要な選択肢になってきております。佐川から通うということを考えますと、高知大が一番近くにあるかと思えますけども、県立大とか工科大とかいうことになると、かなり遠くなりますので、来ていただける大学生がいたら、ほんとにありがたいと思いますが、少し難しいかなあ。

その中でも、今、県立大、工科大、高知大学、それぞれ連携をしながら、大学生とも直接話をする機会があります。積極的に大学生とも話しをしながら佐川町の魅力を伝えていき、佐川に住まんかえという話もしてみたいなと。大学生の中には、公務員になりたいんだけど、ぜひ佐川町役場を受けてみたいと思う、というふうに言っている大学生もおります。大変ありがたいなあというふうに思っておりますが、少しでも大学生に佐川が魅力ある町だなあというふうに思ってもらえるように、日ごろの活動を通して伝えていきたいなと。

大学の先生に関しても、同じことですが、やはり通勤の時間とい

うのがネックになってまいります。仮に佐川町に住むことが難しくても、佐川町にかかわっていただく大学の先生を増やすことで、また佐川の活性化もつながっていくんじゃないかなと。そういう大学の先生からまた学生を紹介していただくということも、とても大切だというふうに思っておりますので、引き続き大学との連携は密に取っていききたいなというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

学校の近くに住まわれて大学生活を送っていくっていうことが、やはり学生、先生にとってみては自由であると。佐川町においても、先ほど町長がおっしゃった工科大とか、それから県立大、県立大も池キャンパス以外に永国寺町のほうにキャンパスもあります。加茂地区では、今、地域づくりに県立大の学生の皆さんに御協力いただいて、地域の中に入らせていただいております。

5月の、ちょうど最後の日曜日にちょうど4年生が就職活動に入るということで、去年1年間携わっていただきました4年生から3年生に、また地域の中で協力をいただければというふうなことで、学生のさまざまな地域に関するアイデア等、お話しをしに加茂地区のほうへおいでいただきました。

そんな中で、やっぱりその地域に住んで、ともに地域の中で地域住民と一緒に活動をするっていうことが、すごく双方にとってメリットがあるなあっていうふうにも感じております。

確かに、通勤の部分で、通学の部分で支障は大きいかもしれませんが、そこらへんも少し踏み込んでですね、一緒に学生の気持ち等交えながら、話し合いを進めていただければようお願いをしたいと思います。

あと、子育て支援、高齢者対策、健康づくりなどについても移住・定住対策の重要な柱となります。より一層の施策充実を図っていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

昨年3月議会では、若者の定住促進のための農業支援についてと空き家情報や空き家所有者との折衝などの支援を地域の団体やNPOに委託してはどうかとの質問もあわせて伺いました。移住・定住のためには、職、仕事の部分と、住、住宅の部分が必要不可欠であり、その対策いかんによっては、町の将来人口が大きく変わってくると思われます。

そこで、初めに職の部分である移住・定住者のための就労施策に

ついて、お尋ねをいたします。

前回の質問では、若者の定住促進のための農業支援については、今後も町の実情に合った農業振興へ手を打っていきたいとのお答えをいただきました。その後における農業就労への支援策として、新たな取り組みは行われているのか、現状の支援策も含めてお答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。定住・移住にかかわる第1次産業、特に農業に関してでございます。農業につきまして、21年度から昨年度まで新規就農者は44名おります。またこの中で、45歳未満で自立型の就農をされておる方、いわゆる青年就農給付金の対象になっておる方が18名おいでになります。

これらは、その際にも申しましたが、就農相談、それと簿記研修、あるいはレンタルハウス事業、あるいは、それぞれの個別の施策等につきまして、実施しておると。これは、現在も今後将来においても継続して実施するようにしてございます。昨年4月からは専門の相談員も配置してございます。

今後を考える場合に、そのときにもお話を構想としてしたかとは思いますが、後継者不足になっておる専業農家、そこにはさまざまな資産があります。技術もありますし、果樹の資産、あるいはハウスの資産とか、そういった資産がありますが、後継者がいないがために活用されにくくなります。

その際には後継者の確保をしていかにやいきませんが、これは、昨年度から始まっております提案型の応募、県内各地で県を通じてやっております。佐川町では、本年度、トマトを日高村と一緒にやって取り組んでおりますが、今申しましたような、資産があるような、後継者がおらんような農業につきまして、提案型の募集として受け入れていきたいなど、今考えております。

こういった方々は、地域おこし協力隊として受け入れて、その中で研修をしていきながら、就農可能な方については青年就農給付金の対象になっていくような、あるいはまた、その中で、昨年から発足しております四万十町の担い手育成センター、こういったところでの研修とかいうのを組み合わせていきながら、地元で定住できるような農業が展開されればと思うております。

1 番（下川芳樹君）

新しい取り組みとしては、昨年の３月以降、指導員の設置であったりとか、特に目新しい支援策というものはないですか。

指導員の設置っていうのは、昨年の３月から新たに設置をされて指導しているというふうなことです。先ほどお聞きした事業の内容というのは、26年度において新たに創設された事業というのも、新しく増えているわけですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

確かに、今おっしゃられたとおりではございますが、専門の方に来ていただき、週に４日来ていただいておりますが、その方のもとで就農相談をしていける、あるいは、さまざま農業に関するような相談をできる窓口ができたということは、ほんの一握りかも知れませんが、私にとっては非常に画期的な、将来向こうで力強いことが実践できたというふうに認識しております。

現在も、本年度になりまして、既に３名の方が、これ 20 代、30 代、40 代全般の方ですが、佐川町で就農したい言うて、したいということで、そのもとに相談にも来ております。この３名三世代の方々全て、トマトではございますが、これが先ほど言いましたような効果になっておるのかは検証はしてないですが、そういった方が就農する意欲で相談に来ておるということは新しい成果かなと、今思うております。

特段、これしかやってないかやというに言われたら、非常に辛いところがありますが、これをこつこつと続けていきながら、新規就農の受け入れ、あるいはそういった方々がほんとの意味で、佐川町に定住できて、担い手として、農業だけではなくて地域の担い手となるように、側面からも支援していかなければならないというふうに思うております。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。３月の質問ですね、国とか県の支援策以外で、なかなかその国、県の事業というのは縛りがあって、小回りがきかないというふうなことから、佐川町に合った、佐川町の新規就農をしていく、佐川町の農業に適応した町単独の、小回りのきくような事業の提案もさせていただきましたが、現状としては、例えば、そういうことについて検討されているとかいうふうなことがありましたら、お聞かせください。

産業建設課長（渡辺公平君）

おっしゃるとおりでして、国の事業等あるいは入れて対応していく、中にはおっしゃるとおり縛りもございます。その縛りの中で、いかにそれを、町の実情に合ったことを訴え、町の方策の考えを認識していただきながら受け入れていくかということも大事であろうと。その中で、議員も御案内のとおり農業関係職員連絡会とか、あるいは行政営農の幹事会とか、そういったところの中で、地域の農業にかかる機関、組合等と一緒にあって、協議を重ねておる状況でございまして、それで、前回に答弁もしましたが、そのときから変化ないんじゃないかと、おっしゃるとおりでございますが、立ち止まることなく前向きに、そういうような方向で協議を重ねておることとでございます。

いろいろ、これからも農業情勢も法施策もかなり動いております。その中で、どういったこと、こういったことがええとか、いろいろな御意見もあらうかと思いますが、その際には、忌憚のない提案等、直接いただければ、また御指導していただければ幸いに思います。

1 番（下川芳樹君）

また、いろいろと提案をさせていただきたいと思います。

次に、町は平成 26 年度より募集した地域おこし協力隊、先ほども移住対策の中で名前が出ておりました。毎年 5 名ずつ自伐型林業を核とした雇用による移住対策を実施されております。隊員は 1 年ごとに任期を更新し、最長 3 年間の実務や研修を経験された後、定住するか否かを選択されるわけですが、今後、どれくらいの期間、自伐型林業にかかわる新規の地域おこし協力隊を募集されるのか。また、どのような形で、自伐型林業での自立を計画されているのか。さらにその他の就労施策があれば、合わせてお答えをいただきたいと思います。

なお、自伐型林業に関する質問は、午前中に松浦議員より詳しい質問があったので重複する部分については省略いただいても結構です。

産業建設課長（渡辺公平君）

自伐型林業の取り組み、就労等につきまして御質問いただきました。午前中も御答弁させていただいたことではございますが、新たな御質問もいただいております。現在、御案内のとおり、9 名の地域おこし協力隊が活動しております。昨年の継続が 4 名、新たな方が 5 名でございます。

この中で、自伐型林業を専業で取り組んでいく方、あるいはまた兼業で取り組んでいく方、その方向が定まってこようかと思います。自伐型林業は、3人から5人で1チームを構成します。100ヘクタール余りを3人から5名で1チームで構成しますが、そのうちの1人から2人は専業の自伐型林業、残りの方が兼業、主業とか副業とかいうような形がとられてまいります。

ちょうど専業者には、春から夏にかけて搬出するための作業路を開設するとか、また秋から冬には、ちょうどこの期間が伐期を迎える期間でございますので、その期間には搬出間伐などを行っていくとかいうことになってまいります。

また、兼業の方は、春から夏にかけて副業をやっていく、町外では、この期間にカヌーのインストラクターを副業でやって、冬場には、秋・冬場には自伐型林業をやっておられる方もおいでになります。こういった取り組みができるわけです。

そこで、自伐型林業を主業として、専業じゃなくて、自伐型林業を主業としてその副業のスタイルというのもさまざまございまして、これは現在、9名の地域おこし協力隊が来ておりますので、それぞれが、今、自伐型林業を研修していきながら、4年目以降をどのようにしてから町内で仕事を見つけ、定住していくかというのは、それぞれが、それぞれの価値観で判断され、現在も考えられております。

ただ、この中で、どんなのがあるかと言いましたら、私自身も考えましたし、また一般的にやっておられるようなよその事例なんかも勉強もしますと、自伐型林業を主業として、その副業としてのスタイルに森林の多目的活用、いわゆる森林には特用林産物、林産物の生産が可能でございますので、そういったものを合わせて絡み合わせていくとか、あるいは観光関係の取り組みもされておるところもあります。

森林エコツアーのガイド、あるいは農林家の民宿とかいった観光、あるいは木竹加工による6次産業化とか、当町でしたらこの農業を相手方とすることもできます。ちょうど、秋に収穫が終わる露地物がございます。生姜とかピーマンとかいったものと組み合わせもできますし、水稻栽培では、ずいぶん高齢化も進んでおりまして、担い手不足にもなっております。集落営農の展開が急務でございますが、そういったところのオペレーターというような展開も可能には

なってまいります。

またさらには、インターネットビジネスとかいうことも考えられますので、自伐型林業を主業として、それに組み合わせれる主業、副業となるものは、それぞれの方の価値観により、私が今言うただけのことなく、たくさんの方が考えられると思いますし、それより増して佐川町には、そういった活用のできる資源が、我々の思わんような資源が多々あり、そういったことに取り組んでいただけるものではないかと思います。

それを、行政としてしっかり支援をしていきながら、彼ら、彼女たちが定着できるようにしていかなければならないというふうに捉えております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

あと、質問の内容で、どれぐらいの期間、募集をしていくのかっていうところをお聞かせいただきたいと思います。

今、御説明をいたしました、26 年度に 1 期生の方が採用されて、最長 3 年間で定住するか否かというふうな選択肢をとられる。27 年度に採用された方が 5 名で、これから 3 年間研修、実習を行って行かれる。じゃあ、28 年以降ですね、どういう形で、その自伐型林業にかかわる地域支援、地域おこし協力隊の皆さんを雇用していくお考えがあるのか、教えていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。当面は、10 年間は、毎年 5 名ずつ採用をしていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

10 年間 5 名ずつ、当面は採用をしていく計画であるというふうなことで進めていくということでございます。先ほど、産業建設課長のほうも申しました自伐型林業を一つの、そのみを捉えた産業として捉えずに、出口であったり入り口であったり、また地域にある産業等を上手に抱き合わせるというふうな形の中で、収益を上げていたり、定住のためのいくつかのそのメニューを、御自身自身が選択できるような、その選択肢をたくさんつくってあげるっていうことはすばらしく、いいことだというふうに考えます。

そこでですね、3 番目の質問に入りますが、次に、集落営農と集落営林の取り組みについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

これは午前中の質問の中でも何回か出ておりました。今、全国的に中山間地域の農地や山林の管理が、地域の高齢化や後継者不足、米価や木材の単価の低迷によって維持できない状況が広がっています。

県は、これらの課題を解決すべく集落単位で農地を集約するとともに、農機具の共同利用で経費を節減し、オペレーターによる計画的な管理で、経営の安定と集落の課題解決を図る集落営農の取り組みを進めております。

町内でも、既に3つの集落営農組織が活動しており、これからの中山間地域を維持するための方法として、また小さな地域のビジネスとして、県も補助制度を設けて力を入れているとのことでした。知事も、理想とする地域の拠点を生かした集落営林への取り組みなども含めて、集落単位で農地と林地の集約を可能にすれば、有効な地域資源の活用と地域の多面的な機能の保全に力を発揮する事業になり得ると思われまます。

そこで、自伐型林業に取り組んでいる地域おこし協力隊の皆さんにも、地域の拠点組織と連携をし、集落営農や集落営林に参加していただき、地域住民と協力隊に参加する者双方に収益をもたらす取り組みができないかと考えますが、いかがでございましょうか、お考えをお聞かせください。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。今の御提案の考え方でございますが、自伐型林業を、年から年中専業でやっていくという場合には、なかなか難しい場合があるかと思いますが、兼業で取り組む、ちょっと私がいろいろ言うた中の1つの例としても、報告さしていただいたところ です。大いに可能であると思います。

農業につきましても、集落営農、これは米作の受け皿として集落が共同体としてオペレーター等を雇い入れ、実施するものでございます。ところが、その担い手がなかなか育たない、いない集落がござい ます。そのため、そういったオペレーターとして地域おこし協力隊の方々が入り、農業を実践していく。大いに魅力あり地域にとっても佐川町にとってもすばらしいことではないかと思 います。

それともう一方、集落営林の考え方でございますが、自伐型林業の中には個人経営、これはいわゆる自伐林業と、それと集落、集落のそれぞれの方々の持つておる山、それを集落民みずから一緒に

なって、協働で施業する集落営林というのがございます。

ところがこれも、集落の方々それぞれが皆一緒になって施業するにしても高齢化が進んできて、なかなか山の管理ができないという場合がほとんどでございます。こういった場合には、地域おこし協力隊、いわゆる山を持たない地域おこし協力隊が、この中にチーム員として入っていき、専業あるいは兼業で自伐型林業を展開していくというのも自伐型林業の考え方でございます。

こういったのを、まさに今の集落営林と、先ほど申しました集落営農と組み合わせさせていき、それぞれの過疎化が進む、脆弱化していく集落を、地区を、大いに元気づける、呼び戻すための活動の展開にはなるのではなかろうかというふうに思うております。

これをいかに、これから、今、地域おこし協力隊2年目、また1年目の者、また来年度は3年度、最終年度になっていきますが、これを仕組んでいきながら、地域でこういった活動ができるように、あるいは、山でしたら、午前中から言っておりますように、集約できるようにしていきながら、それぞれの力が十分発揮できるように、町として、大いに支援をしてまいらなければならないというふうに思うております。

1 番（下川芳樹君）

今、移住・定住対策についての質問をさせていただいているところなんですが、地域の維持ができない、集落の維持ができないというふうな環境の中で、いかに外部から人を呼び込むのか、また、定住者を促進していくのかというふうな流れの中で、集落営農とか集落営林については、個々の所有権者を対象として交渉し、集約をするというふうな考え方よりも、その地域全体を守っていこう、地域全体の環境を整えていこうというふうな発想に基づいて地域の皆さん協働で考えていけるような課題であるとも思います。

ぜひ、集落営農、集落営林についてですね、もっと積極的に、こう地域へ入っていただいて、さまざまな支援策であったりとかメリットであったりとか、今後の将来を考えたときの現状であったりとか、そういうふうな情報をですね、提供していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

今までの施策は、農業は農業、あるいは林業と言いましても、余り佐川町では展開してなかったわけですが、自伐型林業の取り組み

になりまして、本年度から山林の集約と。午前中も答弁さしていた
だいたような試みをしております。

そういったものができますと、地元に入り説明、あるいは個々の
所有者とのお話し合いとかいうこともしていかなければなりません。
その中で、あわせて、農業の分野についても一緒に説明してい
きながら、その集落全体の農林業あるいは集落そのものを、どう維
持していくか、というような話も重要になってくると思います。

自伐型林業は、ただ林業のためでなくして、多面的な活用を発揮
するために実施するものでございます。そういった観点から、地元
へ入り、話し合いをしていきながら、集落一致協力してもらえら
うな試みにしていきたいというふうに考えてます。

1 番（下川芳樹君）

ぜひ、農地、それから林地が持っている多面的機能についてはで
すね、災害の防止とか、それから地域の環境とか、農業振興につい
てもすごく重要な施策の 1 つであると思います。今、去年、12 号、
11 号と 10 年振りに大きな災害もございました。山側から、保水力
がなければ土砂崩れ、また土石流の発生というふうなことも懸念さ
れます。ぜひ、地域集落の安全のためにもですね、山の適正な管理
によって、そのような防災面での予防というふうなことも提唱しな
がら、地域の皆さんに勧めていただければいいようにお願いをしたい
と思います。

それでは、最後の質問になります。

最後の質問というのは、2 つめの質問でも申し上げました移住に
とって重要なもう 1 つのキーワードでございます。住に関する質問
でございます。

移住・定住をするためには、生活の拠点となる住宅の供給が欠か
せません。昨年 3 月に質問した移住者向け住宅に関する対応では、
来年度以降、地元の方々と協力し合いながら空き家情報の収集など
に取り組みたいとお考えでしたが、新年度予算において、民間社
宅を購入し、耐震改修を行い、移住・促進の活用のために使うとい
う計画が上がっております。

移住・定住の促進のためには大きな前進であり、移住者同士のコ
ミュニケーションを図り、地域とのかかわりを深めていく一次施設
として、まとまったエリアで移住者が暮らす取り組みには、大きな
意義があり、今後の定住へとつながる施設であるとも期待しており

ます。

まずこの施設の活用計画について、お答えをいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

質問にお答えをさせていただきます。下川議員のおっしゃられるとおり、移住・定住の促進を図っていく大きな問題としまして、まず、住宅、住の問題が上がってきます。先ほど御質問の内容にありました民間社宅というのは、四国電力社宅の購入のことについてだと思っておりますが、四国電力の購入の移住・促進対策における位置づけとしましては、四国電力社宅の購入改修につきましては、移住者を受け入れ、外の視点、外の力を借りて、町全体の活性化を図っていくための体制づくりの1つとしまして、住環境の整備を実施するために購入を考えております。

また、移住者用の住宅やお試し住宅、ショートステイ住宅として活用できるように整備をすることで、この住宅におきましては、団地化した移住促進住宅を持つことにより、対外的に移住受け入れの間口を広げる、そして長期滞在を可能にすることにより、担い手として移る準備、職業の準備、住むところの準備のための住宅としての活用ができる。そして移住者同士のコミュニティの場づくりとしての住宅として活用し、今後の移住・定住へ向けてつなげていきたいと考えております。以上です

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。幡多地域では、I、Uターン者がつながる場をつくろうと、第1回はたもじゃもじゃ交流会が開催されたと新聞報道でもございました。移住して数十年のベテランや、来たばかりの人、地域住民や行政職員 50 人が参加し、移住の悩みやコツだけではなく、地域の将来を考える議論が繰り広げられています。せっかく移住されても地域になじめず転出される方もいます。

この会は、移住者と地元の人とのつながりの場となるよう、これからも続けていくということですが、今回の、町が購入する住宅エリアについても、移住者同士はもちろん地域住民との交流の拠点となり、地域住民や行政に情報を発信していける拠点となりますよう有効に活用していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。下川議員のおっしゃるとおり、もち

ろん移住者同士の、先ほども申しましたがコミュニティの場としての住宅として活用していきたいと思っておりますし、また、そこを拠点とした地域の皆さんとのつながりの場としても活用を考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

住宅については、27 年度で予算的にも大きな金額となっております。移住促進に関するしっかりした計画に基づいて、先ほども申しました適正な利用方法、利用目的、そういうものをしっかり位置づけていただいて、今後の移住促進につながるように活用していただきたいと考えます。

次に、本年 5 月 26 日には、全国 820 万戸に及ぶ空き家対策のための特別措置法が全面施行されました。これは、治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に、撤去や修繕を市町村が勧告、命令できると規定されております。命令違反には 50 万円以下の科料を科し、強制撤去も可能とされました。また、勧告を受けた物件は、固定資産税の優遇を受けられず、税額が最大 6 倍となるとの内容です。

このような状況の中で、新たな空き家活用として、高齢者福祉施設、ゲストハウス、工房などへの転用や子育て世帯への移住住宅や移住のお試し住宅、若者やお年寄りが共同で生活できるシェアハウスとしての利用が注目をされております。

全国で 3 番目に空き家率の高い高知県ですが、空き家をお荷物と考えず、文化や歴史を伝える宝として地域の魅力につなげていくことも大切です。先の質問でも申し上げましたが、シニア世代や大学生などへの活用が大いに期待をできます。

移住希望者らに情報提供する空き家バンクを設置し、既存の補助制度を活用した空き家の登録を促すことにより、住宅所有者並びに移住・定住希望者にとって、有効な活用が可能となります。空き家バンクの設置について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。空き家バンクの整備につきましては、昨年度、町内 21 カ所で開催をしました地区懇談会において情報を提供いただいた空き家の情報等を、現在、情報の整理を行っているところでございます。今後は、移住者用に、その中で使えるもの、使えないもの、改修が必要なもの、荷物の整理が必要なもの、

などに分類をした上です、空き家バンクに登録するとともに、町や県のホームページへの掲載はもちろん、日常的な相談対応や移住相談会等においても広く情報発信をしていきたいと考えております。

また、今後も引き続き広報紙やホームページへの掲載等により情報提供をお願いし、空き家の情報や移住者の住宅を確保していきたいと考えております。

1 番（下川芳樹君）

空き家バンクの設置については、どのようにお考えでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

空き家バンクの設置はですね、その情報を整理して、それがもう空き家バンクの情報となっておりますので、設置もするような形になっております。

1 番（下川芳樹君）

ぜひ、空き家の有効活用によって、空き家の所有者であったり、移住・定住される方にとってメリットの大きい運用の仕方をよろしく願いをいたします。

次に、公営住宅についてお聞きをいたします。

移住・定住を考えると、住みたい地域に安価な家賃で安心して暮らせる公共の住宅があると助かります。町内各地域には、町営住宅の建設が進み、地域住民や移住・定住を希望される皆さんで有効に活用されております。

ことしの5月1日より、町内5地区で開催されました加茂地区での議員懇談会において、町営住宅のない地域は佐川町でも加茂地区だけである。町営住宅の建設は可能であるか、との質問が出されました。

順番からいけば、次は加茂地区であろうというふうな意見もありましたが、移住・定住対策としての町営住宅建設について、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。まず、近年の公営住宅の建設状況でございますが、一番新しい公営住宅は斗賀野団地で、昨年度平成26年度に建設完了をいたしました。それ以前には、平成16年度の黒岩団地、平成14年度の尾川団地となっております。

下川議員がおっしゃいますように、現在、加茂地区には公営住宅はございませんが、斗賀野団地の建設を例に申し上げますと、斗賀野団地では、自治会長さんを初め地元の町会議員の皆さん、また地区の若者の方や、公営住宅ができれば入居を希望するという方の署名捺印が添付されて要望が行われたことが建設の契機となっております。

町といたしましても、このような要望等踏まえながら、財政的なことも検討を行い進めていくという形をとっております。町営住宅の建設は、町といたしましても大きな事業でございます。新たな建設については慎重に取り組んでいかなければなりません。

今までの公営住宅の建設の手法といいますか、その手順はこのような状況になっております。

しかし、また公営住宅につきましては、基本といたします考え方が、公営住宅法にありますように住宅に困窮する低額所得者に対して整備、供給を行うものでありますが、今後、佐川町が今取り組みを始めました移住・定住対策につきましては、それを積極的に進めていく場合には、その取り組みを、といいますか、公営住宅を人口のその増加とか、また町の活性化に結びつけていくに当たりまして、今以上に、さらにですね、人口増とか、定住という視点も含んだ考え方を持つことが必要ではないかというふうに、公営住宅の今後のあり方については思っております。

1 番（下川芳樹君）

御説明ありがとうございました。地域の中で、斗賀野の事例を挙げますと、住民、議員、その他自治会の会長、そのような皆さんが、その地域にとって必要であるというふうなしっかりした考え方に基づいて要望を上げていくというふうな方法で、例えば、検討されるというふうなお話でございました。

現実、その地域、地域によって、それぞれ、地域の特性があって、ほんとに住宅が必要なのか、ほんとに、町営住宅、高いお金をかけてここへつくって、無駄にならないのかというふうな考え方もあります。

しかし、地域の中でも、やはりそこで定住を続けてしていきたいって考える皆さん、また、地域外からその地域で、その地域の住民としてそこに住み、そこで暮らしをしていきたいというふうな皆さんもおられます。それが、町内に住まわれる皆さんであったり、

町外から転入されて来る皆さんであつたりもします。

ただ、住宅困窮者として、低所得者で住宅がないというふうなところで限定をしていくとですね、その移住・定住というふうな形の中で、多少そのブレーキがかかる部分もあろうかと考えます。今後、地域の中でですね、地域づくりを進めていく上で、またその地域の中の移住・定住を考える上で、公営住宅の建設については十分に論議を進め、また町のほうにお願いをしていくという形になるかもしれません。その節は、どうぞよろしくお願いをいたします。

これで、この移住・定住に関する住宅の質問については終わりたいと思います。移住・定住対策の基本的な目的ですが、町の目指す将来像をしっかりと見据え、まちづくりのための人口規模を定め、その規模を実現するための計画をしっかりと描いて、必要な目標人口を確保し、佐川町の住民として佐川のまちづくりに、しっかりかかわっていただくことで目的が達成されると思います。

まず、町を移住の対象として住んでみたい、ぜひ住みたいといっただけの町にしていくことも大変重要でございます。しかし、社会的なインフラ整備だけでなく、もともと住んでおられる住民の皆さんと、新たに來られた、移住された皆さんとのコミュニケーションも大切な取り組みの1つです。地域に、せっかく移住してくれた皆さんへの支援を、行政と住民がしっかり行うことで、定住率も高まると考えます。

このことも含めて、佐川の将来をしっかりと見据えていただきますよう、重ねてお願いをいたしまして、私からの全ての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時17分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続けて一般質問を行います。

12番、今橋寿子君の質問を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番、今橋寿子でございます。通告に基づきまして 3 点ほど質問をさせていただきます。

まず、牧野公園リニューアル事業について。今、牧野公園は新緑とともに町民の憩いの場としてよみがえっています。佐川町の宝として世界に誇れるまちづくりとして評価される事業であります。この取り組みは、チーム佐川の管轄で担当職員も、それぞれの立場で見識を広めながら取り組んでいます。ボランティアの方々も少しずつ参加が増して、行政と住民との協働の輪も広がっています。

また、観光協会とも連携しながらの取り組みは、住民はもとより町外からの訪れる方々も増してきているとの町長の行政報告にもありましたが、通告いたしてありましたので、牧野公園リニューアル事業の進捗状況と、ポール・スミザーさんとの公園歩きと講演会の成果と今後の取り組みについて、担当課長にお伺いいたします。お答えください。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、牧野公園整備の進捗状況について御説明をさせていただきます。

牧野公園の整備事業につきましては、牧野公園リニューアル事業を一昨年から 10 カ年計画で実施をしております。計画の基本方針を、楽しい公園づくりとしまして、牧野博士ゆかりの植物を、多様な主体が、みずから育て、みずから考え、みずから植栽をし、みずから管理するということで、より愛着のある、そして持続可能な公園づくりを目指しております。そして多くの方々にかかわっていくことが、コミュニティの輪として牧野公園の価値を高めるものと考えております。

具体的な取り組みとしましては、昨年度、26 年度の実績を報告させていただきますと、整備にかかわっていただきましたボランティアの方々は、述べ 250 人であり、ほぼ毎週活動をしていただいております。また、昨年度実施しました種まき教室におきましては、一般向けに 1 回、中学校向け 2 回、佐川中学校と黒岩中学校で開催をしました。そして、議員の皆様を初め住民の方々、また職員を初め 70 名の方々に御協力をいただき、山野草の苗を現在育てていただいております。

そのほかにも観光協会と協議し、こけ玉教室やウォーキングのイ

ベントの開催、牧野植物園での研修会などを実施し、観光事業との連携も図っております。

ハード面におきましては、より高質な観光施設を目指し、園内の道路や排水路の整備、案内看板の設置など、町内外から来園者の利便性の向上にも努めております。今後も、牧野公園 10 カ年計画に基づき、多くの方々に訪れていただける公園として整備を進めていきたいと考えております。

もう 1 つの質問で、ポール・スミザーさんの講演会の成果と今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。4 月の 24 日に実施しましたポール・スミザーさん、イギリス出身のナチュラルガーデナー、ポール・スミザーさんの講演につきましては、早々にチケットが売り切れるなど、会場となった桜座が満員となる 388 人の来場者があっております。これは、ポール・スミザーさんの人気の高さや植物への関心の高さはもちろんではありますが、何より企画・準備・運営に精力的に取り組んでいただきました実行委員会であり、はなもり C - L O V E の皆様の努力が報われたものだと感じております。

また、前日 32 名、当日 21 名の参加がありましたが、実施しました公園の散策におきましては、ポール・スミザーさんから具体的なアドバイスをいただき、整備にかかわる方々にとって大変勉強になったものではないかと思っております。自然の姿を生かし、みずからつくり上げていくという牧野公園の整備方針については、ポールさんのほうからも高い評価をいただいたのではないかと感じております。

また、講演会の後のアンケートの結果におきましては、80%以上の方が満足度 100%であったという回答をいただいております。また今後につきましては、講演会を契機に植物への関心の高さを再認識をいたしましたので、県内外の方々への牧野公園の P R もできたことと感じておりますので、より多くの方に来園いただくよう整備・情報発信を進めていきたいとも考えております。

また、町内へ向けての情報発信も、より重要視し、より多くの方に公園の整備にかかわっていただけるように努めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

12 番（今橋寿子君）

私も、ポール・スミザーさんとの公園歩きや講演会の実行委員の

一人として参加させていただきましたが、ポール・スミザーさんはイギリス人でありながら、日本語も流ちょうで、公園を歩きながら佐川町に自生している植物一つ一つに驚きながら「イギリス人が見たらよだれが出ますよ。この佐川町の趣のある町並みとともに情報発信の仕方次第で世界に誇れますよ」と言ってくださり、また一過性の観光ツアーではなく数日間の滞在型になるので、観光はもとより産業に結びつく、とのヒントもいただきました。

このイベントに、産業建設課のメンバーが参加されていなかったのは、とても残念でしたが、それぞれの所管の部署で業務も大変だと思われそうですが、役所の独特の縦割りの業務の中、連携も大切であると思われそうですが、特にチーム佐川推進課という役割は、まず佐川町役場内のチームとして、また佐川町全体のチームとして、情報を共有していく必要があると考えますが、それに対してはどのようなお考えですか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

牧野公園の整備とかですね、今回行われましたポール・スミザーさんの講演会につきましては、佐川ネット、職員の、ずっとネットに流しておりまして、参加とかを呼びかけております。直接声をかけてですね、産業課と連携をして何々をしていこうとかいうことは、まだ、現在、今回は話したことはあっておりません。

12 番（今橋寿子君）

これに参加したはなもり C－L O V E の皆さんの感想などをお聞きしますと、参加したことによって、すごく驚きと感動をいただいた。特に、普段地道にやってくださってる田村チームのメンバーの方々は、ほんとに自分の時間と自分の大切な植物を、わざわざ牧野公園へ提案してくださったりしながらの動きをしております。ほんとに行政に頼まれたからではなく、一人一人の、佐川町も心、植物も心で参加させていただいた方の一人の感想の気持ちを私も聞かさせていただきましたので、皆さんにお伝えさしていただきたいと思いますが、その方が、桜座に 400 人の人が入ってくださることに対して、少し不安もあったけれど、一人一人があので会場に一堂に集まってくださるその姿を見て、僕は感動して涙が出た、というお話を聞き、またその話を聞いた方がまた涙を流し、その話を間接的に聞いた私もすごく感動いたしました。

こうした一人一人の心の結びつきで、この事業が成り立っている

と思いますが、役場の皆さんの参加が少なかったのではないかと
思っておりますと、ちょうど 24 日は普通の日でしたので、金曜日
でしたので、牧野富太郎さんの生誕の日であったために、ちょうど
その日を選ばしていただいたので、参加も少なかったですけど、そ
れは今後の問題といたしましても、これからは、もっともっとこの
結果はどのように、ネットじゃなくて、庁議とかいろんな形でこの
成功例というかね、その思いとか、そういうようなのを、反省点の
中で話し合いなどはされているのでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

庁議の場でもですね、こういった講演があるというような報告事
項として上げておまして、また終わった後はですね、何名の参加
があったとかいうような報告はしております。

今後もまた、こういった講演とかありましたら、当然、庁議の場
でも報告をさせていただきまして、各課でもその情報を共有しまし
て参加を促してお願いしていきたいと考えております。

12 番（今橋寿子君）

私は佐川の職員の中の、皆に聞いたわけではないですが、職員
の方にお聞きしていることは、チーム佐川推進課の具体的に見えない
ので残念だなというようなお話もお伺いしておりますが、そういう
努力は、ネットで流すとかそういう意味じゃないんで、ほかの方で
チーム佐川の役場としての連携の取り方には、もっと工夫は、する
ことはできませんか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

職場で、やっぱり庁議の場ですね、このメンバー、庁議メンバ
ーが集まっておりますので、その場で、こういったイベントがある
というような報告で参加を要請するような形をとっております。ま
た、そういったポスターとかがあればですね、各課に回して、それ
もまた見ていただくような施策もっておりますし、また、あそこ
の玄関のところに牧野公園関係の掲示板みたいなものがあります
ので、そちらのほうにも掲示しまして、そういった情報も収集でき
るような形をとらせていただいております。

12 番（今橋寿子君）

このポール・スミザーさんの講演会だけではなく、この佐川町の
取り組みというものは、先日、町長が、翼の王国へ出ているという
ことで、報告もありましたが、本当にこの翼の王国という雑誌は、

全日空のお客様が自由に見られて、また取って帰っても構わないという御本らしいですが、これには 18 ページで佐川町だけではなく仁淀川筋も含めて、ほんとに世界に発信できる佐川町の牧野公園のことも含めて出ておりますが、これをもっともっと、私はいろんな人に伝えたいと思ひまして、佐川町の役場にどれくらいあるんですかって聞いたんですが、余りないということで、ぜひこの、どうせ全日空のほうも、これ 5 月号ですので、6 月号になりますと、もう 5 月号はきっと廃棄すると思いますので、それを全部在庫にするのももったいない、廃棄にするのももったいないから取ってくださいということをお願いしたんですが、その行動はどのようなになっておりますでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

その翼の王国の雑誌につきましては、もう 5 月でその機内にはないということで、先ほど今橋議員が言われましたとおり、多分、在庫はあるとは思いますが、問い合わせをしている段階でですね、まだうちの課のほうにはきておりませんので、また後日お答え、今橋さんのほうに直接お答えをさせていただきたいと考えております。

12 番（今橋寿子君）

ぜひ、私はこれを多くいただいて、佐川の住民の皆さんが、まだこの牧野先生の聖地である佐川町がどれほど素晴らしいものかということを住民の皆様にも再確認していただきたいので、あらゆるところへ配らしていただきたいと思いますので、ぜひ積極的に、廃棄処分をする前にいただけるように、ぜひ頑張ってみてください。

それと、先だって、新潟県の見附市の庭園づくりのノウハウをかいま見ることができました。見附市は、隆盛したニット産業が一時的な勢いを失っていたころ、特色のない中で、花の手入れや育成を担うボランティアグループの園芸技術指導を地道に始め、十分、メンテナンス費用が捻出されにくい公共の庭を、いかに楽しみながら継続的に花の手入れをするボランティアを確保しながら、美しい庭と大切に思う入場者や地元の人から募金もいただきながら、確信的なシステムを誕生させ、今では国内屈指の名園に育て、大きな変化を町にもたらしているとのことでした。

牧野公園も、先ほど課長が言われましたように、思いは一つと思いますが、この見附市は、10 年ぐらい前から取り組んでいるという

ことですので、またいろんな意味で参考になることとと思われますので、また今後の取り組みにぜひ見習ってほしいと思います。

そして、私は、時折牧野公園の作業やイベントに参加させていただいている中で、若いころは華やかな花に心を奪われたことでしたが、今では、牧野富太郎博士の文化に触れさせていただいていると、日増しに、そそと咲く花々、日陰にそそとして咲く花々、可憐な山野草の群生、刈っても切ってもたくましく成長する草木の生命力、またここに集まる昆虫や動物の営みに大自然と共生する人間の営みに、いろんな気づきを学ぶことができます。

先だって、高知新聞のやまもものコーナーに、小学3年生の詩が掲載されていました。トンボの後始まつという題で、「帰り道にトンボがいた。やごから出たばかりだった。みていると、やごのからを食べていた。びっくりしてさわってみた。でも、トンボは食べつづけていた。もちろんチョウのよう虫もたまごのからを食べる。トンボも後始まつをするのかなあ」ということでした。学識も大切であるが、子どもたちは感性が豊かです。スポーツや遊びの中から、特に自然の営みの中から人間性や社会性をみずから感じ取って学んでいくと考えます。牧野公園へ、親子や友だち、そして先生方と一緒に出かけしてほしいといつも考えています。

また、小学1年生の詩がありました。「しゅくだいをせんとうろう。先生が三だんをそらでおぼえておいで、といった。そらへどうやってあがったらいいかきいたら、先生も、どうやってあがろうといった。おしえてくれんけ、しゅくだいはせんとうろう」という詩でした。

これは、大人の考え方にメッセージを送っている詩ではないかと思います。教育長として、子どもたちにかかわる立場として、教育長のお考えは、この詩をどういうふうに見受け止められているでしょう。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今、初めて聞かさせていただいたんですが、子どもの豊かな感性があふれているというのをまず第一感で感じました。やはり大人が思っているように、子どもは、言ったことをいろんな受け止め方をするかなあと思いましたし、また、トンボの件につきましても、見たことを、いろんな受け止め方をするということも感じました。子どもたちが、基本は型にはまった教育ではなくて、やはり大事なものは、そういった子どもたちの豊かな感性を伸

ばしていく教育、これをしっかりしていかなければならない、そのように感じた次第でございます。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

そのお答えが欲しかったので、すいません、失礼なことを聞きましたけれど。子どもたちの、本当に、生きる力は、こういう自然の中から育んでいくものじゃないかと思います。特に、標本で見た植物とか動物なんかは、なかなか表面的に学識では覚えてますが、実際触れたときとか、それから植物に対しても、見たことのないものは、実際に見て初めて心に残っていくもんだと思いますので、ぜひ、佐川町の、せめてボランティアは子どもたちができなくても、公園へ先生方と歩くことによって、また何か感じ取っていける素晴らしい感性を育ててあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、チーム佐川の推進課の動きがちょっと見えてないとか、感じ取れてないという住民もいらっしゃる中で、やはり私は、高知家とかいうようなバッジをつけるとか、いろんなもので、やはりそのチーム佐川という意識を共有するための何かアクセントがあるんじゃないかと思ひまして、前の議会でも質問をさせていただきましたが、今後のこととして考えていきますということでしたが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。チーム佐川が一体化ないということとは、まずないと思います。かなり今ですね、総合計画においてもワークショップまた地方創生の会等々におきまして、かなりみんなで、集団で頑張っております、忙しい部署となっております。その一体化を見せる意味で、以前に今橋議員のほうから、こういった高知家に準ずるようなバッジかなんかをつくってはどうかという質問をいただいておりますが、まだちょっと、そのものにつきましてはまだ検討しておりません。現在の段階で、ですね。今後ですね、またそういう要望等も聞こえてくることであろうかと思いますが、またこういうバッジにつきましては、お金のほうも、財政的なこともかかりますので、また検討はしていきたいと考えております。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年も、チーム佐川のバッジがあればいいんじゃないのという御提言いただきました。その後で検討しまして、今年度中に佐川町の総合計画ができ上がります。その中で、まちづくりのビジョンであったり、佐川のブランド、佐川はどんな町だったらいいかなあっていうものが固まってくるっていうふうに考えております。

佐川町の総合計画ができ上がってから、その上でバッジをつくるのであればつくったほうが、よりいいものができるんじゃないかということで、今、少し温めているところであります。来年度、つくかどうかは、またこれからの総合計画策定の中にあわせて協議をしていきたいというふうに考えております。

また、あと、役場の職員に対して、町の取り組み、例えばチーム佐川推進課の取り組みがなかなか行き渡ってないという御指摘もありました。より配慮をして進めていきたいと思っております。大事なことは、庁議の場で、ここに今出席をさせていただいてます課長、幹部のみんなで共有をしています。かなり細かく議論もして協議もしております。それを各課に帰って、職員全員にまた伝えてくださいということ、何回かお願いをしています。そういう流れにしてくださいということで話をしておりますが、なかなか行き渡ってない部分もあるんだなあということが、きょう、よくわかりましたので、再度、しっかりと共有をしていくと。一致団結して一つの方向に進んでいくと、そういう役場であるんだよということを徹底をしていきたいと。

また、佐川町全体、住民の皆さんには丁寧に、広報などを通して、またしっかり伝えていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

12 番（今橋寿子君）

丁寧なお答えいただきましたので、次に移らしていただきます。

男女共同参画について、をお伺いいたします。

昨年、立派な計画案ができ、親しみやすいリーフレットが全戸に配付されましたが、その後、具体的に取組みまれた内容と今後の取組みをお伺いいたします。

この4月の人事異動により女性の課長が2名登用されまして、この壇上にも2つの花が咲きました。私たちも、坂本議員ともどもに女性の視点を踏まえて力を合わせてまいりたいと考えております。男性の皆さんも御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず男女共同参画について伺いますが、立派な計画案ができ、具体策については審議会のメンバーの方が続けて取り組んでいくとのことでしたが、メンバーの方によりますと、その会合もなく、人事異動もある中、行政としての引き継ぎはどのようになっているのでしょうか。

また、審議会の女性の登用率はどのように進化されているのでしょうか。私は、町と議会の計らいで農業委員を承っていますが、その件につきましては、私自身力不足でお引き受けすることにためらっていましたが、とにかくどのような立派な方でも、大勢の中の女性の一人は大変であると考え、受けさせてもらいました。

氏原延さんは、ずっと専業農家として長年培った経験で、また農業の女性の若手リーダーであって、県下でも女性リーダーや女性の農業委員の人脈もあり、これからの農業政策にも関心を持たれている方ですので、私も微力ながら、女性としてのパートナーとなっていけると考えています。

そういう観点で、審議会はもとより町の執行機関でもより一層検討していただきたい、女性自身女性の視点で秘めた力を引き出せる環境を整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答え申し上げます。少し戻りますけれども、まず、佐川町男女共同参画計画でございますが、一昨年度の平成 26 年の 3 月に家庭地域行政の協働により男女が互いに尊重しあい、協力し合って生き生きと暮らせるまちづくりの実現。これを目指すために、平成 26 年度から 30 年度の 5 年間にかけての計画を策定をしております。

そして昨年度にはですね、先ほど今橋議員も言われましたように、この計画の趣旨、それから内容を広く町民の皆様に知っていただくとしまして、啓発用の概要版リーフレット、これを作成いたしまして、昨年 10 月に全戸配付をいたしました。

この概要版リーフレットにつきましては、佐川町男女共同参画推進委員会の委員の皆様には熱心に御協議、御尽力いただきました。この場でお礼をさしていただきたいと思えます。

そしてですね、本年度と本年度以降の取り組みでございますけれども、この男女共同参画計画で示されます基本方針、それから基本施策を計画的、効率的に実施していくための実施計画を策定する予

定としておりまして、実施計画の策定後は具体的な計画の実施状況について、点検、評価を行いまして、本計画の推進及び進行管理を行っていくこととしております。

それと、引き継ぎの関係なんですけれども、去年度ですね、その概要版のリーフレットが 10 月にできました。そして引き続いて実施計画も策定を行うようにしておりましたけれども、業務的には 12 月の突然の衆議院の解散、それから議員のほうにはお耳のほうにも伝わっていると思いますけれども、担当職員が少々入院をしたりしたことがございまして、去年度中ですね実施計画は完成できずに、ことし新しい人事異動で補佐が来ておりますけれども、そのもとに、今、実施計画の策定を進めているところでございます。

そして、女性の登用率の関係につきましては、きょうちょっとデータがございません。申しわけないんですけど、ここではお示しすることはできません。よろしくお願いします。

12 番（今橋寿子君）

男女共同参画の計画の審議委員に私も何名か紹介させていただいて、ほんとに無理も言って、大切な時間を割いてまで協力してくださいました。それだけに立派なものができるので、それを、あくまでも計画倒れにならないために、その結果を待ってる、待ってるというか、次の、つなげていくために、心配して下さってる委員の方もおりますので、ぜひ、その期間が余りたさないように、次の行動に移していただいて、実施計画をぜひつなげていきますようお願いして、この質問は終わらしていただきますが、またこの審議会の登用のパーセントとかそういうものはまた後ほど資料としていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

このことも、先だって、新しく観光協会の事務局長として就任されました谷口さんより、役場前で声をかけられましたときに、私自身すごく恥ずかしい思いをいたしました。と申しますのは、役場の庁舎前の親子の銅像の姿を今までじっくり見ることもなく、何も感じとれてなかったのです。

谷口さんいわく「この銅像はすばらしいですね。女性の肩に子どもが乗っている。このような銅像は全国どこを探してもないですね。宝物ですね」と言ってくださいました。女性議員として役場に 20 年ほど通っているのに、改めて見ますと、このきゃしゃな女性の肩の上で未来に向かって輝くであろう子どもが両手を広げて空を仰いで

いるではありませんか。町外から移住された方に気づかせてもらった。この感動を役場の女性職員の数名にお話させていただきましたら、除幕式は出席していましたが、ルネッサンス運動のころだったと思いますとのことで、お互いにこの銅像を見つめ直したことでした。

職員の皆さんも改めて、役場の前の意味深いシンボルである銅像ですので、ごらんになってください。きっと、女性としての役割の底力が出てくると思われます。そして男女共同参画とともに、日本一輝く女性の佐川町を目指していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

あと約5分で5時になりますが、今橋君の一般質問が終了するまで、佐川町議会会議規則第9条第2項の規定により会議時間の延長を宣告します。

続けてください。

12番（今橋寿子君）

次に、移住促進について、お伺いいたしますが、初日の町長の行政報告と数名の議員の質問がありましたので、2点だけ確認をさせていただきます。

先日、長年移住促進に取り組まれました島根県のお話をお聞きする機会がありました折、初めのうちは、来るものは拒まずという型で多くの方を受け入れて来ました。けれど今では、学識はあっても都会でいろんな職種についても長続きがせず、点々と仕事をかえ、場所をかえ、田舎での移住を求めて田舎探しをしている方が急増しているとのことです。その中で、目的意識もなく3年間を充電期間として捉えているような方たちもいて、お互いのためによくないというのでお断りすることも多々あるとのことでした。

今、佐川町では、自伐林業に力を入れて受け入れをしていますが、林業で身を立てていくには、体が資本です。特に危険な仕事でもあり、反射神経が伴うのでありますので、初心者対応の年齢制限は入社時にその制限はありますか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。地域おこし協力対につきましては、その地域要件はありますが、その年齢の制限はとっておりません。

12 番（今橋寿子君）

何でも、人間はまだまだ可能性はどこにも秘めているものがあると思いますが、今、携わっている中で、年齢について疑問視するようなことはございませんでしょうか。これからの受け入れ体制として。そういう危惧はございませんでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。今、課長のほうから年齢制限はございませんというお話ありましたが、訂正をさせていただきます。自伐型林業の地域おこし協力隊員を採用する場合は、目安として 50 歳までという目安はつけております。

ちょうど 50 歳の人も来ましたが、元気で、体も丈夫な感じで、やれます、というお話を確認した上で採用をさせていただきました。目安としては 50 歳という年齢は設けておりますので了解をいただきたいと思います。以上です。

12 番（今橋寿子君）

そしてもう 1 つは、やはり子どものころからそういう体感をさせてあげること、大事なことだと思いますが、町長はいつも子どもに夢を持たしながらの林業にしたいということですが、子どもに対しての施策とかいうものは、特にございますでしょうか。かかわっていくための施策。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。学校教育の中で、ふるさと教育の充実を図っていきましようということで、今、教育委員会のほうにも話をしています。

その中で、自伐型林業っていうものについて佐川町が新しく取り組んでいるんですよということを子どもたちに伝えていきたい。また、地域おこし協力隊のメンバーに職業の紹介という部分で、学校にも出て行って話をする機会を与えていただきたいなあということも考えております。

また、先だっては、佐川中学校の中学生が自伐型林業の地域おこし協力隊員と一緒に竹ぼうきをつくるっていう活動もしております。いろいろな形で、佐川町には、農業、林業含めていろいろな仕事があるんですよ、働き方があるんですよ、生き方があるんですよ、ということ、ふるさと教育を通して伝えていきたいと、そのように考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

ぜひ、子どものころからの感性を育むことに対して、大人たちがいろんな環境づくりをしていくことが、まず大事だと思いますので、また町長の目指す林業王国にできるように、王国ではないけれど、自伐林業で午前中もいろんな議員の方々からのいろいろな質問もありましたので、そういう思いと重ねて、頑張っていただけることをお願いします。

そして、産建課の方にもお願いもあるんですが、やはり自伐林業をしたら、その間伐したところにバイカオウレンとかいろんな種をまいて、またそこで産建に結びつけていけるような施策もあるのではないかとも考えますが、そういう意味で、また産建課のほうも勉強していただいて、牧野と併用して自伐林業が栄えていくような施策も考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

突然御質問いただきました。確かに、牧野関連の植物、町内に自生しておるところございます。間伐したところに新たにバイカオウレンを、種まいて育つかどうかはわかりませんが、ちょっと今初めて質問されて、ドキッとしたことは確かに林業を間伐していく中で、牧野植物のことも考えていきながら林業もせないかなあということをおもいました。それが果たして、バイカオウレンの種をまくことにつながるかどうかはわかりませんが、町内にはそういった自生地がたくさんあります。私も知っておりますので、そういったことも考えていきながら、集約していくときにはそれも考えた上で対応していかないかんというふうに思いました。

また、いろいろそういった視点から新たな気づきを私にさしていただきますので、これからもまた御指導、御鞭撻等いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

12 番（今橋寿子君）

質問は終わらせていただきますが、最後に、佐川町の職員の皆さんに一言述べさせていただきます。

今、国も県も町も意識改革期であると考えられますので、職員の皆さんも何かと大変であるとお察しします。特に、都市の価値観で動いてきました今日、地方の行政に携わっている方々、足もとの作業だけで手一杯だと思いますが、公僕としてかかわってくださっている皆さん、まだまだ知恵の出どころはいっぱいあると考えます

ので頑張ってください。

先日、ある町会議員の方が佐川町の広報は素晴らしいですね、町民の視点で議会ができるように、それぞれの説明ができていますね。とほめてくださいました。私自身も自分の関心のあるところの部署はそのように感じながら見ていましたが、余り得意でない部分を改めて見てみますと、それぞれ担当部署の方々がわかりやすく説明してくださっていただきましたので感心いたしました。

議会だよりも、議会広報編集委員の皆さんが頑張ってくださいますので、今ではどこに出しても恥ずかしくない広報として認めていただいています。

町行政と議会とも立ち位置は違いますが、それぞれ議論も高めていって、しっかりと日本一の佐川町を目指していきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定をいたしました。

次の会議を、9日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後5時